

博士論文

売却時価会計の理論的背景に関する研究

令和3年3月

中央大学大学院商学研究科商学専攻博士課程後期課程

井奈波 晃

目次

序章

第1節 本論文の目的と問題意識.....	1
第2節 本論文の構成.....	2

第1章 チェンバース初期会計理論の構造と方法論.....5

第1節 はじめに.....	5
第2節 チェンバースが構想する会計理論.....	6
1 理論と実務.....	7
2 会計理論の性質.....	8
第3節 チェンバース初期会計理論の構造.....	9
1 4つの命題.....	9
2 命題の関係.....	13
3 命題の導出方法.....	15
第4節 おわりに.....	17

第2章 チェンバース継続時価会計における仮説演繹体系の検討.....20

第1節 はじめに.....	20
第2節 Chambers [1966]の構成.....	21
第3節 会計理論構築の構想と方法論.....	22
1 Blueprintにおける問題意識と理論の構想.....	22
2 Chambers [1966]における方法論.....	23
第4節 継続時価会計の基礎的前提.....	24
1 人間と最適適応.....	24
2 現在現金等価額.....	26
3 売却時価会計情報の性質.....	29
第5節 継続時価会計の展開.....	30
1 実体の財政状態.....	30
2 財政状態の変動.....	31
3 会計記録の必要性.....	32
4 企業の定義.....	33
5 企業の会計.....	34
6 Chambers [1980]における利益計算.....	36
第6節 仮説演繹体系の検討.....	39
1 論理展開の妥当性.....	39

2 仮説演繹体系の意義.....	41
第7節 おわりに.....	42
第3章 スターリング売却時価会計の理論構造.....	43
第1節 はじめに.....	43
第2節 スターリングの基本思考.....	44
1 スターリングの ASOBAT に対する問題意識.....	44
2 理論構築の方法論.....	46
第3節 情報の必要性.....	46
第4節 命題の整理.....	47
1 情報の命題.....	48
2 コミュニケーションの命題.....	49
3 測定の命題.....	51
4 評価の命題.....	52
第5節 意思決定理論.....	54
1 経営者の意思決定理論.....	54
2 利害関係者の意思決定理論.....	55
3 売却時価と購入時価の選択.....	58
第6節 理論構造の検討.....	59
第7節 おわりに.....	62
第4章 スターリング売却時価会計における計算構造の検討.....	63
第1節 はじめに.....	63
第2節 科学的要件と売却時価.....	64
1 経験的検証可能性と目的適合性.....	64
2 利益の定義と COG 概念.....	65
3 COG 概念の加法性.....	67
4 損益計算書と資金計算書.....	69
第3節 スターリング売却時価会計の計算構造.....	72
第4節 売却時価会計における計算構造と財務諸表.....	75
1 計算構造の検討.....	75
2 売却時価会計における財務諸表の表示形式.....	76
第5節 スターリング理論における計算構造の意義.....	78
第6節 おわりに.....	80

第5章 売却時価会計学説を基礎とした公正価値の実証研究	
—チェンバースおよびスターリングの学説を手がかりに—	82
第1節 はじめに	82
第2節 売却時価会計の概要と先行研究のレビュー	83
1 チェンバースの売却時価会計	83
2 スターリングの売却時価会計	84
3 公正価値情報の価値関連性に関する実証研究	86
第3節 仮説の提起	87
第4節 分析方法	89
1 分析モデル	89
2 サンプルの選択	91
第5節 分析結果	92
1 記述統計と相関係数	92
2 主な分析結果	92
3 追加的な分析	95
第6節 おわりに	96
第6章 公正価値会計の概要	98
第1節 はじめに	98
第2節 財務報告に関する概念フレームワーク	98
1 一般目的財務報告の目的	99
2 有用な財務情報の質的特性	99
3 財務諸表の目的および範囲	101
4 財務諸表の構成要素	102
5 測定基礎の選択	105
第3節 IFRS 第13号「公正価値測定」	106
1 公正価値の定義	106
2 公正価値による測定	108
3 評価技法	111
4 開示	111
第4節 おわりに	115
第7章 売却時価会計の理論的背景と展望	116
第1節 はじめに	116
第2節 売却時価会計学説の計算構造の比較	116
第3節 公正価値会計と売却時価会計の比較	118

第4節 測定基礎として売却時価を用いる会計理論の展望.....	123
第5節 おわりに.....	125
終章.....	127
参考文献.....	132

本論文の各章は新たに執筆したもののほか、次にあげる論文を加筆修正したものを基本としている。

第1章「チェンバース初期会計理論の構造と方法論」『論究』第48巻，第1号，21-36頁，2016年。

第2章「チェンバース継続時価会計における仮設演繹体系の検討」『中央大学商学研究科 大学院研究年報』第49号，221-236頁，2020年。

第3章「売却時価会計の理論構造—スターリング学説の検討—」『中央大学商学研究科 大学院研究年報』第50号，2021年。

第4章「売却時価会計の計算構造と表示形式の検討—スターリング会計理論を手掛かりに—」『修道商学』第61巻第2号（商学部開設60周年記念号），2021年。

第5章「売却時価学説を基礎とした公正価値の実証研究—チェンバースおよびスターリングの学説を手がかりに—」『産業経理』第78巻，第3号，172-185頁，2018年。

序章

第1節 本論文の目的と問題意識

本論文の目的は、売却時価会計の理論的背景を明らかにすることである。売却時価会計とは、財を現在の貨幣等価額（売却時価）により測定する会計システム¹である。売却時価は出口価格（exit value）の概念であり、ある財を市場で売却する時の価格のことである。測定基礎としての売却時価は、過去にマクニール（MacNeal）、チェンバース（R. J. Chambers）、スターリング（R. R. Sterling）、ローゼンフィールド（Rosenfield）²といった会計学者により提唱され、現在の会計基準では国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, 以下、IFRS とする）³における公正価値会計に含まれている。しかし、IFRS の基準をみると、過去に提唱された売却時価会計の学説とは異なる点がみられ、測定基礎としての売却時価に関する統一的な理論的背景は、現代において存在していないようである。そこで、本論文では、売却時価会計の学説およびIFRS の基準を手がかりとして、測定基礎として売却時価を用いる会計システムの理論的背景を明らかにすることを試みる。

会計理論において、どの測定基礎を選択するかという問題は、非常に重要な論点である。どの測定基礎が最も優れているかについては、これまでに多くの会計学者や基準設定主体により議論されてきたが、現代において、すべての人が納得するような結論は未だ出ていない。そのため、現代会計では、複数の測定基礎を用いる混合測定会計が主流となっている。

本論文において売却時価を取りあげるのは、制度化された測定基礎の中では最も新しいものであることと、これまで主流とされてきた測定基礎である取得原価（historical cost）の有力な対抗馬として位置付けられていることに着目したからである。IFRS で採用されている公正価値（fair value）は、その中に単一の測定基礎を用いる会計システムとして制度化されてこなかった売却時価の考え方が含まれていることから、活発に議論が行われている。測定基礎として公正価値を用いることには、未だ賛否両論あるという状態であり、その有用性について疑問視される向きもある。しかし、それまで会計システムの中でも主流とされてきた、取得原価会計に対する最も有力な対抗馬であることも事実である。実際に、売却時価会計を提唱したチェンバースおよびスターリングは、取得原価会計に対する優位性を意識して理論構築を行っていた。

¹ 本論文では、ある測定基礎を用いて会計を行う仕組みを会計システムとよび、会計システムとその背後にある理論をあわせたものを会計理論とよぶこととする。

² それぞれ代表的な著作として、MacNeal [1939], Chambers [1966], Chambers [1980], Sterling [1970a], Sterling [1979], Rosenfield [1977], Rosenfield [2006]がある。

³ IFRS は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Boards, 以下、IASB とする）で設定された基準である。IASB は、他に国際会計基準（International Accounting Standards, 以下、IAS とする）という基準を設定している。

売却時価会計をはじめ体系的な会計理論として提唱したのが、チェンバースである。彼は20世紀を代表する会計学者の1人として評価されており、著名な会計学者を紹介する文献（Clarke and Dean [1996], Gaffikin [2014]など）において取りあげられている。彼は100以上の論考を残しており、非常に多産な会計学者である。

チェンバースは、すべての資産と負債を現在の貨幣等価額（売却時価）で測定する、全面売却時価会計を提唱した。彼は1950年代頃からその理論の方向性を考えており、1966年に売却時価会計を体系的な理論として完成させた。特に、当時主流であるとされた取得原価会計を強く意識して理論構築が行われている点が特徴的である。

チェンバースから少し遅れて売却時価会計を理論として主張したのが、スターリングである。スターリングは1970年に測定基礎として売却時価を用いることを主張し、その後1979年になると、体系的な理論として売却時価会計を主張した。彼の理論の特徴は、会計を科学化することを目指して、会計理論に科学的方法論を適用していることにある。本論文では、売却時価会計を提唱した会計学者の中でも、科学的方法論に基づいて体系的な理論として構築してみせた、チェンバースおよびスターリングを取りあげる。

公正価値を含む会計システムで現在制度化されているのが、IFRSである。IFRSでは元々、各基準の中に公正価値を用いる定めがあったが、2011年にIFRS第13号「公正価値測定」（以下、IFRS第13号とする）が公表されるまで、その定義や考え方が統一されていなかった。IFRS第13号の公表後は、それらがまとめられたことで公正価値に関する議論が大きく進展したものの、そもそもの公正価値の有用性については、未だ議論がなされているという状況である。

このように、売却時価の概念を含む測定基礎を用いる会計システムは複数存在するが、それらには成立の経緯や内容に差異が存在し、その統一的な理論的背景は明らかになっていない。これまでの売却時価会計や公正価値に関する研究においても、それらの会計システムを単独で取りあげたものがほとんどであり、同列に取りあげて検討した研究はほとんどない。そこで、本論文では、上述した売却時価の概念を含む測定基礎を用いる会計システムのそれぞれについて、理論的および実証的な観点から検討することで、売却時価会計の理論的背景と展望を明らかにすることを試みる。

第2節 本論文の構成

本論文では、売却時価の概念を含む測定基礎を用いる会計システムとして、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計の理論とIFRSにおける公正価値に関する基準を取りあげる。そして、それらについて理論的および実証的な観点から検討することで、売却時価会計の理論的背景と展望を明らかにすることを試みる。そのために本論文は次のような構成となっている。

第1章では、会計理論の構造と方法論について検討することを目的としている。そのために、売却時価会計を提唱した会計学者の中でも、会計理論のあるべき構造および会計理論構築の方法論について論じているチェンバースを取りあげる。彼の会計理論についての考え方は、その後に提唱された売却時価会計の基礎となっている。第1章では、彼の1950年代の論考を取りあげることで、会計の一般理論といえるものがもつべき構造と、そのような理論を構築するための方法論を明らかにする。

第2章では、チェンバースの売却時価会計の理論について検討することを目的としている。そのために、彼の理論が体系的に示されているChambers [1966]を取りあげる。Chambers [1966]は、第1章で取りあげた1950年代の論考を出発点とした研究の集大成である。第2章では、Chambers [1966]を中心として、一般理論として体系化された売却時価会計の理論構造を明らかにする。

第3章では、スターリングの売却時価会計の理論について検討することを目的としている。そのために、彼の会計理論に対する基本的な考え方が示されているSterling [1967]およびSterling [1970b]と、彼が測定基礎として売却時価を主張したSterling [1970a]を取りあげる。彼の理論の特徴は、測定と評価を明確に区別していることや、意思決定の理論に重点をおいていることである。第3章では、Sterling [1970a]を取りあげ、測定基礎としての売却時価の位置付けや意思決定に関する理論を中心として、彼の売却時価会計の理論構造を明らかにする。

第4章では、売却時価会計の開示方法について検討することを目的としている。そのために、取得原価会計と売却時価会計による開示方法が比較検討されている、Sterling [1975]を取りあげる。売却時価会計の特徴として、個別価格変動および一般物価水準変動を調整することがあげられるが、それをどのように開示するのかが問題となる。第4章では、Sterling [1975]を取りあげ、売却時価会計の理想的な開示方法を明らかにする。

第5章では、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計が、実際に有用であるかどうかについて分析することを目的としている。彼らの理論は、すべての資産と負債を現在の貨幣等価額（売却時価）で測定する全面売却時価会計であるが、過去に単一の測定基礎を用いる会計システムとして制度化されたことがないため、データを入手することができない。そこで、実際のデータのうち、売却時価により測定されている部分に着目することで、疑似的に売却時価会計の分析を行うことが可能になると考えられる。第5章では、売却時価会計の理論に基づいて仮説を立て、疑似的に売却時価会計の分析を行うことで、売却時価会計の有用性を明らかにする。

第6章では、IFRSにおける公正価値に関する基準を概観することを目的としている。IFRSでは、「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、概念フレームワークとする）およびIFRS第13号において、公正価値の記述が存在する。概念フレームワークでは、IFRSの基礎的前提といえるものが述べられており、IFRS第13号では、測定基礎としての公正価値に

ついて、網羅的に述べられている。第 6 章では、それらの公正価値に関する内容を概観することで、それまでの章で取りあげた売却時価会計の理論と比較を行うための材料とする。

第 7 章では、測定基礎として売却時価を用いる会計理論の理論的背景と展望を明らかにすることを目的としている。これまでの諸章では、IFRS における公正価値会計、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計の理論取りあげてきた。第 7 章では、それらを比較検討することで、測定基礎として売却時価を用いる会計理論の理論的背景と展望を明らかにする。

第1章 チェンバース初期会計理論の構造と方法論

第1節 はじめに

現代会計では、統一的な会計基準を作るという試みがなされている。資本市場のグローバル化により、各国で採用している会計基準では企業実体の経済活動の国際間比較が困難となってきたからである。今日において、会計基準の世界的な統一が早急に求められているといえる。

統一的な会計基準を作るためには、その土台となるような会計の基礎理論が必要となる。会計の基礎理論とは、会計が適用されるあらゆる実体に適用できるような基準の基礎となるものである。すなわち、今日、会計とよばれているすべてのものが共通してもっているべき基礎のことであり、会計の一般理論といえるものである。この基礎が的確なものであれば、その上に的確な基準が構築されることが期待できる。したがって、そのような理論の構築を目指すことこそが、統一的な会計の土台をなす理論の完成につながる。

そのような会計の基礎理論を構築するためには、まず会計理論とはどのような構造をもつのかを規定しておく必要がある。また、そこで規定した会計理論の構造は、どのような方法論でもって導かれるのかも規定しておく必要がある。はじめに構造と方法論を規定しておくことで、構築された理論を比較検討することが可能となり、それによって基礎として適した理論の完成につながると考えられるからである。

上述したように、会計の基礎理論の構築を試みた会計学者は多数存在するが、本章ではその中でもチェンバースを取りあげる。彼の所論を中心として、彼が初期に構想した会計理論の構造と、その理論を導くための方法論について検討する。彼は一般理論の構築を目指し広い視点で会計を考察しており、理論構築のための方法論を示した上で会計理論の構築を試みている会計学者である。筆者は1966年の主著 *Accounting, Evaluation and Economic Behavior* において示されているチェンバース理論⁴について、国際財務報告基準が採用している公正価値会計につながる学説であると評価している。

本章において取りあげる *Blueprint for a Theory of Accounting* (以下、*Blueprint* とする) は、上述した主著において示されている理論の出発点⁵ともいえる内容を示した論文である。会計理論とはどのような構造をとるのかを構想した論文であり、論文公表当時に主流であった会計理論とはまったく異なるものであった。チェンバースは1955年にこの論文を公表し、当時の会計理論を厳しく批判し、会計の一般理論構築に向けての第一歩を踏み出した。彼は会計の一般理論構築を目指すにあたり、当時の会計理論のあり方をふまえ、それに対して会

⁴ チェンバースが提唱した会計理論は、すべての資産と負債を現在の貨幣等価額（売却時価）によって継続的にそして同時的に評価するものであり、売却時価会計として知られている。

⁵ その後、Chambers [1962]において、初めて体系的な理論が展開されることになる。

計理論とはどのような構造をとるのかを示そうと試みた。

この Blueprint に続く論文 *A Scientific Pattern for Accounting Theory* (以下, Pattern とする) では, Blueprint において構想した会計理論の構造はどのような方法論によって導かれるのかを示した論文である。チェンバースは会計に科学的方法論を適用することで, 科学として会計を考え, 会計理論を構築しようと試みている。

このようなチェンバースによる会計の一般理論を構築しようとする試みは当時において画期的なものであったが, 一方で多くの批判⁶をよびおこすものでもあった。これらの批判に対しチェンバースは, 多くの論文・著書を通じて反論している。そして, その後もそれらの意見交換などを通じて一般理論の構築にむけての考えを発展させていき, 1966 年に主著 *Accounting, Evaluation and Economic Behavior* を完成させることとなる。

本章は次のように構成される。まず, チェンバースの Blueprint をもとに, チェンバースはどのような問題意識をもって会計および会計理論を考える必要性を見出したのかを明らかにする。そして, そのような意識のもとでチェンバースが構想した会計理論は, どのような構造をとるものであったかを詳述する。さらに, Pattern をもとに, その会計理論はいかにして導かれるのかについても概観する。本章におけるチェンバース初期会計理論の構造と方法論の考察は, 会計の一般理論といえるものを生み出す土台になると考えられる⁷。

第2節 チェンバースが構想する会計理論

主著において述べられているチェンバース理論に至るまでの道程のうち, その出発点といえる論文が 1955 年に発表された Blueprint である。Blueprint では会計および会計理論の構想が述べられており, これが 1966 年の主著において示されている理論の土台になっていると考えられる。

Blueprint ではそれに加えて, チェンバースが会計理論を考えるに至った問題意識およびチェンバースが構想する会計理論の性質も示されている。そこで本節では, Blueprint を手掛かりとして, 1955 年におけるチェンバースの問題意識と, チェンバースが目指す会計の役割を明らかにする。

⁶ チェンバースの Blueprint に対するコメント論文として, Littleton [1956], Forster [1955a], Forster [1955b]がある。チェンバースは Littleton [1956]に対して, Chambers [1957a]で返答を行っている。また, Forster [1955a]に対して, Chambers [1955d]で返答を行っている。

⁷ チェンバースを取り上げた論考として, Clarke and Dean [1996], Gaffikin [1994], Gaffikin [2014]がある。また, 我が国において Blueprint を取りあげた文献として, 小野 [1966]および前田 [1970]がある。

1 理論と実務

会計学は実学であり、理論的側面と技術的側面を併せもつ学問である。チェンバースはその点に着目し、会計を他の技術が属する学問体系と比較している。冒頭ではキャニング (Canning) の言葉を引用した上で、「会計人は会計について、どんな完全な思考体系ももちあわせているようにはみえない」(Chambers [1955a] p.18) と述べている。

チェンバースによれば、当時における会計に関する思考体系は、ただ実務を分類する試みにすぎない。そしてこれは、他の技術が基づいているような、実行の参考もしくは基準として役立つような思考体系ではないという (Chambers [1955a] p.17)。このようにチェンバースは、(当時において) 会計には他の技術が基づいているような思考体系が存在しないということを指摘した上で、その後の会計理論に関する議論を展開する。

チェンバースには、他の技術が基づいているものは会計が基づいているものよりも優れた思考体系であるように映っていたようである。これは「(他の技術が基づいている思考体系は) 実務の単純な記述ではなく、(中略) 実務における発展と改善を導くようなものである」(Chambers [1955a] p.17) と述べていることから読み取ることができる。そして、このような実務における発展と改善を導くような思考体系こそが、理論である。

そのような理論を会計においても見出すにあたり、チェンバースは理論と実務の関係について次のように述べている。「会計実務に関連する規則体系と、会計理論 (a theory of accounting; accounting theory) を区別することが必要である。規則体系はあらゆる技術における一貫した実務のために必要なものであり、分類することが有用である。規則が適切に記述されていれば、規則体系内の矛盾を発見することが可能になる。ただし、規則の適切な記述は、矛盾した規則の採用や廃止を助けるものではない。これは基本的な命題や理論に関係するものである。」(Chambers [1955a] p.17) すなわち、規則体系は実務のために必要不可欠であるが、その適切さは基本的な命題によって決定されるという。後述するが、Blueprint ではチェンバースにより 4 つの命題が提示され、それらを中心に議論が展開される。

チェンバースは会計における理論の当時のあり方について、批判的に検討を加えている。チェンバースは当時における他の研究者に対し、「早期の会計における分析的な研究者は、実務を (公式化し) 記述することで満足していた」(Chambers [1955a] p.17) と評価する。Blueprint ではそのような学者・著作の例として、ギルマン (Gilman) による *Accounting Concepts of Profit*, サンダース (Sanders) ・ハットフィールド (Hatfield) ・ムーア (Moore) による *A Statement of Accounting Principles*, ペイトン＝リトルトン (Paton and Littleton) による *Introduction to Corporate Accounting Standards* があげられている。これらについて、「会計理論という言葉が使われていないことが果たして故意なのか偶然なのか、また実務の記述からはっきりとした会計理論を見出せなかったのかはわからないが、理論を示そうという意図が表現されていないために、彼らの業績が理論を示していないとして非難されることはなかった」(Chambers [1955a] p.18) と述べており、彼らによる論考は理論ではないと考えて

いることがわかる。

その後の時代になって、会計理論という言葉がしばしば用いられるようになる。しかし、チェンバースにとってみれば、それらの内容は「理論という言葉を経済に結び付けてみた」(Chambers [1955a] p.18) 程度のものにすぎなかったようである。ここでチェンバースはノリス (Norris) の *Accounting Theory*, ブレイ (Bray) の *Four Essays in Accounting Theory*, リトルトン (Littleton) の *Structure of Accounting Theory* を例としてあげている。

チェンバースはこれらの例において示される会計理論について、「これらの矛盾した命題の集合に満足する科学者や技術者は存在しない。それらは誤解を招きやすく、(会計の) 発展を妨げる」(Chambers [1955a] p.18) ものであるとして、警鐘を鳴らしている。その理由として、「代替の会計システムの考慮が推奨されないこと、命題の性質や実務の基礎をなす仮定が注意深く吟味されていないこと」(Chambers [1955a] p.18) などをあげている。

チェンバースはこのような時代背景のもとで、新たな会計を考える必要性を感じていたようである。それは次の記述から読み取ることができる。「環境と組織活動の管理は、複式簿記が生まれた時以来、大きく変化している。ある命題が過去に妥当であったように今も妥当であると思うこと、もしくは今必要とされている新たな命題がないと思うことは、愚かなことだろう。」(Chambers [1955a] p.18)

2 会計理論の性質

前項において述べたように、チェンバースは理論と実務を区別するべきであるとしている。しかし、これらに関連性がないと断言しているわけではない。チェンバースによれば、「会計実務を参照せずとも、会計理論を構築することは可能である。しかし、これは理論が現実とのつながりをもっていないということを意味しない。現実との関連性をもたない理論の形成はまったく実行できない」(Chambers [1955a] p.19) という。チェンバースはあくまでも、理論とは現実との関連性をもつものであり、現実から遠く離れたものではないという。

この理論と現実の関連について、チェンバースは科学的方法論の視点から説明している。「仮説を現実の検証にあてはめることは、理論家にとって最高の喜びである。(中略) 検証の手順は科学的方法論の本質である。」(Chambers [1955a] p.19) この科学的方法論による検証の手順により、理論と現実の関連が保たれることになる。それについては、後述する **Pattern** において詳細に述べられているので、後ほど改めて取りあげることとする。

チェンバースが構想する理論は、過去にあった実務や現在ある実務を公式化して記述することによって構築されるものではない。既に存在する実務を前提とするのではなく、新たな前提のもとで理論を構築することで、実務の発展と改善に資するような理論が生まれることを目指している。そのような理論は、「少数の基本的な仮定 (assumptions), もしくは公理 (axioms) からの、一連の適切な命題の形成によって進展する」(Chambers [1955a] p.19) ものである。

チェンバースはこれらの議論をふまえ、会計理論のための前提 (premises) として、次の4つの命題 (propositions) を提案する (Chambers [1955a] p.19)。

- (1) 特定の組織化された活動は、利害関係者 (contributing parties) の意思、もしくは利害関係者の協力によって存在する実体 (entities) により実行される。
- (2) これらの実体は、利害関係者の要求を効率的に満たすという視点から、合理的に経営される。
- (3) 取引や実体の関係を貨幣で表示した計算書は、合理的な経営を促進する1つの手段になる。
- (4) そのような計算書から生み出されるものはサービス機能である。

チェンバース初期会計理論は、これら4つの命題を中心として展開される。次節において、これらの命題とその導出方法について詳細に取りあげることとする。

第3節 チェンバース初期会計理論の構造

前節では、チェンバースがどのような問題意識をもって会計および会計理論を考える必要性を見出したのか、またチェンバースが考える会計理論の性質について明らかにした。チェンバースは当時における会計理論は理論としてふさわしいものではないと考えており、そこで自ら会計理論のあるべき形を示すことを試みた。

本節では、チェンバースが **Blueprint** において構想した会計理論は、どのような構造をとるものであったかについて詳述する。また、**Pattern** をもとに、その会計理論はいかにして導かれるのかについても概観する。

1 4つの命題

前節において述べたように、チェンバースは会計理論のための前提として、4つの命題を提案した。これら4つの命題が、チェンバース初期会計理論の核となる。それは次のようなものであった (Chambers [1955a] p.19)。

- (1) 特定の組織化された活動は、利害関係者の意思、もしくは利害関係者の協力によって存在する実体により実行される。
- (2) これらの実体は、利害関係者の要求を効率的に満たすという視点から、合理的に経営される。
- (3) 取引や実体の関係を貨幣で表示した計算書⁸は、合理的な経営を促進する1つの手段になる。
- (4) そのような計算書から生み出されるものはサービス機能である。

⁸ チェンバースは、合理的な経営を促進する他の手段が存在する可能性を否定していない (Chambers [1955a] p.20)。

これらは会計理論のための前提として出された命題である。これらの命題がどこから来るのかについてチェンバースは、「これら会計理論のための基本的な前提は、会計固有の分野の外側にある。なぜなら計算書は、主として政府や経済学のような他の分野において認識される実体が記帳されるからである」(Chambers [1955a] p.19) と述べている。すなわち、会計とは会計の内側にあるものを記帳する技術ではなく、外側にある実体を記帳する技術である。したがって、会計理論のための前提は会計の内から生じるものではなく、会計の外から生じるものである。

さらにチェンバースはこれらの命題について、その性質を次のように簡単に説明している (Chambers [1955a] p.20)。

「命題(1)は、現実からの観察により生じる命題である。一般に会計が要求されるかもしれないあらゆる状況を扱うのに十分一般的な命題である。それは法人組織や法人格のないものまでを包含する。したがって、私的会計、公的会計、社会会計の基礎となるものである。」

「命題(2)も、現実からの観察により生じる命題である。経済的リターンの極大化、もしくは貢献者への最大リターンとして解釈されうるものである。それは実質的に、経済理論の大部分を支えるような命題と同様のものである。」

「命題(3)は、貨幣経済において貨幣は便利な共通の価値尺度であるという認識である。」

「命題(4)は、命題(1)と命題(2)から導き出される命題である。」

これら 4 つの命題は大きく 2 つに分けることができる。現実における観察から生じた現実に関する命題と、技術としての会計に関する命題である。命題(1)と命題(2)は現実世界において会計が対象とするものの性質を規定している。命題(3)と命題(4)は会計という技術の性質を規定している。以下、これらの命題それぞれについて、チェンバースの考えをふまえながら詳述していくこととする。

まず命題(1)についてであるが、これは実体の存在を規定する命題である。ただし、実体という概念自体は当時においても真新しいものではなかったようである。チェンバースは「会計実体の考えは当時の会計処理においてひろく一般に受け入れられていた。ギルマンはこれを慣習 (convention) として、ブレイは原則 (principle) として考えていた」(Chambers [1955a] p.20) と述べた上で、それとは異なる主張を行っている。

チェンバースは実体について、「実体は会計実体 (accounting entity) より前の観念である。なぜなら、計算書に実体が記帳された時、それは会計実体になるからである。筆者の視点で、実体は所与のものである。」(Chambers [1955a] p.20) と述べている。ここで、チェンバースは実体と会計実体を区別していることがわかる。実体というものは既に現実世界に存在し、会計を通して記帳することで、会計によって認識された会計実体になる。

ここで実体は所与のものであるという点について、チェンバースは情報との関連性を指摘している。「もし実体が異なるのであれば、それらの経営者や他の関係者により要求される情報の種類が異なる可能性は高い。実体のそれぞれの類型について、どんな情報がその合理的な経営のために要求されるのか調査する必要がある。」(Chambers [1955a] p.20)

要求される情報が異なるのであれば、実体の種類の違いにより、情報提供システム (information-providing system) としての会計は変化する可能性がある。「会計は実体に関する仮定の組み合わせにより、異なるモデルの会計プロセスを生み出すことになる。」 (Chambers [1955a] p.20-21)

命題(1)は、実体の存在を規定した上で、それらの類型によって求められる情報が異なることを指摘するものであった。次にチェンバースは命題(2)において、実体の性質を規定することを試みる。命題(2)は、実体は利害関係者の要求を効率的に満たすという視点から合理的に経営される、という内容であった。チェンバースはこの合理的経営という視点から、情報提供システムとしての会計の位置づけを検討する。

チェンバースによれば、「合理的な経営は行動の代替案の考慮、意思決定、実行の簡易化、結果の再検討や再調査といったものを伴っている」 (Chambers [1955a] p.21) という。そして合理的な経営のために、情報提供システムがあるべきであることを主張する。「情報提供システムの存在は、合理的な経営の仮定から導き出される系 (corollary) である。情報提供システムは、決定のための基礎と、決定の結果を再調査するための基礎の両方を要求される。貨幣経済において、そのようなシステムの一部が会計システムである。」 (Chambers [1955a] p.21)

これを上述した実体の記述と合わせて考えると、次のようになる。まず現実世界には様々な実体が存在する。そして、それらの実体は合理的に経営される。合理的な経営は意思決定やその他の行動を必然的に伴っているため、そのための基礎が必要不可欠である。そして、その基礎を提供するために情報提供システムがあるべきであり、その1つが会計である。命題(2)は、実体は合理的な経営を目指すという仮定をおくことによって、そのために情報提供システムの必要性が生じることを示す命題であるといえる。

情報提供システムについて、チェンバースは2つの条件を設定している。1つ目は全体の論理的伝達の条件、2つ目は意思決定を容易にするという条件である。

1つ目の条件の内容は次の通りである。「システムは論理的に一貫しているべきである。(中略) 特に使われている記号は、システム全体を通じてはっきりとした一定の意味をもつべきである。会計において、これは等しいものが等しい記号によって表現されるべきであることを意味する⁹。」 (Chambers [1955a] p.21) 後述するが、会計における記号とは貨幣のことを指す。

2つ目の条件の内容は次の通りである。「(これは) 意思決定の基礎としての、会計計算書の利用から生じる。情報は、当然、意思決定を容易にするものであるべきである。(中略) もし将来において遂行される決定が今行われるとしたら、今適切な言葉で表現されている

⁹ チェンバースによれば、当時の会計実務において、この命題は受け入れられていなかったという。等しいものがしばしば異なる記号により表示され、そして同じ記号が、同じもののまったく異なる量を表示するかもしれない状況であったという (Chambers [1955a] p.21)。

現在の業務の状態が、それらの意思決定の基礎として使われるべきである。」(Chambers [1955a] p.22) すなわち、今意思決定を行うのであれば、意思決定と関連のある今現在の情報を、そのための基礎として用いることが理にかなっているという。

このように情報提供システムの位置づけが合理的経営の仮定から導き出されたところで、先に登場した会計における記号の説明に移る。チェンバースによれば、「会計システムにおいて利用される記号は貨幣単位¹⁰ (units of currency)」(Chambers [1955a] p.22) である。

ただし、ここで貨幣単位を用いるにあたり、チェンバースはその性質について検討する必要性を主張する。「(貨幣価値の性質について) 貨幣価値安定もしくは貨幣価値不安定の2つの仮定が考えられる。(中略) 貨幣価値安定の仮定はある一時は現実のものであったかもしれない¹¹が、伝統的であるという理由のみでそれまでの体系を保つことは、サービス機能としての会計にふさわしくない。」(Chambers [1955a] p.22)

情報提供システムを考えた時に、合理的経営に資する情報を貨幣単位という記号を用いて提供できるシステムが会計システムである。そして貨幣単位に関して、その価値が安定しているかもしくは不安定であるかの検討が必要である。貨幣単位は共通の価値尺度として用いられるため、その適切性を検討することは必須であろう。

貨幣という記号は、実体の取引を記述するために用いられる。チェンバースはインプットとアウトプットを記録する目的のために慣習を用いることを認めており、一連の簿記の手続きについては伝統的なものを用いることを推奨している (Chambers [1955a] pp.22-23)。

この簿記の手続きによって形成されるものが、会計計算書である。チェンバースによれば、「新たな意思決定をしたり、過去の意思決定を再調査したりするためには、継続実体の業務における変化¹²に関する定期刊行の計算書¹³があるべき¹⁴である」(Chambers [1955a] p.23) という。すなわち、貨幣単位により記述された定期刊行の計算書こそが、意思決定を容易にする情報を提供する会計システムである。

このような情報提供システムとしての会計システムの存在は、命題(3)として示される。命題(3)は、情報提供システムとしての会計の性質が規定されているといえる。チェンバースが考える会計システムとは、貨幣単位によって表示される計算書によって、意思決定を容易にする情報が提供されるシステムである。

¹⁰ チェンバースによれば、一般的な利害関係者の一団、もしくは実体それ自身にとって、国内貨幣の単位と同じくらい適切な他の単位はないという (Chambers [1955a] p.22)。

¹¹ チェンバースによれば、当時の実務は明らかに現実的ではない貨幣価値安定の仮定で進められていたという (Chambers [1955a] p.22)。

¹² この計算書について、すべての重要な項目が示されることが要求されるという。重要な項目とは、判断に影響を与えるかもしれない項目である (Chambers [1955a] p.24)。

¹³ チェンバースはこの計算書について、ある期間に何が起きたのが適切に記述されるはずであるが、期限が到来していない耐久性資産や生産未済の資産価値の考慮について問題が生じていると述べている (Chambers [1955a] p.23)。

¹⁴ チェンバースはここで、合理的な意思決定に資する情報を提供することができる、新たな計算書が登場する可能性も示唆している (Chambers [1955a] p.23)。

最後に命題(4)についてであるが、命題(4)は会計システムが提供する機能の性質について述べている。意思決定を容易にする情報の提供は情報利用者に対するサービスであり、会計システムの機能は情報利用者のために用いられる。

チェンバースはこれらの命題により、「便宜的で都合のよい非体系的な実務が反証されるような、理想的な体系を提供する理論の発展」(Chambers [1955a] p.25) の必要性を主張している。

2 命題の関係

以上が、チェンバースが **Blueprint** において提案した 4 つの命題の説明である。本項では、チェンバースが初期に構想した会計理論の構造について、図を用いて整理する。**Blueprint** において示された会計理論の構造を図示すると、次の図 1-1 のようになる。図 1-1 における(1)、(2)、(3)、(4)はそれぞれ上述した 4 つの命題であり、矢印は導き出される系をあらわしている。

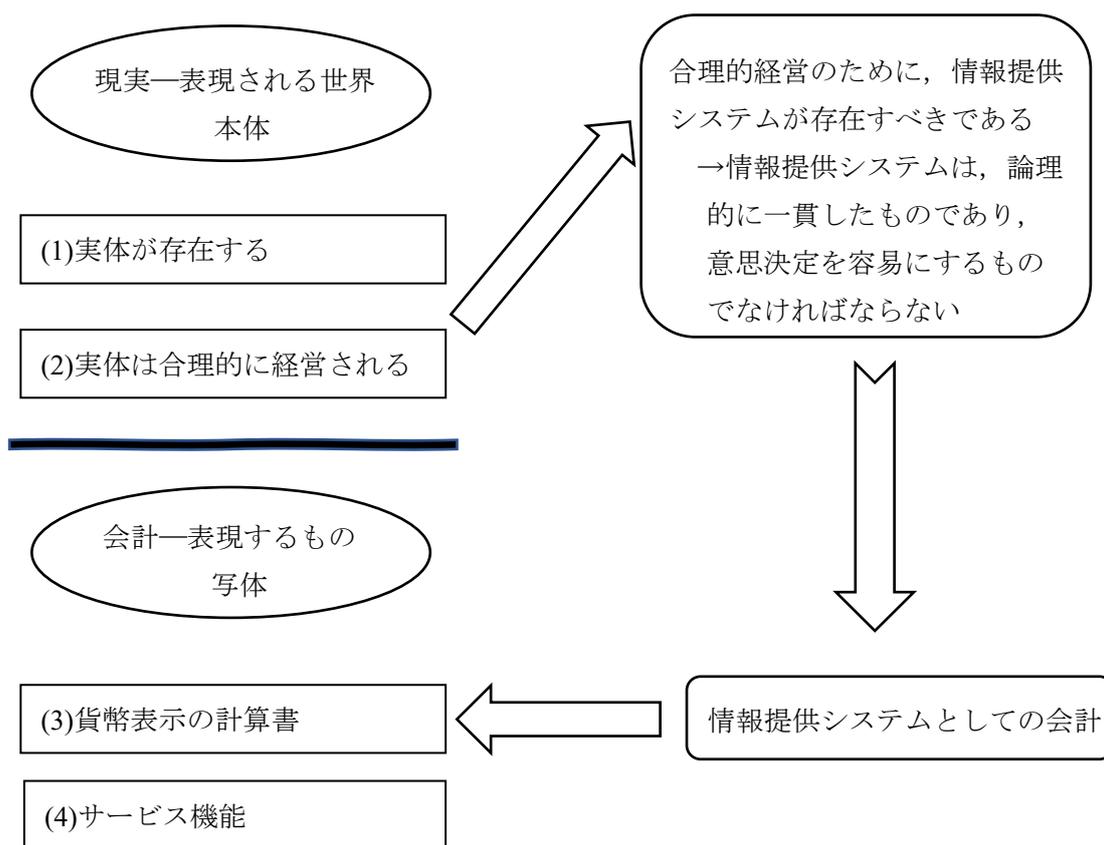


図 1-1 命題の関係

出典：Chambers [1955a]から筆者作成

上述したように、チェンバースは会計と他の技術とを比較してみたときに、会計には他の

技術が土台としているような思考体系が存在しないことを指摘している。そこで会計においてもそのような体系を見出すために必要になるのが、理論と実務を区別することであった。当時における会計理論とは、過去に行われていた実務や現在行われている実務を公式化して記述するものにすぎなかった。そのようなものを理論とするのではなく、実務の発展と改善に資するような理論の構築を目指すにあたり、その基礎となる命題が必要になる。

4つの命題は、命題(1)と命題(2)が現実からの観察から生じる命題であり、命題(3)と命題(4)は命題(1)と命題(2)から導き出されるものであった。命題(1)と命題(2)は会計の外側にある実体に関するものであり、命題(3)と命題(4)は外部のものを記帳する技術としての会計である。井尻の言葉を借りれば、命題(1)と命題(2)は本体であり、命題(3)と命題(4)は写体であるといえる。井尻は、他の物や現象を表現するのに使われる物や現象を写体とよび、写体によって表現されている物や現象を本体とよんでいる（井尻 [1968] 3頁）。

現実からの観察により、命題(1)と命題(2)、すなわち実体が存在する、そして実体は合理的に経営されるという2つの命題が導き出される。そして、合理的に経営されるという仮定を満たすためには、適切な情報提供システムが必要不可欠である。ここで情報提供システムの1つとして登場するのが、会計システムである。

上述したように、情報提供システムには2つの満たすべき条件が存在する。1つ目は、システムが全体を通じて論理的に一貫していること、2つ目は、今意思決定を行うのであれば、意思決定と関連のある今現在の情報を、そのための基礎として用いることであった。

これら2つの条件を満たした情報提供システムとしての会計システムとは、貨幣単位を記号として用いて定期刊行の計算書を作成することで、情報利用者に対して情報を提供する体系である。このような会計システムが、意思決定を容易にする情報を提供することによって、合理的な経営を促進する手段となる。

ここで、この会計システムにおける計算書から生じてくるものは、サービス機能であるといえる。情報利用者へ情報を提供するというサービスを提供する機能である。

Blueprintにおいて示されたチェンバース理論の構造は、思考の流れが体系化され、命題が次々に導き出されていくところに特徴があるといえる。図1-1でいえば、まず会計は記帳する技術であるということをもまえ、現実世界における観察から、実体の存在を命題(1)とする。同様の観察から、実体は合理的に経営されるという命題(2)を導き出す。そして合理的な経営には情報提供システムが必要である、ということから情報提供システムへと系が導き出され、そこから会計に関する命題である、命題(3)へと系が導かれる。命題(3)からは情報提供システムとしての会計がもつべき性質が導き出される。そして、そのシステムの機能は、命題(4)によって規定されている。このように思考が順序をもって積み重ねられていく体系は、当時における会計理論とはまったく異なる。なぜなら、当時において会計理論であるとされていたものは、既に行われている実務を公式化して記述することで、それらを分類して並べているにすぎなかったからである。

Blueprintにおいてチェンバースが用いた言葉は他の会計学者による会計理論にもみられ

るものであり、同様の主張をしているようにみえる部分もある。しかし、実際にはその性質や位置づけが異なる。たとえば上述したように、実体に関してチェンバースは、「会計実体の考えは当時の会計処理においてひろく一般に受け入れられていた。ギルマンはこれを慣習として、ブレイは原則として考えていた」(Chambers [1955a] p.20) と述べている。また命題(3)からの系においてみられる貨幣による表示、定期刊行の計算書、重要な項目の表示に関していえば、導き出される順序が異なるという意味で、他の会計学者がいうそれとは異なる位置づけにあるといえる。

3 命題の導出方法

前項で述べたように、Blueprint では会計理論のための前提として命題の体系が示された。それらの命題の導出について述べられている論文が、Blueprint の後に発表された Pattern である。本項では、Pattern を手掛かりとして、チェンバースによる、会計理論のために必要となる命題の導出方法を明らかにする。

チェンバースは Pattern において Blueprint と同様に、会計理論を構築するためには、理論と実務を区別することが必要であると主張する。さらに、それに加えて会計の知識体系とはどのような性質をもつかについてもあわせて、次のように述べられている。「(会計理論を構成する命題について検討するにあたり) 会計の技術・実務と、会計の知識体系¹⁵の間の相違を認識することが特に重要である。会計人に手引書として示されている命題は、会計機能の知識を増大させる手段として示された命題と、明確に区別される。過去になされたようにこれらを混同してしまうと、理論的な命題と実務的な規則のよくない混合につながるかもしれない。」(Chambers [1955c] p.432) 会計知識、すなわち会計理論を構築するためにはまず、会計を技術として実務で扱う会計人を導く命題と、会計の知識体系における命題を区別することが必要であるという。

チェンバースは命題について、「会計の知識体系には実証的命題 (positive propositions) と仮説命題 (hypothetical propositions) が存在する。実証的命題は観察から生じる。それは観察のもとで実例の特定の特性を一般化することである。(中略) 実証的命題の主要な機能は、観察した実例が属する集団全体について、さらなる一般化のための基礎を提供することである」(Chambers [1955c] pp.432-433) と述べている。

チェンバースはこの一般化¹⁶の例として、「会計計算書は伝達的手段である」ことをあげ

¹⁵ チェンバースは「会計の知識体系の中に命令法 (imperatives) は含まれないだろう」(Chambers [1955c] p.432) と述べている。これは、会計実務は命令法により記述されるようなある基準や慣習に従うことを強制されるものであり、そのようなものは、会計の知識体系とは異なるものであるということの意味している。なお、会計の知識体系に関しては、「科学の命題、すなわち観察と推論から生じる結論は、叙実法 (indicative mood) において述べられる」(Chambers [1957a] p.207) と述べている。

¹⁶ 同様の観察された命題が結論としてではなく、前提として用いられる場合もある。その

ており、これを帰納的な一般化であるとしている (Chambers [1955c] p.433)。実証的命題は観察した個々の事象から一般的原理に基づいて命題を導き出すものであるため、帰納法によって導かれる。

一方で仮説命題は、ある一般化された命題を満たす条件を発見することで導かれる。すなわち、実証的命題から演繹法によって導かれる。チェンバースは上述した「会計計算書は伝達的手段である」という一般化を例として、実際に命題を取り扱う流れを述べている。

チェンバースによれば、「会計知識は会計計算書の利用をもたらす条件の発見によって増える」(Chambers [1955c] p.433) という。すなわち、この一般化の例に関していえば、会計計算書が伝達的手段として用いられる条件を発見すればよい¹⁷。ただし、「そのようにして導き出された命題は仮説命題であることに注意する必要がある。それらは、結論と関係のあるすべての前提が考慮されていたという仮定に基づいて、真実になる」(Chambers [1955c] p.433) ものである。

このようにして、特定の手順として表現される発展した命題の体系、すなわち会計理論があらわれる。チェンバースはここで必要な手順について次のように述べている。「この段階において、全体として理論が現実と一致するかどうかを考えることが必要である。もし理論によって示された手順が実務において発見されたら、その前提と推論¹⁸ (reasoning) は妥当であると考えられる。もし仮説上の手順に実務と相違があるなら、いくつかの推測¹⁹がなされる。」(Chambers [1955c] p.433) 導き出された命題を現実にあてはめてみる手順、すなわち検証が必要であり、一致がみられた場合はその命題が妥当であると考えられ、一致しない場合はどのような要因が不一致をもたらしているのかの推測がなされるという。

チェンバースは「(このようにして) 作られた理論は、現在の未完で一貫性のない一般化を越えた、多くの利点をもつことが期待されるだろう」(Chambers [1955c] p.434) と述べ、その利点として次のものをあげている。

「第1に、実務のための規則の発展は、会計についての知識の究明とはまったく異なるものとして認識される。理論は、どんな特定の新しいもしくは古い技術を支持することにも傾倒しない。(中略) 第2に、科学的方法論は考えをつなぐ手段、すなわち考えのネットワークの型を提供する。それらはそれぞれ、結論の前提もしくは結果の原因のような他のものと必ず関係する。第3に、この方法論は、会計知識の拡張を導くための会計理論概念が普及するよりも、より有望なものである。(中略) なぜなら、現実への参照によって仮説命題を検

場合は、補助的な命題が述べられる (Chambers [1955c] p.433)。

¹⁷ そのような条件を述べる命題を発見する手順は、他領域の研究結果を前提として進められる (Chambers [1955c] p.433)。

¹⁸ 推論とは、大胆な推測もしくは根拠強く作られた仮説の正確性を証明する方法、そして新たな知識を発見する方法となるために立案され証明された科学的方法として一般に知られる方法である (Chambers [1957a] p.206)。

¹⁹ チェンバースは推測の例として、「仮説もしくは前提は不適當であるかもしれない」、「推論が非論理的かもしれない」、「実務を理論的モデルに適合させることを妨げる一時的な要因があるかもしれない」という3つをあげている (Chambers [1955c] p.433)。

証する差し迫った必要性が、正当性を欠いたもしくは非現実的な結論の主張を防ぐかもしれないからである。」(Chambers [1955c] p.434)

Pattern において示された命題の導出方法を図示すると、次の図 1-2 のようになる。まず、会計理論として命題を導出するためには、会計の技術・実務の規則体系と、会計の知識体系を区別する必要がある。なぜなら、これらを混同してしまうと、理論的な命題と実務的な規則が混合されてしまうからである。

続いて、命題の性質について、命題には実証的命題と仮説命題がある。実証的命題は、観察した個々の事象を一般化し、命題としたものである。仮説命題は、実証的命題を満たす条件となる前提もしくは仮定である。

実証的命題と仮説命題が導き出されたところで、これらの命題が現実一致するかどうかを考える必要がある。もし導き出された命題が示す手順と同様のものが実務において発見された場合、その前提と推論は妥当であると考えられる。もし導き出された命題が示す手順が実務における手順と相違している場合、仮説、前提、推論、一致を妨げる一時的要因について推測がなされることになる。

この一致を確認する手順が検証であり、科学的方法論の特徴である。なお、ここでチェンバースが提案している科学的方法論は、一般に仮説演繹法とよばれるものに類似している。

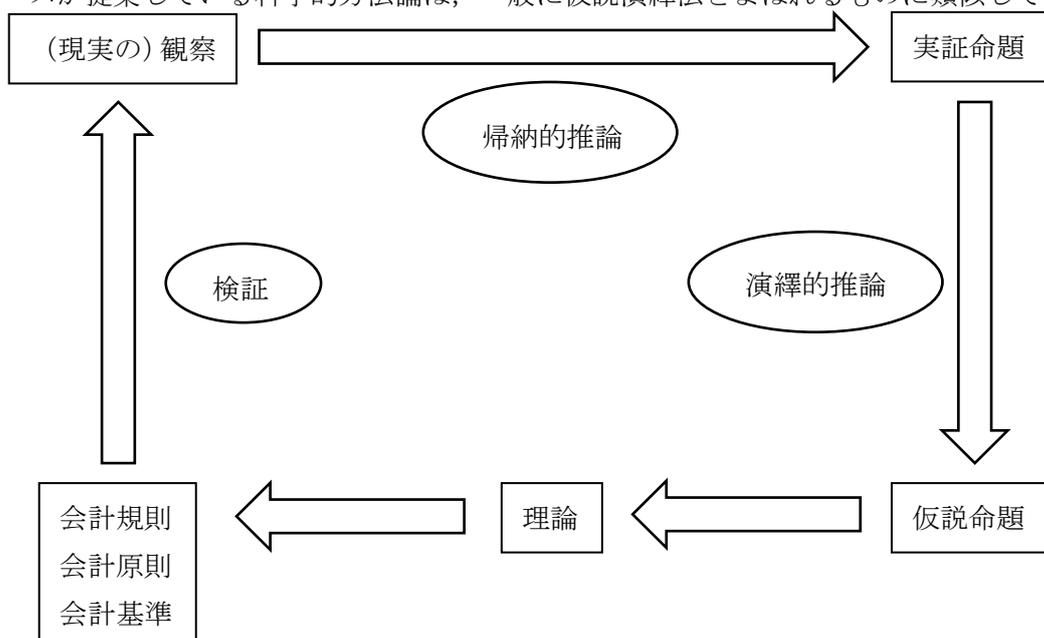


図 1-2 命題の導出方法

出典：Chambers [1955c]から筆者作成

第 4 節 おわりに

本章の目的は、チェンバースが構想する理論はいかにして形成されるものかを明らかに

することであった。ここまで、**Blueprint** において示された会計理論の構造と、**Pattern** において示された科学的方法論による命題の導出方法を述べてきた。ここでは、これまでの内容をふまえて、チェンバース初期会計理論の構造と方法論について、その特徴を整理し、チェンバース初期会計理論の意義を述べる。

まずは、構造面の特徴についてである。チェンバース初期会計理論の本質的な特徴としてあげられることは、観察から導き出された命題をはじめりとして、命題が段階的に導き出されていき理論を形成していることである。すべての命題が並列に位置付けられた集合として理論となっているのではなく、命題は導き出される順序が存在し、それにより階層的な構造が作られ理論となっている。これは **Pattern** において示されている科学的方法論を適用した結果あらわれてくる特徴であり、**Blueprint** において示された会計理論の構造における最大の特徴であるといえる。

また、チェンバースが大きな視点で会計を捉えようとしているということも特徴としてあげられる。それはチェンバースが「命題(1)と命題(2)は現実からの観察である」(Chambers [1955a] p.19) と述べていることから明らかである。会計が用いられる狭い領域の中で思考を働かせるのではなく、現実世界という広い領域に目をむけて思考を働かせている。

そしてここから派生して、チェンバースはあらゆるものに適用できる会計というものを指向しており、会計の一般理論ともいえるものを構築しようとしていることがあげられる。チェンバースが「私的会計、公的会計、社会会計の基礎となるもの」(Chambers [1955a] p.19) と述べているように、チェンバースが指向する会計は、あらゆる実体に適用できる会計理論である。これは逆にいえば、すべての会計は共通の基礎をもつということである。

次に、方法論面での特徴についてである。特徴としてまずあげられることは、構造面の特徴とも重複するところではあるが、会計研究に科学的方法論を用いていることである。チェンバースは「自然科学のすべての方法が会計の研究に適切であるかもしれないということはないが、主題の問題に向けての意見は本質的に同様のものでありうる」(Chambers [1960] p.35) と述べている。すなわち、自然科学の方法論が完全に会計研究に調和しているとは言いえないが、本質的には同様に適用できるという。会計研究に科学的方法論を適用しようという試み自体が、方法論面の最大の特徴であるといえる。

以上がチェンバース初期会計理論における特徴である。次に、チェンバース初期会計理論の意義を述べる。

チェンバース初期会計理論の最大の意義は、(当時において) 会計の役割について疑問を投げかけ、会計は情報提供システムであると規定したところにある。1955 年において、当時主流とされていた他の会計理論に対し、異を唱えたのである。会計の情報提供機能は現代においても焦点が当てられている点であり、1955 年においてこの考えが生まれていたことは注目に値する。

また、会計が対象とする実体を明確に規定したことも注目に値する。現実世界において観察される実体の存在を認識し、そしてそれらの実体は合理的な経営を目指して行動する。こ

の命題には、チェンバースが実体の行動をとらえることに焦点をあてていることが表れている。チェンバースは会計と近い関係をもつ他の主題を考慮する²⁰ことにより、人々はどのような行動をとるのかを規定した上で、会計を考えようとしているといえる。

チェンバースは1966年に主著 *Accounting, Evaluation and Economic Behavior* を発表し、その中で、当時において画期的な会計理論を示した。本章では、その土台となったと考えられる、チェンバース初期会計理論の構造と方法論を取り上げた。この土台は、チェンバースが主著において示した会計理論の土台となっているだけでなく、現代においてこれから生み出される会計理論の土台になりうると考えられる。チェンバースが構想した会計理論の構造は、会計の情報提供機能が重視されている現代において、どのような考え方を基礎として会計を考えていくべきかについての回答の1つであるといえる。

²⁰ チェンバースは、会計に近い他領域の研究結果を用いることを推奨している (Chambers [1955c] p.433)。また、知識を獲得するためには、次の3つの知識が必要であるという。「1つ目は、人々の行動様式に関する知識である。2つ目は、一般の経済見積もりの手段、そして人々の行動を通じた市場の性質の知識である。そして3つ目は、伝達の手段としての言語機能の知識である。」 (Chambers [1960] pp.35-36)

第2章 チェンバース継続時価会計における仮説演繹体系の検討

第1節 はじめに

第1章では、Blueprint および Pattern を取りあげ、チェンバースの問題意識・構想した理論の構造・会計理論構築の方法論を明らかにした。彼は1955年にBlueprint および Pattern を公表した後も会計理論構築に取り組み、Continuously Contemporary Accounting²¹（継続時価会計、以下、CoCoA とする）とよばれる会計理論を完成させた。CoCoA は、実体がもつ資産および負債を現在の貨幣等価額で表そうとする会計理論である。売却時価会計としてのCoCoA は、1966年の著書 *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*（以下、Chambers [1966] とする）において、体系的な会計理論として示された。

チェンバースは科学的方法論を適用してCoCoAの理論体系を構築しており、その論理展開は非常に綿密かつ特徴的なものである。彼は実務における発展と改善を導くような思考体系となれる理論の構築を目指しており、そのためには科学的方法論に基づいて理論構築をしなければならないと考えていた。Chambers [1966]は、命題（propositions）を現実世界の人間から株式会社に関するものまで、段階的に導出していくことで理論を展開しているところが特徴的である。当時主流であった帰納法による会計理論構築ではなく、仮説演繹法により会計理論を構築した。そのようにして構築されたChambers [1966]について、彼は自ら「本書の思考体系は論理的体系である」（Chambers [1966] p.17）と評している。

Chambers [1966]で示されたCoCoAの理論は、チェンバースが1950年代から抱いていた考えの集大成である。彼は1955年のBlueprint（Chambers [1955a]）において、会計理論構築にあたっての問題意識を述べ、会計理論の構想として、会計理論にとって必要な前提となる4つの命題を示した。その後、Blueprintの構想に基づいた会計理論の構築を一貫して行ってきた。その成果こそが、Chambers [1966]におけるCoCoAなのである。1955年のBlueprintの時点では4つを示すにとどまっていた命題は、Chambers [1966]に至るまでに427まで増加しており、大きく発展していることがわかる。

本章の目的は、Chambers [1966]の命題体系を詳細に取りあげること、CoCoAを導出する論理展開を明らかにし、その妥当性と意義を示すことである。Chambers [1966]では、427もの命題群によってCoCoAが主張されているので、重要な部分を抜き出してそれらを整理することで、その論理体系を浮かび上がらせたい。

チェンバース学説を取りあげた先行研究の多くは、CoCoAの計算構造に着目したものである。一方で、CoCoAの論理展開に着目した先行研究で、BlueprintからCoCoAに至るまでの流れをふまえたものは、筆者の知る限りでは、小野 [1966][1967a][1967b]、前田 [1970]、

²¹ Chambers [1966]の段階では、チェンバースが自身の会計理論をこの名称で表現していないが、本章ではChambers [1966]以降のチェンバースの継続時価会計をこの名称で表現する。

Gaffikin [2014]などがある。それらの研究では、特にチェンバースの方法論的側面に焦点をあてている。そこで本章では、Blueprint との関係をふまえた上で、Chambers [1966]における CoCoA の命題体系を取りあげ、その命題体系および論理展開を明らかにすることを試みる。

本章は次のように構成される。まず、彼が主張する CoCoA について、Blueprint との関係と、その命題体系の全体構造を概観する。次に、CoCoA の核となる命題群を整理する。そして、それらの命題群が、どのような論理により導出され、構成されているのかを明らかにする。最後に、CoCoA を主張する論理と導出過程をふまえて、その有用性と現代的意義を述べる。

第2節 Chambers [1966]の構成

本節では、Chambers [1966]の構成について、その全体像を確認する。Chambers [1966]の諸章を目次から箇条書きで引用すると、次のようになる (Chambers [1966] pp.ix-xii)。

Introduction

1. *Individual Thought and Action*
2. *Ends and Means*
3. *The Environment of Action*
4. *Monetary Calculation*
5. *Financial Position*
6. *The Formal Framework of Accounting*
7. *Information and Information Processing*
8. *Communication*
9. *Trading Ventures*
10. *Accounting for Trading Ventures*
11. *Corporate Business*
12. *Financial Communication within Organizations*
13. *Service and Governmental Organizations*
14. *A Theory of the Development of Accounting Practices*

Epilogue

Chambers [1966]は、このように全 14 章で構成されており、それぞれの章ごとに命題群が提示されている。チェンバースによれば、それらの命題には仮定と公準 (assumptions and postulates)、定義 (definition)、結論 (inferences) の 3 種類があり、それぞれの命題に付された番号と参照番号により命題同士の導出関係が示されている (Chambers [1966] pp.16-17)。仮定、公準、定義は基礎的前提であるといえる。

筆者の考えでは、これらの諸章は内容からみて大きく 5 つに分けることができる。その内訳は、①会計理論構築の方法論に関する章 (*Introduction*)、②チェンバースが現実世界の観

察から導出した基礎的前提に関する章 (1., 2., 3., 4.), ③基礎的前提から導出した会計理論に関する章 (5., 6., 7., 8., 9., 10.), ④会計理論の個別実体への適用に関する章 (11., 12., 13.), ⑤一般理論として会計理論を展開する方向性に関する章 (14., *Epilogue*) の5つである。

チェンバースは、科学的方法論である仮説演繹法により理論構築を行っている。仮説演繹法は科学的な理論を構築するための方法論であり、帰納法と演繹法を組み合わせ用いる。仮説演繹法による科学的理論の構築は、「(1) 仮説の設定。(2) その仮説より実験観察の可能な命題の演繹。(3) その命題の実験観察によるテスト。(4) その結果が満足なものであれば、さきの仮説の受容。ただしその結果が不満足なものであれば、さきの仮説は修正または破棄される。」(林他 [1971] p.240) という流れで行われる。

Chambers [1966]の内容と仮説演繹法との関係について、筆者は次のように考えている。①で仮説演繹法の適用に関する内容が示され、②で観察から得た前提が示され、③で②より導出した実験観察が可能な仮説が示され、④で個別の実体の検討がなされている。すなわち、命題体系のうち核となる部分は、②および③であるといえる。そこで本章では、命題体系の構造および展開に焦点をあてるので、仮説演繹法の適用について述べた①をふまえ、CoCoAの核と考えられる②および③を中心として取りあげることとする。

本章では、チェンバースが示した命題群の中でも、命題体系および論理展開において筆者が比較的重要であると判断したものを取りあげる。筆者が数えたところ命題は全部で427個あり、紙幅の都合上、そのすべてを取りあげることはできないためである。以下、命題を引用する場合は、命題番号も含めて引用している。

第3節 会計理論構築の構想と方法論

本節では、Blueprintの内容および仮説演繹法について概観する。

1 Blueprintにおける問題意識と理論の構想

CoCoAはChambers [1966]において一旦の完成をみるが、その構想は1955年のBlueprintにおいて示されていた。Chambers [1966]の序文では、Blueprintが「研究の方向を示した最初の文献である」(Chambers [1966] p.vii)と位置付けられている。Blueprintでは、問題意識と目指す理論の構想が示されている。

チェンバースは、当時の会計理論は実務の発展や改善に役立たないと考え、新たな会計理論の必要性を感じていた。当時の会計理論とよばれていたものは、実務を帰納法により分類し記述したものばかりであり、実務の参照基準として役立つような思考体系ではなかったからである。そこで彼は、会計理論を構成する概念同士が体系的かつ整合的に結びつき、全体として実務に対する規範となるような理論の構築を目指した。それは現在の会計実務に不足しているものを発見し、それを解決する手段の考案に役立つような理論である。

そのような理論を構築するためにチェンバースが用いた科学的方法論が、上述した仮説演繹法である。彼は会計理論構築にあたり、その基礎的前提を既存の会計理論や実務の参照ではなく、現実世界の観察によって見出している。Blueprint では、会計理論の基礎的前提となる次の4つの命題が示されている (Chambers [1955a] p.19)。

- (a) 特定の組織化された活動は、利害関係者の意思、もしくは利害関係者の協力によって存在する実体により実行される。
- (b) これらの実体は、利害関係者の要求を効率的に満たすという視点から、合理的に経営される。
- (c) 取引や実体の関係を貨幣で表示した計算書は、合理的な経営を促進する1つの手段になる。
- (d) 計算書による適切な財務情報の提供は、サービス機能である。

このような Blueprint における構想は、チェンバースが会計理論構築において一貫して持ち続けた考えである。すなわち彼の会計理論は、これらの基礎的前提から展開されているといえる。彼は Blueprint 以降に複数の論考を発表し、その集大成として、Chambers [1966]において CoCoA の理論を完成させることになる。

2 Chambers [1966]における方法論

Chambers [1966]では、*Introduction* の pp.6-8 において、仮説演繹法の考え方が述べられている。チェンバースはその方法を構成的方法 (The Method of Construction) と表現しているが、本章では引き続き、仮説演繹法とよぶこととする。

仮説演繹法は、経験的事象の観察が基礎となる方法論である。チェンバースによれば、「この方法論は、何らかの形で経験的世界全体に広がっている、何らかの類似性をもつ対象、事象、もしくは操作の集合があることの観察から出発する」(Chambers [1966] p.6) という。たとえば会計では、多種多様な貨幣計算についての観察から、下位集合である会計業務に至るまで、ある概念がどこでどのようにして、どのような条件のもとで生じるのかを発見する試みがなされる (Chambers [1966] p.6)。

そのような観察の進展によって明らかになった事実に説明が与えられることで、経験的世界における会計の役割およびあり方について、推測 (conjecture) が可能となる。その推測は、会計がある形態のシステムの一部であるというものである。会計は人間が考案したものであることから、人間の行動との関連において、システムにおいて会計が果たす機能が推測されることになる。そのような推測の答えとして、ある特定のシステムの中で会計と人間の活動とが体系的に結びついている様を表す多数の命題を、こちらもまた経験世界の観察から得る。そうして得られた命題体系により、経験世界における特定のシステムで必要とされ

る機能を果たすような種類の会計が、どのようなものが特定されることになる。その命題体系は体系的なものであり、相互に矛盾するような命題は含まれない。経験世界から導出されたそれらの命題は、一連の推測もしくは仮説から導出されているので、全体として1つの理論体系を構成することになる (Chambers [1966] pp.6-7)。

そのような命題体系が理論として確立するためには、検証が必要となる。検証によって、その理論が有効であり、特定の機能を果たすことが論証される。具体的には、まず理論から、生じうるすべての結論を演繹的に導出する。そして、そうして得られた論理的な結論のうち、もし特定の機能を果たすために最も満足のいく方法を表すものがあれば、それは経験的事象を表すといえる。すなわち、得られた論理的な結論が、要求される特定の機能をどの程度果たすことができるのかによって、その理論を将来の信念や行動の基礎として受け入れるか、もしくは修正もしくは破棄することになる (Chambers [1966] p.7)。

Chambers [1966]では、このような仮説演繹法を用いて理論構築が行われる。チェンバースは、この方法論は思考力のある人が問題解決に用いる方法と多くの点で同一視することができることから、方法論的側面において反論の余地はないとしている (Chambers [1966] pp.7-8)。

第4節 継続時価会計の基礎的前提

本節では、Chambers [1966]における1.から4.に至るまでの命題体系について概観する。

1 人間と最適適応

チェンバースによれば、会計は行動そのものとは何のかかわりももたないものであり、あくまでその行動の基礎となる情報を対象とする。すなわち、行動者が欲する情報を提供するシステムが会計である (Chambers [1966] p.15)。そして、Chambers [1966]では、行動者の性質について詳細に検討するところから議論が展開される。

行動者とは、すなわち人間である。この人間が行動者として行動することになるため、まず人間について考察するところから始めるのは当然であるといえる。チェンバースは人間について、「人間1人1人が複雑な有機体である」(Chambers [1966] p.19) というところから考察をはじめめる。

チェンバースによれば、有機体としての人間は、「自身の状態および環境が自身に与える影響を感覚する力を持ち、自身の状態を変化させ環境が自身に与える影響を調整する力を持ち、ものを識別し、学習し、判断し、さらにそれらに応じて意識的に感覚器官および運動器官の方向を決める力をもっている」(Chambers [1966] pp.19-20) という。すなわち、自身および周囲の情報を得て、それを活用して意識的に行動を決定することができるのが人間であるという。これにより、人間は自己を環境に適応させ、生存を確保することになる。命

題では、1.11 から 1.18 の 8 命題において、ものを感覚し区別する力をもつ人間について、感覚力、観察力、経験、記憶、知識、知覚、行動力、時間といったものには限界があるということが示されている。

人間がこのようにして意識的に行動の方向を決めて達しようとするのが、適応状態である。この適応状態という考えは、CoCoA において土台となる概念である。ここでいう適応状態とは、緊張のない状態であるとされる。そこで行動の目的となるのが、大きな緊張状態あるいは不安の状態を、より小さい緊張状態またはより小さい不安の状態にすることである (Chambers [1966] p.21)。そして、適応状態から発展して、チェンバースは最適適応 (optimal adaption) という概念をあげている。最適適応とは、行動がむけられる好ましい状態のことであり、満足を得ることで他の新たな目的を追求できるようになるような状態²²のことである (Chambers [1966] p.44)。命題では、「1.22 緊張のない好ましい状態がある；緊張が少ない方が多いよりも好ましい」「1.24 人間は恒常性システムである；行動の目的は緊張の緩和であり、緊張のない好ましい状態の達成である」(Chambers [1966] p.37) というものから、「2.30 行動は、最小の犠牲で最大の満足を生む、もしくは犠牲により最大の満足を生むと期待されるように行われる。そのような状況は、最適適応と表現されるだろう」(Chambers [1966] p.56) というものへ展開されている。

上述したように、人間は自身の状態および環境が自身に与える影響を感覚する力をもつ。これは、周囲から情報を得る力をもつことであるといえる。この情報をもとにして思考し、人間は適応状態に達するべく、行動の方向を決定する²³ことになる。すなわち、適応状態に達するよう行動するためには、それに資する情報が必要不可欠である。

行動の方向を決定するにあたり、比較と選択をしなければならないことがある。一口に緊張のない状態といっても、人間は複数の緊張を同時に経験することもあるので、その場合は緊張の数だけ多数の目的が生じることになる。そこで、比較により順序付けを行わなければ、どの緊張を取り除くかを決定することができない。現実には、行動をするためには時間およびエネルギー、場合によっては他のものを犠牲²⁴にする必要があるために、すべての緊張を取り除くことができるとは限らない (Chambers [1966] p.41)。命題では、「2.12 人はどんな時でも複数の目的をもつことができる」(Chambers [1966] p.54) とした上で、「2.13 競合する目的は、それらの目的が望まれる強さによって注意の順位付けがなされる」(Chambers [1966] p.56) と述べている。そして、「2.22 すべての行動は他の行動を据え置きにする；限られた手段の利用は他の利用を阻害する」ものであり、「2.23 すべての行動には犠牲もしくはコストが伴う」ので、「2.26 すべての行動には選択が伴う」ことになる (Chambers [1966] p.56)。

²² 最適適応は、完全な満足の状態や、さらなる行動の必要がない休息状態を意味しない。それは、ある 1 つの目的を達成することは、他の目的を達成するための手段であるとみなせるからである (Chambers [1966] p.44)。

²³ Chambers [1966]における議論では、人間は慎重な行動をとるものであり、すべての行動が合理的であるとされている (Chambers [1966] p.45)。

²⁴ 犠牲は、目的に対して与えられた価値の指標である (Chambers [1966] p.41)。

選択をするためには、必然的に、自分の現在の状態を知っておかなければならない。現在よりもよい状態を目指して行動するのだから、現在の状態がわからなければよりよい状態がどのような状態か判断できず、どの方向に向けて行動すべきかを考えることができないからである。この場合であれば、行動者の現在の状態および行動者のもつ手段²⁵についての知識がなければ、選択をすることができない (Chambers [1966] p.44)。したがって、「あらゆる状況において最も普遍的に有用な情報は、現在の状況についての情報である」 (Chambers [1966] p.44) といえる。命題では、「2.28 選択には評価が伴う」ものであり、「2.29 満足と犠牲 (他の満足の放棄) は、現在の緊張状態と利用できる手段に照らして評価される」として いる (Chambers [1966] p.56)。

最適適応に達することを目指すにあたり、行動者が自身の状態を知ることが必要不可欠である。しかし、それによって選択されるあらゆる行動が、将来的に最適適応に達するとは限らない。そこで、ある行動が続く期間について、行動者の状態および行動により得られた結果を評価することが必要となる。行動者の状態を、行動の期間にわたって比較することで、変化した状態に応じて、再び行動の選択をすることが可能となる (Chambers [1966] p.53)。これを命題では、「2.73 適応の過程は次の定期的な評価が必要である；ある人の現在のストック；現在のストックに至るまでの過去のストックの過程；予期された行動および結果と、達成された行動および結果の関係」 (Chambers [1966] p.58) と表現している。

2 現在現金等価額

行動者が最適適応に達するためには、行動者自身についての情報が必要である。ここで、その情報はどのような内容であるべきかを考えるにあたり、行動者を取り巻く環境について考察しなければならない。

現実世界では、人間は集団で社会的生活を営んでいる。個人で目的を追求するよりは、個人個人が得意分野を持ち寄り組み合わせの方が、より効率的に目的を追求できると考えられるからである。このように、人間が集団として行う社会的生活のことを、チェンバースは協同 (cooperation) とよんでいる (Chambers [1966] p.60)。これを命題では、「3.21 協同とは、同じ種類の行動をまとめたり、もしくは専門化したりすることによって、個人の目的を共同で追うことである」 (Chambers [1966] p.75) と表現している。そして「3.23 協同の動機は、個人では達成できない目的を達成できる期待か、もしくは個人では達成度が劣る場合である」 (Chambers [1966] p.75) とする。

人間は協同をして生存を確保し、その中で企業、クラブ、都市、州、国家、労働組合、同

²⁵ 行動者がもつ手段とは、緊張を取り除く力をもつ稀少財のことである。財の効用 (utility) の大小は、その財が緊張を取り除く力をどれだけもっているかによって決まる。効用の大小は、目的、すなわち取り除くべき緊張との関連で捉えられるものであり、相対的なものといえる (Chambers [1966] pp.46-47)。

業者組合、政党といった協同体が形成される (Chambers [1966] pp.60-61)。そして協同体もまた、最適適応を目指して行動する。なぜなら、協同体は最適適応を目指す人間の集合によって形成されるものだからである。

社会では、個々人の欲するものは多岐に渡る。そのため、それぞれの人が最適適応を目指して、自分が作り出したものを自分が欲しいものと市場を通じて交換する。ここで、財と財の直接交換ではなく、貨幣²⁶を媒介とした間接交換とすることで、交換における煩雑さが軽減される (Chambers [1966] pp.64-65, 66-67)。媒介物としての貨幣と市場はそれぞれ、「3.61 交換の媒介物は、他の手段との交換のために自由に受け入れることのできる手段である。貨幣は交換の媒介物である。貨幣によって媒介される交換は間接交換である」「3.64 市場とは、交換が生じ、価格が形成され、需要、供給、価格の情報が売手と買手の間で伝達される過程である」(Chambers [1966] p.76) と定義されている。

上述したように、行動者は選択を行うにあたり、自分の状態を知っておく必要がある。自分の状態とは、すなわち自分が現在もっている手段の量のことである。市場において、行動者は貨幣を媒介とした間接的な交換をすることで最適適応に達するので、手段とは交換の媒介となる貨幣の量ということになる。そのため、行動者は自分の状態を、交換の媒介となる貨幣額でもって知っておく必要がある。ここで、ある時点におけるある行動者の実体を貨幣額によって表した額のことを、財政状態 (financial position) という (Chambers [1966] p.81)。

財政状態とは、「ある時点における、ある実体が交換に従事する能力」(Chambers [1966] p.81) と表現することができる。この財政状態を知っておくことができれば、自分の現在の状態がどのような経緯でもたらされたのかを知らなくとも、自分の状態をすぐに発見することができる。財政状態は、「4.22 財政状態とは、ある実体がある時点において、間接交換に参加するための能力をいう；それは、ある実体が所有している、貨幣属性で表される手段と債務の間にある関係によって表現される」(Chambers [1966] p.101) と定義されている。以下、財政状態を表現する対象となる行動者のことを、実体と表記する。

ある時点における財政状態を知っておくことができれば、その後、新たな時点における財政状態を知ることになったとき、過去の行動とその行動の結果との間の関係を、期間的に確定することができる。これにより、貨幣経済における行動者について、行動により得られた結果を評価することができるようになり、変化した状態に応じて、再び行動の選択をすることが可能となる (Chambers [1966] p.82)。

最適適応に達するために知っておかなければならない自身の状態についての情報は、現在の情報、すなわち現在の価格である。チェンバースによれば、「現在の価格だけが、行動の選択に対してなんらかのかかわりをもっている」(Chambers [1966] p.91) という。市場に

²⁶ チェンバースは貨幣の意義について、「貨幣の意義は、貨幣の所有者が、保持している金額の範囲内までであれば、望むだけの量の財と貨幣を交換することができるという事実に存在する。貨幣は、市場における財および用役一般に対する支配を表すものであり、それは一般購買力 (general purchasing power) であるといえる」(Chambers [1966] p.70) と述べている。

おける今現在の適応についていえば、将来および過去の価格はかかわりがない²⁷。すなわち、「4.23 現在の財政状態は、市場を参照することで客観的に確認可能であり、あらゆる選択に適合性をもつ」(Chambers [1966] p.101) のである。

ここで市場における現在の価格には、購入価格 (buying price) および売却価格 (selling price) の 2 つが存在する。この選択についてチェンバースは、購入価格または再取得価格 (replacement price) は、現在保有している額を基礎として、現在の状態に自身を適応させるという目的のために、市場に現金を携えていく能力を示すものではないという (Chambers [1966] p.92)。これに対して、売却価格はそれを示すものであるとし、「ある時点において、市場において可能な将来行動について、統一的に適合的な唯一の財務属性は、保有する財の一部またはすべての、市場売却価格または実現可能価格 (realizable price) である。この場合の実現可能価格は、現在現金等価額 (current cash equivalent) と表現できる」(Chambers [1966] p.92) と述べている。

上述したように、最適適応に達するためには、現在の財政状態に関する情報が必要不可欠である。この情報によって、行動のための選択が可能となる。そして、財政状態の変動をもとにして過去の選択および行動を評価し、将来の選択に役立てることができる。ここで、現在の財政状態に関する情報を計算²⁸し整理する体系こそが、会計なのである (Chambers [1966] p.96)。チェンバースは会計を「4.42 会計とは、市場における将来行動のための指標としての継続的な財務情報源の提供を目的とした、回顧的かつ現在のな貨幣計算の方法」(Chambers [1966] p.102) と定義している。

ここまで、行動者が実体の財政状態を情報として把握することについて述べてきた。一見すると、実体の外部者、たとえば企業に対する外部の投資家にとってもそのような情報が有用かどうか不明であるが、これは外部の投資家にとっても有用な情報であるといえる。なぜなら、投資家はある 1 つの企業が他の企業と比べてよりよい業績をあげる可能性があるかどうかについて知るために、財務諸表から得られる情報を用いるからである。たとえば、個々の企業の相対的な市場適応力や、産業全体の成長が予想されるならばその成長力、また産業全体の収縮が予想されるならば他事業への転換能力といった情報である。投資家にとっては、どのような種類の企業であろうと、企業から生み出されるものは共通して貨幣でしかない。したがって、実体に関する貨幣の情報が提供される財務諸表を比較できればよい (Chambers [1966] p.277)。

²⁷ チェンバースは将来の計算が有用でないといっているわけではなく、ある提案された行動について、予測された結果および将来の状態が、過去の結果および現在の状態に匹敵するかどうかを発見する目的があると述べている。他方、過去の計算は、過去の行動について、初めに期待されたのと同程度の結果および現在の状態がもたらされたかどうかを発見する目的がある (Chambers [1966] pp.97-98)。

²⁸ チェンバースは測定 (measurement) を次のように定義している。「4.31 測定とは、測定する属性、使用する尺度、単位の次元に従って、対象および事象に数を割り当てることである。」(Chambers [1966] p.101)

チェンバースは行動者として人間、そして人間の集合としての協同体の存在を考え、それらは共通して最適適応を目指すものとした。そして、最適適応を達成すべく行動するためには、自身の状態を知る必要があり、市場における行動者についていえば、貨幣計算による財政状態の把握が必要となる。そのような情報を計算し整理する方法が会計であり、会計が提供すべき情報は、実体の今現在の財政状態を現在現金等価額で示したものである。

3 売却時価会計情報の性質

上述したように、CoCoAの特徴は、最適適応の概念を念頭において、実体の現在の財政状態を示すことである。チェンバースは「現時点における過去および現在の知識が、過去の出来事についての判断および将来の出来事についての計画の基礎となる」(Chambers [1966] p.97)と述べている。現在現金等価額による情報により、過去の選択および行動の影響を把握することができ、これが意思決定の基礎になるという。

ここに将来の出来事を含めないことについて、チェンバースは「仮説上で主観的なものであり、測定できず、検証もできない」(Chambers [1966] p.101)と述べている。将来の予測は、主観的なものである。ここで、主観的な予測に対して、現在現金等価額による財政状態は、客観性 (objectivity) をもつ。

チェンバースは客観性について述べるにあたり、ポパー (Popper) の言葉を借りて、間主観的な検証可能性 (intersubjective testability) を主張している (Chambers [1964] p.269)。これは、人々はみな主観的な声明を出すものとした上で、他の人が検証可能でない要素を含む声明を科学的考察から除外するというものである。すなわち、人々の主観的な測定の結果が、他の人によって検証することができれば、客観性が確保される。

CoCoAにおいては、時の経過につれて絶えず変動する市場環境のもとで、継続的かつ現時的な情報こそが客観的であると主張される。したがって、ここでは情報利用者からみて検証可能かどうか、重点がおかれているということになる。現在現金等価額 (市場価格) であれば、情報利用者から検証できる可能性があり、客観性があるということになる。

ここで市場価格は、客観的測定であるといえる。しかし、客観性だけを唯一の尺度とする限り、過去のどの時点における市場価格をも、現時点で報告してよいことになってしまう。しかし、実体の適応行動になんらかの関係をもつ情報は、現在の市場価格のみである。チェンバースはこれを目的適合性 (relevance) と表現している。情報の目的適合性とは、ある時点での適応過程において、役に立ちうる情報をもつ特性である (Chambers [1966] pp.148-149)。

実体が最適適応に達するためには、会計によって提供される情報が、情報利用者の意思決定にとって有用なものでなければならない。そこで現在の財政状態は、適応のための選択において、常に適合性をもつといえる (Chambers [1966] p.96)。現在の財政状態は、実体の環境への適応力を示すものである。それがわかれば、ある時点において利用可能な手段の量がわかり、選択の範囲が決定されるからである。

以上の話は、実体と情報利用者が同一であるように思えるが、実体と情報利用者が別であっても、同様に適合性をもつ。なぜなら、実体外部の情報利用者が必要とする情報は、実体の適応力を比較することができる情報だからである。

すなわち、CoCoA によって提供される情報は、実体の現在の財政状態を現在現金等価額で表現することにより、客観性および目的適合性を備えているといえる。売却時価による情報は、現在の市場価格を用いているために他の人により検証することが可能な情報であり、かつ実体の適応行動に最も関係深い情報である。したがって、CoCoA がもたらす情報は、現在の財政状態を表すという点において特徴的であると同時に、そのことそのものが、客観性および目的適合性の源泉となっているのである。

第 5 節 継続時価会計の展開

本節では、Chambers [1966]における 5.から 10.に至るまでの命題体系について概観する。

1 実体の財政状態

上述したように、行動者が最適適応に達するために市場において選択および行動をするにあたり、自身の財政状態を知っておくことは必要不可欠である。本項では、行動者の現在の財政状態を記述するための要素について説明する。以下、行動者のことを、実体と表記することとする。

実体の財政状態は、大きく 2 つの要素によって構成される。資産 (assets) および持分 (equities) である。さらに後者の持分は、残余持分 (residual equity) および負債 (liabilities) に分けることができる。

チェンバースは、資産を「ある実体の支配下にあるすべての手段のうち、分離可能な手段」(Chambers [1966] p.103) と定義している。ここで分離可能な手段というのは、どんな行動の時点においても、交換または生産の過程によって他の手段に転換される可能性があるか、もしくは贈与によって譲渡される可能性がある手段を意味する (Chambers [1966] pp.103-104)。

ここで、資産の測定値と資産を区別しておかなければならない。資産は、もの、ものに対する権利、諸権利である。資産の測定値は、それら資産の現在現金等価額である。すべての資産の現在現金等価額を合計することで、それら資産の現在現金等価額の総合計値を得ることができる (Chambers [1966] p.104)。

他方、持分とは、ある実体をもつ権利や義務のことをいう。たとえば、ある実体において、保有している手段を利用し、なんらかの便益を得る権利のことである。この権利の中には、手段の売買や保有、契約上の権限といったものが含まれる。この権利を、なんの制約もなし

に行使できる実体が、自然人²⁹である。持分のうち、なんの制約もなしに行使できる部分のことを、残余持分とよぶ。持分のうち、債権者に対する義務のことを、負債とよぶ (Chambers [1966] pp.104-105)。

持分について、「すべての手段は、ある人もしくは実体の財である。実体は持分のない手段をもつことはできない。したがって、持分とは、実体の所有物である手段に対する権利である」(Chambers [1966] pp.105-106) といえる。持分は、貨幣額により測定される。ここで、ある実体の資産の貨幣額による総計と、その実体の負債の総計の差額は、その実体をもつ資産における残余持分の測定値である (Chambers [1966] p.106)。

したがって、資産および負債の現在現金等価額を知ることができれば、両者の差額が残余持分の現在現金等価額になる。これが測定システムであり、財政状態を明らかにすることが可能となる。財政状態に関係する事象および取引の測定値をまとめた表として、貸借対照表を作成することができれば、その作成日時点における、実体の財政状態を表示することができる (Chambers [1966] p.136)。

2 財政状態の変動

上述したような資産、負債、残余持分の関係を等式で表すと、次のようになる。

$$A=L+R$$

この等式において、 A はすべての資産の貨幣額による測定値、 L はすべての負債の貨幣額による測定値である。 R は $(A-L)$ により算出される、残余持分の貨幣額による測定値である (Chambers [1966] p.109)。

チェンバースはこの等式をもとに、ある家長³⁰ (householder) を例として、財政状態の変動を数式によって説明している。以下、本項での説明もそれに倣ってまとめることとする (Chambers [1966] pp.110-113)。

ここで取りあげる家長は、個人的用役を売ることによってのみ、所得を得る。そして、彼が個人的用役を売ることによって彼の残余持分が増加するものとし、これ以外の用役はここでは取り上げないものとする。消費活動が行われれば、彼の残余持分は減少する。ここで、この個人的用役には市場が存在せず、価格もまた存在しないものとする。

家長が t_1 および t_2 の 2 時点間において行った取引は、個人的用役による賃金の受け取りおよび、現金による消費財の購入だけであったとする。また、これらの行動において、時間の遅延はないものとする。数式を用いて説明するにあたり、便宜上、記号を次のように定義する。

²⁹ 自然人は単独だけでなく、組織を作って法人となることもできる (Chambers [1966] p.105)。

³⁰ ここで家長が例としてあげられているのは、家長が人間という実体の延長だからであると考えられる。チェンバースは後の諸章において、株式会社や政府といった実体それぞれの考察を行っている。

A : すべての資産の貨幣額による測定値, L : すべての負債の貨幣額による測定値, R : 残余持分の貨幣額による測定値, I : 所得, C : 消費, S : 貯蓄 (I が C を超える場合に得られる), Mi : 所得 I により受け取る現金, Mc : 消費に伴う支出 C により支払われる現金

まず, t_1 時点における家長の財政状態は, 次の等式で表すことができる。

$$A_1 = L_1 + R_1 \quad (2-1 \text{ 式})$$

(t_1, t_2) の間に生じる事象は, 次の等式で表すことができる。

$$Mi - Mc = I - C \quad (2-2 \text{ 式})$$

(2-1 式) および (2-2 式) をあわせると, t_2 時点における財政状態は, 次の等式で表すことができる。

$$A_1 + Mi - Mc = L_1 + R_1 + I - C \quad (2-3 \text{ 式})$$

(2-3 式) において, Mi および Mc は, 現金保有高の変化であり, $(I - C) = S$ であるため, 次の等式が得られる。

$$A_2 = L_1 + (R_1 + S) \quad (2-4 \text{ 式})$$

ここで, $(R_1 + S)$ は, t_2 における家長の残余持分を表している。ここからわかるのは, 資産および負債が同額だけ変動したとしても, 残余持分には影響がないということである。また, 資産が変動したとしてもこの関係は成立し, その場合は資産と残余持分が変動することになる。

ここで, 所得 I および消費 C は, 損益計算書に記載される。そこで, 損益計算書は残余持分の変動を表すことがわかる。 t_1 の財政状態 (2-1 式) および, t_2 における財政状態 (2-4 式) から純変動額を計算すると, 次のようになる。

$$A_1 - L_1 = R_1 \quad (2-5 \text{ 式})$$

$$A_2 - L_1 = R_1 + S \quad (2-6 \text{ 式})$$

左辺を純資産と考え, (2-6 式) から (2-5 式) を控除すると, 純資産の変動は S となり, 残余持分の変動分に等しくなる。ここからわかるように, ある期間において取引についての詳細な記録がなくとも, 期首および期末の財政状態を得ることにより, 残余持分の変動を導くことができる。

財政状態は, 選択および行動の基礎となる情報である。さらにそれに加えて, このように財政状態の変動を知ることができれば, 将来求められる行動の方法についての手掛かりを得ることができる。

3 会計記録の必要性

実体の財政状態は常に変動するものであり, 行動者の満足も常に変化している。それらが常に変動するという事は, 行動者は最適適応を常に目指しているということである。したがって, 最適適応の追求は, 継続的な過程を形成することになる (Chambers [1966] p.124)。

ある行動者が自らの行動を決定するには, 自分を取り巻く要因, 自分もつ手段, 自分が

行う観察といった前提となる情報が必要になる。そのような場合、行動者は自らの記憶を想起することで、過去の経験に基づくそのような情報を得ることになる。しかし、行動者である人間の記憶には限界があるので、過去の経験が増大するに伴い、記録によって補う必要が生じる。市場における行動に照らしていえば、ある実体の資産と負債が多岐にわたる場合、行動者は直接の観察からそれらを確定することが難しくなる。そこで過去の取引についての記録があれば、その点を補うことができる（Chambers [1966] pp.124-125）。チェンバースは、「6.14 最適適応の確率は、記憶の補助手段としての形式記録を利用することによって増加する」（Chambers [1966] p.138）と述べている。

記録には同型性が求められる。ある事象もしくは取引が生じたら、それらが客観的な財政状態に及ぼした影響の大きさを貨幣額により記録しなければならない。そして、他の場所や時点において同様の事象もしくは取引が生じた場合、それらによって実体と環境との間に生じた影響を先ほどと同様に記録する必要がある。これは財政状態が、ある実体が自身に対して有する状態ではなく、実体がおかれている環境との関連においてそれが有する状態だからである（Chambers [1966] pp.126-128）。命題では、「6.21 会計システムを構成する継続財務記録は、もし最適適応の確率を増加させる手段として役立てようとするならば、継続実体の諸関係および物の財務的側面と同型性のあるものでなければならない」（Chambers [1966] p.138）と表現されている。

また、記録には等時性が求められる。すべての事象もしくは取引にとって、それらが生じた時は非常に重要な要素である。財政状態の変動を事象もしくは取引を関係づけるために、それらが生じるたびに記録を行い、生じた時点を明らかにしておく必要がある。それにより、ある一定の期間に結び付けて事象もしくは取引を確定することができる。命題では、「6.22 財務的側面をもつ事象および取引のすべての本質は、時間である。したがって、継続財務記録は、もし最適適応の確率を増加させる手段として役立てようとするならば、そのような事象および取引と等時性を有するものでなければならない」（Chambers [1966] pp.138-139）と表現されている。

このように会計記録の目的は、事象もしくは取引の財務的側面について、継続的に組織的な記録を行うことである。そして、それによって、いつでも財政状態や過去の財政状態の変動を明らかにすることができる（Chambers [1966] p.128）。

4 企業の定義

チェンバースは実体としての企業を定義し、企業へ会計の適用を試みている。チェンバースが示した命題によれば、企業の定義は「9.11 企業は、単位あたりの価格で財やサービスを売買し、徴税以外の方法でその事業の資金調達に従事している、適応性のある実体である」（Chambers [1966] p.215）とされている。ここで適応性があるというのは、次々と変化する環境にあわせて、企業がもつ資源を有利に運用して経営をしていくことをいう（Chambers

[1966] p.190)。企業は任意に設立される実体であり、人々が自らの財を投資することで生まれる。企業の代表的な形態が株式会社であり、以下、本項で取りあげる企業は株式会社のことをさすものとする。

企業には、企業に財を投資する人、金融機関、労働者、仕入先、得意先といったような参加者が存在し、企業は彼らとのかかわりの中で活動を営んでいる。チェンバースは企業に財を投資する人のことを企業の構成員とよんでおり、「9.12 企業の構成員は、企業の残余持分と引き換えに個人資産を売却する人である（彼らは企業の残余持分の所有者である）」

(Chambers [1966] p.215) と定義している。企業の構成員は、企業の設立、企業設立の時期、企業の成長、企業の解散といったような事柄を決定する役割をもつ。ここで、彼らが自らの財を企業に投資するのは、それによって将来得られると期待される満足が、現在財を消費することで得られる満足を越えたと考えられるからである。企業の目標は、すべての参加者³¹に対して、他の組織に参加するよりも大きな満足を与えることにある (Chambers [1966] pp.186-187)。

これらの内容に関する命題群をまとめると、次のようになる。企業は適応を目指す実体であり、企業の参加者とのかかわりの中で経営されている。企業の目標は、すべての参加者に満足を与えることである (Chambers [1966] p.215)。

企業が適応性のある実体であり、その目標が参加者に対して満足を与えることなのは、企業が人間の集団だからである。人間は環境に適応しながらよりよい状態を目指して行動するものであり、その集団もまた、同様に行動するものである。この結論は、先の現実世界の観察から得た基礎的前提から導出されている。チェンバースは現実世界の観察から実体としての人間を定義し、人間の集団が構成する組織の1つが企業であるとして、企業に関する命題を導出した。

5 企業の会計

チェンバースは上述した家長の例による財政状態の計算を発展させ、企業の会計³²を説明している。企業の会計では一般物価変動と個別価格変動が考慮されており、これは売却時価会計の特徴的な点である。これらの変動によって貨幣その他の資産の保有において影響が生じるために、計算に加える必要がある。

実体としての企業および企業の構成員は、短期的な投資について意思決定をするにあたり、企業の現在の財政状態を知っている必要がある。企業の財政状態を知ることができれば、

³¹ 企業の参加者は、次のように定義されている。「9.13 企業の参加者は、その企業が興味の対象となっているようなすべての人のことである（参加者にはたとえば、企業の構成員、金融機関、労働者、仕入先、顧客などがある）。」(Chambers [1966] p.215)

³² ここで対象となる実体は、「市場における需要、影響、選択基準に従って、財産権を対象とする貨幣や貨幣以外の他の手段を得たり処分したりする実体である」(Chambers [1966] p.186) とされ、そのような実体をチェンバースは企業 (firm) と表現している。

企業がどのような成果をあげたのか、また企業がどのような状況におかれているのかが明らかになる。そのような情報を知ることができれば、その情報を基礎として、投資意思決定の継続もしくは変更が可能となる (Chambers [1966] pp.220-221)。

企業の財政状態に関する情報は、ある期間における財務的記録であるといえる。これは、ある時点における財政状態および、ある期間における財政状態の変化の割合を記録したものである。チェンバースは財政状態の測定について、ある企業を例にあげて説明しているもので、本項でもこれに倣って説明することとする (Chambers [1966] pp.224-226)。

ここで想定する企業は、資産として、現金、受取勘定、短期性の在庫品 (販売ないし加工される予定の物品)、耐久性の在庫品 (工場設備) を保有し、持分として負債 (支払勘定) と残余持分をかかえている企業であるとする。数式を用いて説明するにあたり、便宜上、記号を次のように定義する。

M : 正味貨幣性資産の測定値 (負債控除後), N : 短期性および耐久性の在庫品 (非貨幣性資産) の測定値, R : 残余持分の測定値, p : 一般物価水準の変動割合, q : 個別価格水準の変動割合

まず、一般物価変動および個別価格変動が存在しない場合の期間測定について考える。その場合の t_0 時点における財政状態は、次の等式で表すことができる。

$$M_0 + N_0 = R_0 \quad (2-7 \text{ 式})$$

そして、企業構成員による新規の拠出または資金の回収を考慮しないものとするならば、 (t_0, t_1) の期間における利益は次の等式で表すことができる。

$$(M_1 - M_0) + (N_1 - N_0) = (R_1 - R_0) \quad (2-8 \text{ 式})$$

ここで、一般物価変動がある場合の期間測定について考える。ここでは、2つの決算日 (t_0, t_1) の期間に取引が一切なかったと仮定し、 M, N, R の測定値はすべて t_0 時点の値であるとする。その場合の t_0 時点における財政状態は、次の等式で表すことができる。

$$M + N = R \quad (2-9 \text{ 式})$$

(2-9 式) のすべての項目に $(1+p)$ を乗じると、次のようになる。

$$M(1+p) + N(1+p) = R(1+p) \quad (2-10 \text{ 式})$$

(2-10 式) を整理すると、次のようになる。保有している貨幣性資産の額面は同様であるはずなので、 Mp を右辺に移項している。

$$M + N(1+p) = R(1+p) - Mp \quad (2-11 \text{ 式})$$

物価水準が ($p > 0$) だけ上昇し、非貨幣性資産の価格が同じ割合で上昇するとすれば、(2-9 式) よりも (2-11 式) の方が大きな貨幣額で表される。しかし、(2-11 式) では物価水準 p_1 で貨幣額が解釈されるので、 t_0 時点に比べて購買力が増加したことにはならない。

次に、個別価格のみが変動する場合を考える。ここでは、一般物価水準は変動しないものとする。その場合の t_0 時点における財政状態が (2-9 式) と同様であるとする、 t_1 時点における財政状態は次の等式で表すことができる。

$$M + N(1+q) = R + Nq \quad (2-12 \text{ 式})$$

($q > 0$) の場合、 Nq だけ企業の購買力が増加したことになる。チェンバースによれば、 q は 1 つの尺度による測定値を他の尺度による測定値へと換算するための手段ではなく、同一の尺度で測定された増分を生み出すものであるという。

(2-12 式) までの内容をふまえて、一般物価変動と個別価格変動が両方存在する場合を考える。 t_0 時点における財政状態が (2-10 式) と同様であるとすると、 t_1 時点における財政状態は (2-11 式) と同様に表すことができる³³。ここで、 N の個別価格が変動した場合、その影響を数式に反映させる必要が生じる。すなわち、一般物価水準が $1+p:1$ の割合で変動し、非貨幣性資産の価格が $1+q:1$ の割合で上昇しているとするならば、 p と q の影響の差が個別価格変動の影響分となる。これを数式で表すと、次のようになる。

$$M(1+p) + N\{(1+p) + (q-p)\} = R(1+p) + N(q-p) \quad (2-13 \text{ 式})$$

さらに式を簡単にすると、次のようになる。

$$M(1+p) + N(1+q) = R(1+p) + N(q-p) \quad (2-14 \text{ 式})$$

(2-14 式) には、一般物価変動と個別価格変動の両方の影響が反映されている。しかし、右辺の $R(1+p) + N(q-p)$ をそのまま利益とすることはできない。なぜなら、(2-10 式) および (2-11 式) の左辺にある Mp を右辺に移項しなければならないからである。先に仮定したように、(t_0, t_1) の 2 つの時点において資産の保有分は同一である。すなわち、正味貨幣性資産を表す M は同一の貨幣額面なので、 Mp の変動分は右辺の購買力に影響を与えるものということになり、右辺に移項しておく必要が生じる。このような操作を (2-14 式) に加えると、次のようになる。

$$M + N(1+q) = R(1+p) + N(q-p) - Mp \quad (2-15 \text{ 式})$$

(2-11 式) において確認したように、右辺の $R(1+p)$ の部分には、購買力の増加が反映されていない。これは (2-15 式) においても同様である。資本を新しい尺度によって測定することにより、資本の維持を図った上で利益の測定を試みている。したがって、一般物価変動と個別価格変動の両方の影響を反映した利益は、 $N(q-p) - Mp$ となる。

6 Chambers [1980]における利益計算

チェンバースは、Chambers [1966]の後に、Chambers [1980]において、より洗練された形で計算構造の記述を試みている。本章はあくまで Chambers [1966]を中心として取りあげるものであるが、参考として Chambers [1980]の記述を概観する。本項では以下、Chambers [1980]に従って、CoCoA の計算構造を概観する (Chambers [1980] pp.46-68)。

チェンバースは、記号を次のように定義している (Chambers [1980] p.46)。

$\$1 \cdot \2 : 期間 t_1 および t_2 におけるドルの一般購買力, $\$1M_1 \cdot \$2M_2$: 2 時点における純貨幣性資産の額, $\$1N_1 \cdot \$2N_2$: 2 時点における非貨幣性資産の, 現金等価額もしくは正味再販

³³ チェンバースは一般物価変動と個別価格変動が両方存在する場合の例について、2 種類の財を想定した式で説明しているが、本章では 1 種類の財を想定して説明する。

価額, $\$_1R_1 \cdot \$_2R_2$: 2 時点における残余もしくは普通株主資本の額, p : t_1 と t_2 の間における一般購買力変動のインデックス

まず, t_1 時点における財政状態は, 次のように表される。

$$\$_1M_1 + \$_1N_1 = \$_1R_1 \quad (2-16 \text{ 式})$$

そして, t_2 時点では, 次のように表される。

$$\$_2M_2 + \$_2N_2 = \$_2R_2 \quad (2-17 \text{ 式})$$

次に, $\$_2Y_2$ が, t_2 時点で終了する期間の純利益を表すものとする。これは正味資産に生じた増分の額であり, 次のように表される。

$$\$_2Y_2 = \$_2R_2 - \$_1R_1 \quad (2-18 \text{ 式})$$

そして, p が当該期間中における一般物価水準を示す指数, つまり一般購買力の一定割合の上昇分を表すものとする。すると, $\$_1 = \$_2(1 + p)$ となる。

$$\$_2Y_2 = \$_2R_2 - \$_2(1 + p)R_1 \quad (2-19 \text{ 式})$$

ここで, R_1 を $(M_1 + N_1)$ に, そして R_2 を $(M_2 + N_2)$ に置き換えると, $\$_2Y_2$ の額は, 次のように表される。

$$\begin{aligned} \$_2Y_2 &= \$_2(M_2 + N_2) - \$_2(1 + p)(M_1 + N_1) \quad (2-20 \text{ 式}) \\ &= \$_2(M_2 - M_1) + \$_2(N_2 - N_1) - \$_2p(M_1 + N_1) \end{aligned}$$

ここまでの, 純利益はすべて $\$_2$ により表されることになる。さらに, すべての金額は, 会社内部での計算とは関係なく, 観測もしくは発見できる金額である。したがって, 所得はすべての資産と負債を包含する (2-20 式) によってのみ検証される。

続いて, 当該期間中に生じた取引と取引以外の事象 (資産価格の変動) の影響分について検討する。ここでは, 記号 T , I , E , V について定義する。

T は, 当該期間中における財の販売とサービスの提供から得られた (現金または掛による) 受取額と, (現金または掛で) 購入した財に対して支払った購入額との差額を表すものとする。すなわち, T には棚卸資産にかかわる取引とその他すべての資産にかかわる取引とが含まれることになる。

I は, 当該期間中に販売されたすべての非貨幣性資産について, その販売価格と購入価格との差額の総額を表す。もしくは, t_1 時点において保有中の非貨幣性資産について, その販売価格と, 記録上の当該資産の t_1 時点の貨幣等価額との差額を表す。

E は, 当該期間の費用として処理されるサービスへの支出額を表す。

V は, t_2 時点におけるすべての非貨幣性資産の貨幣等価額と, 当該資産の簿価との差額を表す。すなわち, V は, t_2 時点における資産の貨幣等価額に一致するように t_2 時点の簿価を変動させる必要がある額である。

これらの記号を用いて名目額により財政状態を表すと, 次のようになる。

$$M_2 = M_1 + T - E \quad (2-21-1 \text{ 式})$$

$$N_2 = N_1 + I + V - T \quad (2-21-2 \text{ 式})$$

ここで, 先の (2-20 式) にこれらを代入すると, 次のようになる。

$$\begin{aligned} \$_2 Y_2 &= \$_2 \{ (M_1 + T - E) + (N_1 + I + V - T) - (1 + p)(M_1 + N_1) \} & (2-22 \text{ 式}) \\ &= \$_2 \{ (I - E) + V - p(M_1 + N_1) \} \end{aligned}$$

そして、 $M_2 = M_1 + T - E$ なので、次のようになる。

$${}_2 Y_2 = {}_2 \{ (I - E) + V - pR_1 \} \quad (2-23 \text{ 式})$$

このような操作により、異なった内容の尺度 ($\$_1$, $\$_2$) で金額表示された資産の額の変動を捉えて純利益を求める過程が、記号により表示されることになる。これに価格変動に関する調整を加えることで、取引および資産の貨幣等価額について生じたすべての変動分を考慮に入れることができ、 $\$_2$ という単一の記号により表示することができる。

($I - E$)の金額は、当該期間中のすべての財にかかわる取引からの（現金または掛による）正味の実現した受取額である。この金額は、現金および受取債権の正味流入分という意味では、純収益（net revenue）とよぶことができる。なお、この金額は、取引額をそれぞれ適切な勘定に集計する通常の手順によって求めることができる。次に V の金額は、価格変動調整額の合計である。 pR_1 は、資本維持修正額である。

T , I , E , V は名目額で表されているが、 t_2 時点における貸借対照表および損益計算書では、すべて $\$_2$ で表わされる。これは、一般物価水準による調整により、構成要素の一部について名目額を用いても問題が生じないことを示している。すなわち、ある期間内で一般購買力が変動するとしても、従来の会計プロセスと同様に、日々の取引を計上することができる。従来の会計プロセスと CoCoA の違いは、価格変動と資本維持に関する、各期間の最終的な調整のみである。

このような損益計算について、いくつかの場合分けをして考えると、次のようになる。

- (1) ある期間内に取引が行われていない場合

$${}_2 Y_2 = {}_2 \{ N - pR_1 \} \quad (2-24 \text{ 式})$$

- (2) 資産の期末残高について資産価格の変動がない場合

$${}_2 Y_2 = {}_2 \{ (I - E) - pR_1 \} \quad (2-25 \text{ 式})$$

- (3) 貨幣単位の一般購買力に変動がない場合

$${}_2 Y_2 = {}_2 \{ (I - E) + V \} \quad (2-26 \text{ 式})$$

- (4) 当該期間中に配当 D が支払われる場合

$${}_2 Y_2 = {}_2 \{ (I - E + D) + V - pR_1 \} \quad (2-27 \text{ 式})$$

この場合は、名目額では $M_2 = M_1 + T - E - D$ となる。

- (5) t_1 と t_2 の間の時点 t_a において新規の資本 $\$_a K_a$ が投下される場合

$${}_2 Y_2 = {}_2 \{ (I - E) + V - (pM_1 + pN_1 + p_a K_a) \} \quad (2-28 \text{ 式})$$

この場合、 p_a は t_a と t_2 の間における一般物価水準の変動割合を表している。当該期間の利益は資本の新規投下以外の理由による正味資産の変動額なので、次のようになる。

$${}_2 Y_2 = {}_2 (M_2 + N_2) - {}_1 (M_1 + N_1) - {}_a K_a \quad (2-29 \text{ 式})$$

さらに、この式を $\$_2$ で換算すると、次のようになる。

$${}_2 Y_2 = {}_2 (M_2 + N_2) - {}_2 (1 + p)(M_1 + N_1) - {}_2 (1 + p_a)(K_a) \quad (2-30 \text{ 式})$$

これは名目額であれば、 $M_2 = M_1 + T - E + K$ となり、さらに $N_2 = N_1 + I + V - T$ となる。

第6節 仮説演繹体系の検討

本章では、Chambers [1966]の構成・基礎的前提・計算構造について概観した。本節では、それらの内容をふまえて、Chambers [1966]の論理展開の妥当性および仮説演繹体系の意義について検討する。

1 論理展開の妥当性

Chambers [1966]は、Blueprint において構想した理論の集大成である。その点について、Chambers [1966]が Blueprint からの正統な発展をみているのかについて検討してみたい。そのために Chambers [1966]の命題群で述べられている内容について、第2節で行った筆者の区分ごとに簡単にまとめると、次のようになる。

Chambers [1966]における 1.から 4.の章で示されているのが、現実世界における実体に関する命題群である。現実世界における実体として人間を想定し、人間が自らの生存を確保するために行う意思決定と、その意思決定に伴う行動について検討している。人間がどのように情報を集め、利用し、意思決定を行い、そしてどのような方向へ行動するのかに焦点をあてている。

Chambers [1966]における 5.から 10.の章で示されているのが、実体を描写する会計に関する命題群である。人間は最適な行動のために貨幣額による自らの情報を必要とするという前提に立ち、その情報を会計によってどのように提供するかについて検討している。会計がどのような情報をどのように記録し、そしてどのように伝達するのかに焦点をあてている。

Chambers [1966]における 11.から 13.の章で示されているのが、実際に会計が適用される実体に関する命題群である。1.から 10.までの章で示された内容を前提として、人間の集合である様々な実体に対し、それぞれどのように会計が適用されるかについて検討している。これまでの諸節で述べられた命題群がすべての実体にとって共通の普遍的な前提であるとして、会計が提供する情報が、実体やその利害関係者のそれぞれにとって、どのように適合性をもつのかに焦点をあてている。

Blueprint の4つの命題は、(a) 実体の存在に関する命題、(b) 実体の合理的経営に関する命題、(c) 貨幣表示の計算書に関する命題、(d) 会計をサービス機能と規定する命題であった。Chambers [1966]の命題群のうち、1.から 4.の章で示されたものを現実世界における実体に関する命題群、5.から 10.の章で示されたものを実体を描写する会計に関する命題群、11.から 13.の章で示されたものを個別の実体に関する命題群であると捉えれば、Blueprint における(a)および(b)の命題は 1.から 4.の章で示されたものに、(c)および(d)の命題は 5.から 10.の章で示されたものに相当するといえる。11.から 13.の章で示された命題群は本章では取り

あげていないが、1.から 10.の章で示された内容を前提として個別の実体について詳述している命題群であることを考えれば、Blueprint における(a)および(b)の命題からの流れで展開されているといえる。このようにみれば、Chambers [1966]の命題群は、Blueprint の4つの命題のそれぞれに関する内容をさらに発展させ充実させたものとみることができる。したがって、Chambers [1966]は、チェンバース自身が述べているように、Blueprint からの正統な発展であると捉えることができる。

続いて、Chambers [1966]の命題群による命題体系を1つの理論としてみたときに、その論理展開が妥当であるのかを検討してみたい。上述したように、チェンバースは仮説演繹法によって CoCoA の理論を構築している。仮説演繹法は、現実世界における経験的事象の観察を基礎として、推測、観察、検証を積み重ねて理論を構築する方法論であった。

まず、1.から4.の章で示された、現実世界の観察からの基礎的前提の妥当性であるが、これについては異論を挟むことは難しいと思われる。人間の行動、目的、環境といった普遍的な事象の観察であるため、心理的にも受け入れやすい命題体系となっている。適合性のある測定基礎として現在現金等価額があげられるまでの論理展開についても、人間の最適適応に関する前提をふまえており、妥当であると思われる。

続いて、5.から 10.の章で示された、実体に関する基礎的前提から展開した会計の役割やあり方に関する命題の妥当性であるが、こちらについても妥当であると思われる。会計の領域では、会計を用いることについて理由づけがなされることは珍しいが、CoCoA では人間（とその集合）という実体の必要性から、会計を用いる必要性が述べられている。この点は、会計以外の領域と会計をつなげているという意味で特筆すべき点である。

現在現金等価額により企業の2時点間の財政状態を明らかにする測定の妥当性についても、家長という企業より単純な実体の例からの発展として、違和感のないものとなっている。一般物価変動と個別価格変動の要素を取り入れているのは売却時価会計の特徴であり、それらの変動にあわせた調整により、実体をもつ現在の貨幣購買力を表示するという目的を達成できている。

このように、現実世界の観察から基礎的前提を導出し、会計の定義を決定するところまでは、論理展開が首尾一貫している。しかし、CoCoA によって提供される情報が、本当に理論が想定するものかどうかについては、検討が必要であると思われる。チェンバースは Chambers [1966]において、測定基礎として現在現金等価額を用いることを推奨しているが、現在現金等価額を得られない財について、その近似値を求めるために取替価格を用いることを認めている。この点について、仮説演繹法の適用により適合性をもつ測定基礎が1つに定まったにもかかわらず、便宜上とはいえ、複数の測定基礎を用いることになってしまっている。このような点をふまえて、今後、CoCoA の計算構造について改めて検討してみたい。

1950年代から Chambers [1966]以降の業績（Chambers [1980]など）に至るまでのチェンバースの業績をみると、測定基礎を含む計算構造の考え方に変化がみられる。その過程でチェンバースは、現在現金等価額および CoCoA の計算構造に関する議論をより洗練させており、

他の会計システムとの比較検討を行っている。したがって、CoCoA の計算構造について検討するには、Chambers [1966]とあわせてそれらの業績を取りあげることが必要である。

また、Chambers [1966]の命題体系では、基礎的前提を現実世界の観察により導出しているが、基礎的前提の区別の問題があると思われる。チェンバースは基礎的前提から結論を導出することで命題体系として理論を構築しており、それぞれの命題間の相互関係を命題番号で示している。命題番号により、前提と結論の関係は明確に示されている。しかし、前提について、チェンバースは仮定、公準、定義を明確に区別して示しておらず、そこに不明瞭な点がある。命題の記述方法が結論とそれ以外でしか区別されていないので、Chambers [1966]の読者からみて、仮定、公準、定義の区別ができない。ただし、結論の導出による理論構築という観点からみれば、必要十分な記述がなされているといえる。

2 仮説演繹体系の意義

上述したように、チェンバースは会計の定義を「4.42 会計とは、市場における将来行動のための指標としての継続的な財務情報源の提供を目的とした、回顧的かつ現在のな貨幣計算の方法」(Chambers [1966] p.102) であると述べた。仮説演繹法により現実世界の基礎的前提に基づいて会計の定義を導出したことで、会計の役割およびあり方を会計以外の論拠によって決定することができた。すなわち、CoCoA の仮説演繹体系には、会計の定義を会計以外の領域から決定できているという点に意義を見出すことができる。

これに関連して、情報提供システムとしての CoCoA は、会計を実体とは独立した機構として考えている点が興味深い。会計を実体や利害関係者とは独立した立場にある情報提供システムとして位置付けたことで、あらゆる情報利用者に対して、等しく役立つ基礎が形成されている。この基礎に基づいて個別の実体に関する命題を加えることで、実体それぞれに適合する会計システムが完成することが期待される。

また、CoCoA が提供する現在現金等価額による財政状態に関する情報が適合性をもつ論拠は、市場における実体の最適適応行動に求められる。この論理展開には、会計理論において測定基礎を決定するための重要な示唆がある。それは、会計理論において測定基礎を決定する論拠は、会計それ自体の議論からは導出されないということである。慣習や実行可能性に囚われることなく、会計の外から理論的基礎となる命題を導出することで、理論的な背景に基づいて測定基礎を決定することができる。これは、単なる各測定基礎の比較検討による取捨選択とはまったく異なるアプローチである。すなわち、CoCoA は単なる売却時価会計の理論ではなく、仮説演繹法による会計理論と捉えるべきである。特に、最適な測定基礎を決定するための論拠の導出には方法論が重要であることを示したという点に、意義を見出すことができる。

第7節 おわりに

本章では、Blueprintにおける問題意識と構想をふまえて、Chambers [1966]における命題体系の構造を整理し、その内容について検討を行った。Blueprintでは、会計理論の構想として、会計理論の基礎的前提である4つの命題が示された。そしてChambers [1966]に至り、14の群からなる427の命題によってCoCoAが完成した。その命題体系と論理展開は、命題同士が相互に結びつき、一貫性のあるものであった。

CoCoAの命題体系は、その導出過程を次のように表現できる。まず実体の性質、行動および環境の定義を現実世界の観察から行い、続いて会計システムに関する命題を導出し、最後に会計システムの実体へのあてはまりをみる。これらは順に導出されており、命題同士のつながりが明確に示されている。

BlueprintをふまえてChambers [1966]をみると、命題それぞれの内容が肉付けされていることがわかる。Chambers [1966]では、現実世界における人間の議論から始めることにより、実体の行動目的や必要とする情報を明確にすることに成功している。そして、それらを前提として会計の定義を導出することにより、会計を情報提供システムとして位置付け、情報利用者すべてに共通して適合性をもつ情報として現在現金等価額による財政状態を主張した。

CoCoAは、仮説演繹法により構築した命題体系を理論的背景として、現在現金等価額による財政状態に関する情報を提供する会計理論である。その特徴は、基礎的前提から結論が導出される過程における首尾一貫性であり、会計の理論的背景を会計以外の領域における前提に依拠している点にある。科学的方法論を適用することで新たな姿勢を示したCoCoAは、今後、会計をどのような方向性で議論していくべきかを示唆してくれる理論であったといえる。

第3章 スターリング売却時価会計の理論構造

第1節 はじめに

第1章と第2章では、チェンバースの売却時価会計を取りあげた。彼は1955年に公表した *Blueprint* で会計理論の構想を示し、1966年に *CoCoA* として売却時価会計の理論を提唱した。しかし、制度会計として売却時価会計が採用されることはなかった。一方で学界では、チェンバースから少し遅れて、同様の売却時価会計を提唱した会計学者が存在した。それがスターリングである。

スターリングは科学的方法論により会計理論を構築しようとしたことで知られている。彼は会計理論に目的適合性 (*relevance*) や真実性 (*verity*)・経験的検証可能性 (*empirical testability*) といった要件を取り入れ、独自の理論を構築した。理論構築の過程で、意思決定においてどのような会計情報が必要であるかが詳細に議論されている点が特徴的である。

会計情報はどのようなものであるべきか、という視点は、会計の有用性を検討するために必要不可欠である。今日では、会計情報は、情報利用者の意思決定に有用なものとなることが求められている。たとえば *IASB* の概念フレームワークでは、一般目的財務報告の目的は、「現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供すること」(*IASB [2018] para.1.2*) とされている。

会計情報がこのような目的に資するものかどうかを判断するにあたり、会計情報をもつべき要件を設定し、会計情報がそれを満たすかどうかを検討する方法がある。この方法は、1966年に公表された *A Statement of Basic Accounting Theory* (基礎的会計理論: 以下、*ASOBAT* とする)³⁴にみられるものであり、*IASB* の概念フレームワークにおいてもとられている方法である。両者が共通して示しており、かつ基本的な要件であると思われるのが、上述した目的適合性である。

スターリングの理論は *Sterling [1970a]* および *Sterling [1979]* において示されている。また、その基本思考は *Sterling [1967]* や *Sterling [1970b]* において示されている。これまでの研究では、*Sterling [1979]* やその他の文献を中心として彼の理論を検討したものが多い(浅倉 [1989], 石川 [1992], 今田 [1985], 上野 [2014], 榊原 [1981], 西山 [2015])。そこで本章では、*Sterling [1967]* および *Sterling [1970b]* における彼の基本思考と、*Sterling [1970a]* における命題体系³⁵お

³⁴ *ASOBAT* は、意思決定有用性という概念を会計に取り入れた会計理論として知られている。また、会計情報が有用であるための特性として、目的適合性、検証可能性、不偏性、量的表現可能性の4つをあげている。これらのうち、目的適合性が他の3つに比べて最も重要な基本的特性であるとされている。

³⁵ *Sterling [1970a]* において示された命題を取りあげた論文として、星野 [1982] および星野 [1984] がある。

よび理論展開をあわせて取りあげて整理してみたい。そこで本章では、スターリング理論の構造について、意思決定と会計の関係を意識しながら明らかにすることを試みる。

本章は次のように構成される。まず、彼の基本思考が表れている Sterling [1967]および Sterling [1970b]に基づいて目的適合性の概念を整理し、続いて Sterling [1970a]で示されている理論について、その理論構造および理論展開を整理する。

第2節 スターリングの基本思考

スターリングの思考が表れている論文として、1967年の“A Statement of Basic Accounting Theory: A Review Article” (Sterling [1967]) および 1970年の“On Theory Construction and Verification” (Sterling [1970b]) がある。前者は、1966年にアメリカ会計学会が公表したASOBATを取りあげ、その内容を検討しながら彼が持論を展開した論文である。後者は、理論構築の方法論を述べた論文である。本節では、第1項で Sterling [1967]を、第2項で Sterling [1970b]を取りあげ、彼の基本思考を明らかにする。

1 スターリングの ASOBAT に対する問題意識

スターリングは、ASOBATの方法論と世界観について、これらを革命的なものとして評している (Sterling [1967] p.95)。しかし、彼はASOBATを全面的に肯定しているわけではなく、むしろ問題点を指摘し、批判的にみている。彼のASOBATに対するそのような評価には、彼の基本思考が表れており、それは彼が Sterling [1970a]において構築する理論の土台となっていると思われる。

まず方法論についてであるが、ASOBAT以前のほとんどの会計理論は、帰納的または経験的方法により構築されたものであった。そのような理論の代表がペイトン＝リトルトンやグレディ (Gredy) による会計理論である。これらはそれぞれ、現在行われている実務をまとめたり、目録化したりして理論として正当化するものであった。そのような理論は、現行の原則では説明できない新たな問題が生じた際に新たな原則を導入しなければならず、問題を解決することができない (Sterling [1967] p.96)。これに対しASOBATは、理論は規範的なものであり、記述的なものではないとしている (AAA [1966] p.6)。

ASOBATは演繹的方法により会計理論の構築を試みている。演繹法は科学の領域では新しいものではないが、会計の領域ではまったく新しいものであった。ASOBATは、それまでの理論とはまったく異なる方法論で構築されたという点で、革命的といえる。そして Sterling は Sterling [1979]で述べているように、会計を科学として考えることを推奨している。彼はその考えを、1967年の時点で既に持ち合わせていた。

演繹法により会計理論を考える試みは、会計の定義に表れている。ASOBATは、会計を「経済情報を識別、測定、伝達するプロセスと定義し、情報利用者によって情報に基づいた

判断と決定を可能にするもの」(AAA [1966] p.1) と定義している。スターリングはこれを「測定・コミュニケーションシステム (measurement-communication system)」(Sterling [1967] p.97) と表現している。ASOBAT は測定・コミュニケーションシステムとして会計を再定義し、演繹的に基準やガイドラインを導出している。

ASOBAT 以前の会計理論が帰納法により構築されていたのと同様に、当時の会計教育もまた、帰納法により行われていた。学生を教育するカリキュラムは、実務の変化に応じて変化していた。これは、複数の実務家が同様の問題を様々なやり方で解決しており、そのすべてが受け入れられていたからである。しかし ASOBAT は、公式の声明として演繹法を主張した。スターリングはこの ASOBAT の声明により、この流れが転換するのではないかと期待していたようである (Sterling [1967] p.99)。

このように、スターリングは ASOBAT が演繹法により会計理論へアプローチしたことを評価してきたが、問題点もまた指摘している。それは、ASOBAT が理論は規範的なものであるべきとしているにもかかわらず、「(会計人によって測定、記述に使用された一筆者加筆) 手法には、一般に受け入れられる会計原則および慣行、ならびに『一般的な受け入れ』の基準を満たさないかもしれないが、実質的な権威的支援がある代替案が含まれる」(AAA [1966] p.6) としている点である。これでは理論的妥当性の基準として規範的理論が機能せず、手法を選択する上で自由度が高くなってしまい、実務の統一性が低くなってしまう。したがって、理論は規範的でなければならないという委員会の立場と矛盾が生じてしまう (Sterling [1967] p.99)。

続いて、世界観についてである。スターリングによれば、ASOBAT は「会計は測定情報システム (measurement-information system) であるという視点」(Sterling [1967] p.99) を我々に提供しており、この視点は新たな世界観であると考えている。そしてこの視点から、ASOBAT の4つの特性が生じる。

最も重要な基本的特性であるとされる目的適合性は、測定と密接な関係がある。対象のすべてを測定するのではなく、適合するものを測定するからである (Sterling [1967] p.100)。ここで、報告されるべき情報は、意思決定モデルにより決定される。すべての情報を報告する必要はなく、適合するもののみを報告すればよい (Sterling [1967] p.104)。

ASOBAT は、取得原価とカレント・コストの両方を報告することを求めているが、スターリングはこの点について疑問視している (Sterling [1967] p.108)。取得原価はカレント・コストよりも検証可能性が高い (Sterling [1967] p.102) が、数字が検証可能であるとしても、経済的意思決定においては目的適合的ではないからである。したがって、検証可能性は望ましい特性であるが、他方、目的適合性は不可欠な特性であるとする (Sterling [1967] p.102)。

スターリングは、取得原価は目的適合性から演繹されたのではなく、伝統的に取得原価には検証可能性があるとされてきたことから生じていると評している。それでは、カレント・コストは目的適合性があるのかといえば、カレント・コストが適合するモデルが示されていないわけでもない (Sterling [1967] p.111)。

2 理論構築の方法論

スターリングによれば、会計は測定・コミュニケーションのプロセスでなければならないという。会計人は何かを測定し、その測定値を決定者に伝えなければならない（Sterling [1970b] p.454）。ここでは、会計システムは意思決定理論と関わりをもつ。

意思決定理論は、どのような観察が行われるべきか、もしくはどのような特性が測定されるべきかを特定する。意思決定理論は目的適合性の定義を提供するものであり、適合する特性を特定する。目的適合的な情報は、意思決定者ではなく意思決定理論により決定されることになる。したがって、会計人は、意思決定者が望む情報ではなく、意思決定理論で指定された情報を提供するべきである（Sterling [1970b] p.454）。

意思決定者ではなく意思決定理論に焦点を当てる理由は、すべての意思決定者のために情報を提供することができないからである。意思決定者は誤った意思決定理論をもっていることがあり、その場合は誤った意思決定を生み出す可能性が高い。そこで、意思決定者それぞれが望む情報ではなく、正しい意思決定理論が指定した情報を提供することで、情報が正しい意思決定に資する可能性が高くなる。

このような解釈の中では、会計は単なる特定の種類の理論の測定活動である（Sterling [1970b] p.455）。つまり、個別の会計理論が存在するのではなく、意思決定理論が測定を要求し、その測定を行うシステムが会計である。

このように考えると、理論構築と測定開発が不可分であることがわかる。理論は、何が測定されるべきか、どのように測定値が操作されるか、そしてどのような測定可能な結果が期待できるかを指定する。会計が測定・コミュニケーションのプロセスであるとするれば、会計理論は一般的な意思決定理論の一部にすぎないのである（Sterling [1970b] p.456）。

第3節 情報の必要性

スターリングの“*Theory of the Measurement of Enterprise Income*”（Sterling [1970a]）では、前節で述べた意思決定理論について、単純な企業モデルに関する意思決定モデルが一般化して示されている。そこでの主題は、「利益を測定するための適切な、あるいは最善の方法を決定する」（Sterling [1970a] p.351）ことである。本節では、Sterling [1970a]の流れに従い、議論の出発点となっている利益の定義および想定される企業モデルについて概観する。

Sterling [1970a]の議論では、利益の定義および概念として「2 時点間の富の差額プラス消費」（Sterling [1970a] pp.8-9）というものをを用いる。また、主体として完全市場における小麦先物商人（以下、商人とする）の企業が想定される。この商人による企業は、交換もしくは保有（現状維持）の意思決定しかできない（Sterling [1970a] p.23）。

この企業自体には自動力がなく、企業の原動力としての動機は、すべて人間である商人から生じる。ここでスターリングは、商人である人間が最大化しようとするものは効用（utility）

であると仮定する。人は消費行為から満足を得るだけでなく、消費できる（将来の欲求を充足できる）という事実からも満足を得る。すなわち、最大化しようとする効用は、消費および財に対する支配権であるといえる（Sterling [1970a] pp.29-30）。この効用を表現するのが貨幣である。貨幣は財に対する支配権の一般的で適切な表現であるといえる。したがって、企業が最大化しようとするものは、貨幣ないし貨幣を支配する能力であるということになる（Sterling [1970a] pp.31-32）。

もし商人が資産のすべてを単一の評価手段（総価値を表すために選択された商品）の形態でもっているならば、その交換は「完全交換」として定義され、利益は明白となり、利益測定の問題は生じない。しかし、主体が総資産のある部分を評価手段以外の形態で保有しているならば、その交換は「不完全」交換として定義され、測定の問題が生じる（Sterling [1970a] pp.21-22）。異質の資産が保有されている場合、「資産の純価値」もしくは「総価値」を決定するために、ある資産を他の資産で測定することが必要である。そのために用いられるのが評価係数である。

不完全交換では、ある特定の時点で外部から測定が要求される。これはある時点において、ある期間内の事象についての情報が必要とされるということであり、そこではより多くの情報をもたらす評価係数が求められることになる（Sterling [1970a] pp.28-29）。これは、どの測定基礎を用いるべきかという問題に言い換えることができる。これを明らかにするのが Sterling [1970a] の目的であり、前節での議論をふまえると、これは意思決定理論により決定されることになる。

スターリングはここまでの議論をふまえて、次の 6 つの仮定と 1 つの規準にまとめている（Sterling [1970a] p.34）。

- (1) 商人が最大化しようとするものは効用である。
- (2) 企業の存在理由は、商人が最大化しようとするものを最大にすることである。
- (3) 効用は財および用役を支配する能力と同じ方向に変化する。
- (4) 貨幣は財を支配する能力の適切な表現である。
- (5) したがって、企業が最大化しようとする最も重要なものは貨幣（ないし貨幣を支配する能力）であり、適切な評価手段は貨幣である。

規準 I：より多くの情報をもたらす評価係数は、より少ない情報をもたらす評価係数よりも優れている。

第 4 節 命題の整理

前節では、利益測定のための理論を構築するにあたり、その前提として利益の定義と企業モデルを設定した。それにより、より多くの情報をもたらす評価係数の必要性が明らかとな

ったので、ここからは情報の内容について検討が行われる。本節では、Sterling [1970a]に従い、彼の理論を概観する。

1 情報の命題

スターリングは情報についての命題として、次の3つをあげている (Sterling [1970a] pp.40-50)。なお、ここでいう情報とは、有用なメッセージのことを指す。

情報命題1: メッセージは真実でなければならない。真実性は資格ある観察者間の合意によって判断される。

情報命題2: メッセージは目的適合的でなければならない。目的適合性はある特定の(特定化された)問題に関係する。

情報命題3: 問題の解決に関係する理論は目的適合的な情報を特定化する。

スターリングはまず、あるメッセージが有用であるためには、(1) 真実性³⁶と(2)目的適合性の2つの前提条件があるとする。それらの内容を一言でいえば、前者はメッセージが現実を正確に表していること、後者はメッセージが問題に適合していることである。これらはそれぞれ、情報命題1と情報命題2に対応する。

情報命題1についていえば、スターリングの説明には2つの論点がみてとれる。現実をどう捉えるかという立場の問題と、知覚の問題である。まずは前者からみていくことにする。

スターリングによれば、真実性の概念は現実との一致として表すことができ、「メッセージとは『現実世界』について何かいうことを意図した言語的命題もしくは記号的命題」(Sterling [1970a] p.41)である。真実性を満たすかどうかは、メッセージが現実世界を忠実に表しているかどうかによって判断される。

次に知覚の問題であるが、現実を知覚の誤りと故意の誤った表示によって歪められるために、これらを解決する必要がある。情報の議論では、情報の送手は、正しい情報を提供する意図をもっており、騙そうとする意図がないということが前提である。その上で知覚の誤りを解決する方法を考えることになる。

スターリングは、資格ある観察者間の合意によって真実性の検証がなされるという仮定を設けることで、その解決をはかる。ある人々が知覚に優れているという権威づけを行い、彼らが合意したのであれば真であるとする。

なお、ここで知覚の誤りにおいて生じる量的データの誤りについても触れている。会計が量的データを扱う以上、知覚の誤りは程度の問題として表れてくる。しかし、データの正確性は真実性とはほとんど関係がない。なぜなら、データに誤りがあっても、他の情報

³⁶ Sterling [1970a]の後に公表される Sterling [1979]では、真実性の代わりに経験的検証可能性 (empirical testability) という用語が用いられている。

がない場合は、そのデータが唯一の基準となるからである。また、絶対的な正確性を考えることは、測定者の知覚の問題だけでなく、測定手段の限界から鑑みても不可能である。

スターリングは実用的な見解として、ある目的に対してどの程度の正確性が必要かということを考えればよいものとしている。たとえば、「その水は熱い」というメッセージは不正確なので無益かもしれないが、これは真実性の欠如ではなく正確性の欠如からくる無益さである。必要とされる正確性の程度は特定の状況に依存するものであり、先の例でいえば、科学的実験では無益であっても、子供への注意であれば有益なメッセージとなる。

次に情報命題2について、これは目的適合性とよばれる概念である。スターリングは心理学を援用してこの概念を説明している。心理学の領域では、個人は常に情報を受け取っているとされるが、実際に利用される情報はごく一部である。なぜなら、すべての情報が特定の問題に適合するわけではないからである。したがって、情報は適切なものとそうでないものが取捨選択され、適切な情報のみが利用されることになる。

ある個人にとっての情報の適切性は、その個人がおかれている状況によって決定されることになる。目的適合性はこの特定の状況によって決定されるものであり、それによって情報が取捨選択される。

最後に情報命題3について、これは目的適合性との関連における理論の働きを示す。目的適合性に照らしてある情報を取捨選択するにあたり、どの情報が適合するかを判断しなければならない。そこで、特定の問題に適合する情報を特定する手段として理論が必要となる。スターリングによれば、「理論の機能は、(1) 無数の複合的な観察から目的適合的な情報を選択すること、(2) 情報を理解可能な結合物に整えること」(Sterling [1970a] p.49) であるという。

ここでスターリングは、特定の理論として、「意思決定モデル」および「意思決定理論」をあげている。これらの理論は多数の代替案について、それぞれに対応する各代替案の結果を予測する。代替案とその結果が結び付けられることにより、人は自らの個人的目標に最も近い結果を選択することができるようになる。

2 コミュニケーションの命題

前項の議論が情報の受手についてのものとすれば、本項での議論は情報の送手についてのものといえる。以下、情報の送手および情報の受手を、それぞれ送手および受手と表記する。スターリングはコミュニケーションについての命題として、次の4つをあげている (Sterling [1970a] pp.50-63)。

コミュニケーション命題1：目的適合性規準の所在地は伝達の源泉にある。

コミュニケーション命題2：送手は適切な理論を選択しなければならない。

コミュニケーション命題 3：送手は、企業の目的から生じる問題状況に適用できる意思決定理論の評価、改良、および構成に積極的に従事しなければならない。

コミュニケーション命題 4：教育はチャンネル容量の配分において高い優先権をもっている。

まずコミュニケーション命題 1 について、スターリングは情報の量を最大化し、かつその情報にかかる費用を最小化するというコミュニケーション論の視点から議論を展開する。情報は送手側からみれば、あらゆる情報を受手に伝達できるわけではない。なぜなら、受手が受け取る情報の量には限りがあるからである。送手はその限界の中で、受手にとって最大限に有益な情報を伝達しなければならない。

このことは、目的適合性が送手によって設定されるということを示している。送手は、ある情報が受手にとって目的適合的であるかどうかの観点から、伝達する情報を選択しなければならない。しかし、送手に受手の情報がなければ、どの情報を伝達すればよいかの選択をすることができない。したがって、伝達すべき情報を選択するにあたり、受手の問題を知る必要がある。しかし、受手からのフィードバックや受手への質問といった手段では、受手の情報の不十分さや目的および問題の多様さから、効果的な解決にはならないと考えられる。

次にコミュニケーション命題 2 および 3 についてであるが、これは送手が受手の理論形成に大きな役割を果たすために、理論的に中立の立場に立たないということである。送手は中立の立場で情報を送ることはできない。なぜなら、中立というのは、現在の状況を継続し、それによって現在の理論を強化するという積極的な決定だからである。したがって送手は、(1) 現在の理論をそれにしたがって伝達することによって強化するか、(2) その理論を変更するか、しかない。

送手と受手が異なる理論をもつ場合や受手が様々な異なる理論をもつ場合が考えられるが、そこで送手は現在の理論について判断し、その理論によって特定化された情報の相互関係を把握するために、受手をもつ現在の理論を完全に理解していなければならない。これは送手が、受手をもつ目的適合性規準の起源に影響を与えうるために、送手は目的適合性に関係する現在の理論を理解した上で、さらに理論を改良していかなければならないということである。

コミュニケーション命題 4 は、情報の正確さと理解されやすさが反比例することから生じる問題の解決策である。スターリングはチャーチマン (Churchman) の言葉を引用し、言語が正確になればなるほど、その情報が広く理解されなくなるという事実を述べた。この点について、受手を教育し誤った理論を改良することができれば、伝達する情報の理解度が上がるということになる。したがって送手は、受手が大きく誤った判断をしてしまう可能性の

ある有益な情報がある場合、その情報の伝達よりも誤りを防ぐことに労力を注がなければならぬ。

3 測定の命題

スターリングは測定について議論するにあたり物理学や心理学の知識を取りあげているが、どれも概念として利用に耐えうるものではなかったようである。そこで彼は、自ら測定の一般命題を提示することを試みた。彼は測定命題として、次の5つをあげている (Sterling [1970a] pp.65-82)。

測定命題 1：測定の目的は対象ないし事象を他の対象ないし事象に対して順序づけ、比較することである。

測定命題 2：次元の構成と定義は測定の操作のための前提条件である。

測定命題 3：単位は諸対象の一般的比較を可能にする。よく知られた単位は様々な人々による測定の一般的使用を可能にする。

測定命題 4：数の使用は言葉の分類体系よりも便利であり、高度の正確性を可能にする。

測定命題 5：測定操作の目的は、ある一定の尺度においてある一定の対象の適切な位置を見出すことである。その位置の一般的言明は単位数で行われる。

測定命題 1 は測定の目的を示すものであり、スターリングによれば、「基本的な測定の目的は、ある属性 (property) を区別もしくは識別できるようにすることである」(Sterling [1970a] p.72) という。属性を区別するというのは、比較を可能にするということである。スターリングは 3 フィートの長さを例にあげ、それは他の 3 フィートの物と同一の長さであり、それより短いすべての物より長く、それより長いすべての物より短いということを意味する、と説明している。この例では長さという特質を測定しているが、測定する特質の選択は、先に述べた目的適合性に鑑みて行われる。

測定命題 2 は、ある属性について区別をするにあたり、その属性の概念を特定しておくことの必要性を述べている。スターリングは、この属性の概念のことを次元とよんでいる。次元が与えられることで、その次元についてその対象と他の対象とを関係づけ、比較することが可能となる。

測定命題 3 は、測定単位を用いることで、比較を一般化することを述べている。測定命題 2 で与えられた次元の概念であるが、これだけではある対象と他の対象との特定の関係にすぎない。そこで、さらに比較を一般化するために測定単位が必要となる。測定単位を用いることで、ある対象を他のすべての対象と関係づけることが可能となり、比較を一般化することができる。

測定命題4は、数を使用することの意義について述べている。スターリングによれば、比較に数を用いる理由は、(1) 対象間の識別に際して高度の洗練を得ること、(2) 便利性、の2つがあるという。言葉による比較では原級、比較級、最上級の3分類しかなく、不十分である。数は単位さえあれば制限なく細かい区別を行うことができ、すべての次元におけるすべての単位に利用することが可能である。

測定命題5は、測定という操作を行うことの意味を述べている。上述したように、測定の目的はある属性を区別する、すなわち比較するということであった。しかし、この目的はある対象を比較するだけで達成されるというわけではなく、特定の次元の尺度において対象を配置しなければ達成されない。この操作は、ある対象について、次元を特定し、比較を一般化できる測定単位を見つけ、比較を行った次の段階のものである。この操作により、ある尺度の中でその対象がどこに位置しているかを明らかにすることができる。

4 評価の命題

スターリングは評価命題として、次の6つをあげている (Sterling [1970a] pp.117-132)。

評価命題1：評価は、われわれが他の財 (good) を獲得ないし維持するためにある財を犠牲にすることを強制される場合にのみ生じる。

評価命題2：評価はすべての時点で行われている連続的な活動である。

評価命題3：現在の選択、つまり選択された代替案は、選択者にとってすべての拒否された代替案よりも明らかに価値がある。

評価命題4：ある財の価値はそれを次善の代替案の測定値と比較することによって序数的に測定することができる。

測定命題5：価値の時間的修飾語は犠牲の時間的修飾語と一致しなければならない。

評価命題6：現在の価値は現在の犠牲を測定することによってのみ序数的に測定することができる。

評価命題1は、意思決定において競合する代替案が存在する場合、比較を行わなければならないということである。どの財を犠牲にするかを選択するにあたり、ある順序尺度を用意し、代替案を比較する必要がある。

評価命題2は、時間的次元の存在を表す。人はすべての時点で代替案の評価を強制されているといえる。なぜなら、時間は常に経過しているので、ある2つの選択肢がある意思決定を先延ばしにすることは、先延ばしにするという第3の選択肢を選び取っていることに他ならないからである。

評価命題2は、さらにもう1つの意味をもっている。代替案からの選択において、人は必然的に将来を予測しているということである。代替案からの選択は、現在の物の間の選択で

はなく、将来におけるそれらの物の状態間の選択なのである。仮に現在の財を継続して保有することを決定したとしても、この意思決定はその財の将来の状態についての予測の結果によるものである。

評価命題 3 は、選択者が選択した時点に焦点をあてたものである。ある 2 つの代替案から 1 つを選択した時に、一方が他方に対して犠牲にされる時まで、一方が他のすべての代替案よりも価値があるとわれわれが推論することを意味する。

評価命題 4 は、代替案を選択するにあたり、それらを順序づけることによる測定について述べている。スターリングは犠牲測定が意思決定理論に適合するとして、犠牲となる代替案を測定し順序づけることを考える。

スターリングは犠牲の時間的分類として次の 4 つを示している。彼によれば、これらはすべて価値のある情報となる可能性があるという。

- (1) 過去の犠牲。他の財を保持するために不要にされた財。(ある財を取得するために放棄された貨幣。)
- (2) 現在の犠牲。他の財を保持するために現在放棄されている財。(ある財を保持するために放棄されている貨幣。)
- (3) 事前的犠牲。他の財を獲得ないし保持するために放棄されなければならないであろう財の予測される大きさないし効用。(ある財を取得しなかったことによって放棄されると予測される貨幣額。)
- (4) 事後的犠牲。他の財を獲得ないし保持するために過去に犠牲にされた財の現在の大きさないし効用。(ある財を取得したならば得られたが、その財を取得しなかったことによって放棄された貨幣の現在額。)

評価は、その評価を生じさせた犠牲と同じ時間的観点をもたなければならない。すなわち、過去の犠牲は過去の価値のみをもたらしことができ、現在の犠牲は現在の価値のみをもたらしことができる。ここから、評価命題 5 が導かれる。

これら 4 つの犠牲のうち、(2) 現在の犠牲以外は、評価過程から除外されることになる。評価命題 6 は、2.現在の犠牲のみが、現在の評価に適合することを表している。

(2) 現在の犠牲以外が除外される理由は、次の通りである。(1) 過去の犠牲については、価値の歴史に関係があるものであり、現在の価値に関係するものではないからである。3.事前的犠牲については、現在の犠牲ではなく、将来の犠牲でもないかもしれないからである。また、実際に観察ができないので、測定ではないからである。(4) 事後的犠牲については、上述したように、評価の行為はその対象の将来の状態に関係するにもかかわらず、予測の検証が目的であるからである。

第5節 意思決定理論

ここまで、情報と測定についてスターリングの考えを概観してきた。その中で目的適合性は、特定の問題に適用できる意思決定理論と関係するということであった。特定の問題について、意思決定者である経営者と他の利害関係者について考える必要がある。本節では Sterling [1970a] pp.132-156 に倣って、意思決定理論について概観する。

1 経営者の意思決定理論

商人 (Sterling [1970a]) の企業モデルでは小麦先物商人、以下、経営者とする) の意思決定理論は、現在の意思決定と、過去の意思決定評価の2つに大別できる。まず、前者からみていくことにする。

ここでの議論では、経営者は代替案の検討を通じて、経営者として市場に参入することで自らの効用が最大に高められると考え、そのような意思決定を継続して行うと仮定する。そうすると、意思決定の問題は非常に単純化されたものとなり、意思決定とは次の2つの選択肢から選択する行為となる。

- A. 彼の現在の状態を維持すること
- B ある新しい状態と交換 (変換) すること

これらは、次のように言い換えることができる。

- A'. 小麦を保有すること
- B'. 現金を保有すること

ここで、小麦と現金のどちらかを保有することが優れているかを考えることになるが、その評価の基礎として、彼はそれぞれの将来の状態を予測する必要がある。これをふまえると、これらはさらに次のように言い換えることができる。

A''. 彼が小麦の増加を現金の増加よりも大きいと予測するならば、現金よりも小麦を高く評価する—小麦を保有する。

B''. 彼が現金の増加を小麦の増加よりも大きいと予測するならば、小麦よりも現金を高く評価する—現金を保有する。

ここから、意思決定には次の2つの情報のみが適合することが明らかとなる。

- (1) 財の予測される将来の状態
- (2) 現在の犠牲

経営者が小麦のために現金を犠牲にする場合、そこで要求される比率を示すのが現在価格である。したがって、小麦の現在の価値は現在価格であるということになる。そして、小麦の将来の状態は、現在の価格が価格変動で変動した価格である。したがって、小麦の将来価値は将来予測価格ということになる。ここから、ここでの意思決定理論において次の情報が適合することが明らかとなる。

(1') 将来予測価格

(2') 現在価格

ここまで、経営者の事前の意思決定について概観した。次に、経営者の過去の意思決定の評価に焦点をあてる。

経営者の過去の意思決定を評価するにあたり、2つの完了した交換の間の差をとる方法が考えられる。ここでは、経営者が時点 t_1 で交換を行い、時点 t_3 で交換を完了したという例を考えることにし、その価格は図 3-1 のパターンをとると仮定する。

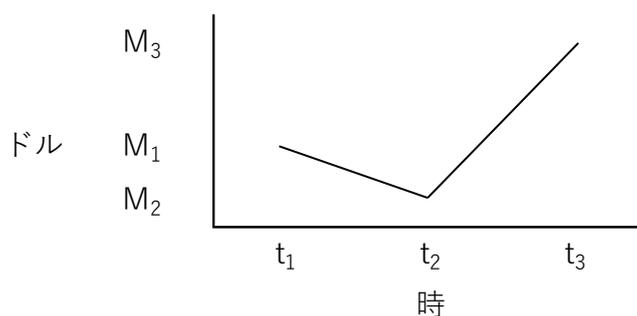


図 3-1 過去の意思決定の評価

出典：Sterling [1970a] p.139

経営者が交換を行うということは、先の意思決定理論から考えれば、現金もしくは小麦の将来価格が、一方よりも大きくなると予測したということである。ここで、予測の方向性が明らかとなる。 t_1 から t_3 にむかっては上昇するという予測で正しいが、 t_1 から t_2 にむかっては誤った予測であったと評価できる。

次に価格についてみると、経営者が t_1 で交換を行い、 t_3 で交換を完了したとすれば、それぞれの時点での価格の差である M_1 と M_3 の差が予測した変動額であるということになる。 t_1 から t_2 でいえば、誤った予測であるため M_1 と M_2 の差が予測誤りにより生じた額としてあらわれることになる。

現在時点が t_3 であるとすれば、過去の意思決定の評価を t_2 までで行う必要性はない。できる限り利用できるすべてのデータを用いて、現在時点である t_3 まで行うことが望ましいからである。したがって、過去の意思決定の評価には、次の情報が必要である。

(1) 過去価格

(2) 現在価格

2 利害関係者の意思決定理論

前項で述べた経営者の意思決定理論と、本項で述べる利害関係者の意思決定理論の差異は、彼らの立場の違いから生じるといえる。経営者は交換もしくは保有という活動を通じて

ある状態を決定することができるが、利害関係者³⁷はそのような活動を行うことができない。利害関係者は、経営者の意思決定の結果を監視する立場である。

利害関係者の意思決定には、次の2種類がある。

- ① 企業の予測される将来に基づく意思決定
- ② 企業の（現状を決定する）過去の活動に基づく意思決定

前者の例として、配当支払能力、貸付金返済能力、課税支払能力などがあげられる。後者の例として、将来の報酬のための投資、将来における貸付金返済能力などがあげられる。以下、① 予測される将来に基づく意思決定から順番に説明することとする。

利害関係者もまた、企業に影響を与える意思決定を行うにあたり情報を必要とする。さらに、利害関係者による意思決定は、先に述べた経営者の意思決定理論と同様の過程をたどることになる。具体的には、代替案を比較する過程であり、そのために次の2つの情報が適合する。

- (1) 現在の犠牲
- (2) 諸代替案の予測される将来の状態

利害関係者は、経営者が小麦と現金を比較していたのに対し、企業と企業を比較することになる。ここでの議論では、利害関係者は代替案の検討を通じて、資金を消費もしくは保有することよりも、企業に投資することが自らの効用を最大に高めると判断し、そのような意思決定を継続して行うと仮定する。

先の経営者の意思決定理論では、(1') 将来予測価格、(2') 現在価格の2つが適合する情報であるという結論になった。しかし、経営者と利害関係者では企業に及ぼすことができる影響力に大きな違いがある。企業の成功は経営者の意思決定に依存しているので、利害関係者にとって経営者は企業の将来状態の予測に必要な変数となる。ここで、意思決定の方法として次の2つのパターンが考えられる。

- (1) 予測の比較。利害関係者は（小麦の価格について）予測し、彼らの予測と経営者の予測とを比較することができる。
- (2) 経営者の成功の予測。利害関係者は経営者の成功の可能性についてある判断を試みることができる。

1 パターン目の意思決定は経営者と同様の意思決定理論となる。具体的には、利害関係者が経営者の立場に立って意思決定のための予測を行うパターンである。ただし、この方法をとるのであれば、経営者の将来予測価格についての情報が必要となる。なぜなら、自らの予測を経営者の予測と比較する必要があるからである。したがって、この意思決定に適合する情報は次のようになる。

- (1) （経営者と利害関係者の予測に適用できる）現在価格

³⁷ 他の利害関係者は債権者、所有者、従業員、政府などであり、これらすべての人々は、企業に対して何らかの影響を与える力をもっている。しかし、これは制約を与えるにとどまる（Sterling (1970a) 訳本 129 頁）。

(2) 利害関係者の将来予測価格

(3) 経営者の将来予測価格

ここで、将来価格の予測をすることは非常に困難であるため、変動を数量化することよりも、その予測される変動の方向を使用することが考えられる。ここで、経営者によって予測される変動の方向は、彼の現在の状態によって示される。なぜなら経営者は、効用を最大にするべく行動していると仮定されているからである。したがって、先の意味決定に適合する情報は、次のように言い換えることができる。

(1) 現在価格

(2) 現在の状態

(3) 他の利害関係者が予測する変動の方向

他方、2パターン目の意思決定について、これを選択することで利害関係者は商品の価格変動を予測する必要がなくなる。この方法は、将来の意思決定に対する経営者の能力を予測し比較する。この方法では、将来を予測するための証拠として過去の情報を用いる。したがって、過去の情報を集め、それに基づいて将来予測を行うという手順をふむことになる。過去の情報を集めるという点において、これは先に述べた経営者の過去の意思決定評価と同様のものである。ただしここでは、比較対象となる企業の情報も必要となる。したがって、この方法には次の情報が必要である。

(1) 過去価格

(2) 現在価格

(3) それぞれの企業の状態

次に、② 企業の（現状を決定する）過去の活動に基づく意思決定についてである。過去の意思決定は、時の経過による企業の変化には関係がなく、ある一定時点における企業の状態に関わりをもつことになる。なぜなら、先にあげた例である将来の報酬のための投資、将来における貸付金返済能力でいえば、これらの意思決定は将来のある時点における状態の予測に基づいて行われているからである。したがって、過去の活動に基づく意思決定に関する問題は、次のようなものとなる。

(1) 企業の状態は X の行為を行えるような状態であろうか。

(2) 企業は過去のある時に生じた債務を弁済できるだろうか。

このような問題についての情報をふまえて、過去に行った投資や貸付といった活動を今後も継続するかどうかの意思決定を行うことになる。ここでの意思決定には次のような情報が適合する。

(1) 経営者の状態

(2) 現在価格

3 売却時価と購入時価の選択

第1項および第2項において、共通して意思決定に適合する情報として示されたのは、現在価格であった。したがって、会計により報告する情報は、現在価格を測定基礎とした情報が最適ということになる。ただし、ここで不完全市場の場合に、現在価格には売却時価（exit price）と購入時価（entry price）の2つが存在する。スターリングはこれらの選択について、相場商人に議論を限定した上で検討を行っている。以下、Sterling [1970a] pp.327-328で議論されている内容を取りあげる。

完全市場では、商人は現在価格に手数料を加算した額で商品を購入し、現在価格から手数料を差し引いた額で商品を販売する。また、在庫品の1つ1つにはそれぞれ販売価格が存在し、その合計額は全在庫品の販売価格とは異なる。さらに他の状況では、企業は固定資産を購入した後、場合によってはスクラップとして処分したり、中古市場で売却したりする。これらのケースにおいて、現在価格として適切なものはどれかという問題が生じる（Sterling [1970a] p.327）。

スターリングは、現在価格として適切なのは売却時価であるとする。これは、商人の代替案は彼が販売できるものによって規定され、購入できたものによっては規定されないからである。したがって、商品の現在価格は、現在の販売価格から手数料を差し引いた額となる（Sterling [1970a] p.327）。

在庫品の販売価格は、全在庫品の販売価格となる。在庫品をそれぞれ1つずつ販売することで、まとめて販売するよりも大きな収入を得られることがある。しかし、商人が商品を1つずつ販売するという意思決定を行うためには、彼は将来得られるであろう収入と、全在庫品の現在の販売価格を比較しなければならない。そこで意思決定に必要な情報は、現在の販売価格である（Sterling [1970a] p.327）。

ここで販売価格とは、町角でたまたま出会った最初の人に売ることによって得られるような価格ではない。そのような状況は、「事象の正常な過程における清算」とはいえないからである。商人は、彼がもつ在庫品を、正常な商品市場を通じて販売することができるし、将来よりよい価格で販売できると予測するならば在庫品を保有することができる。彼は在庫品を、他の市場でより安く販売することはできるが、それは最善および次善の代替案ではない。意思決定において想定される代替案は、その商品市場における即時販売か、その商品市場における将来の販売である（Sterling [1970a] pp.327-328）。

第6節 理論構造の検討

ここまで、Sterling [1970a]に示されている議論を概観してきた。本節では彼の理論の構造について、その体系と相互関係を整理する。彼の命題をまとめると、次の図 3-2 のようになる。

企業の目的 →貨幣により表される効用、すなわち財の支配力を最大にすること

不完全交換における情報の必要性 →利益を測定する最も優れた方法となる評価基準の選択

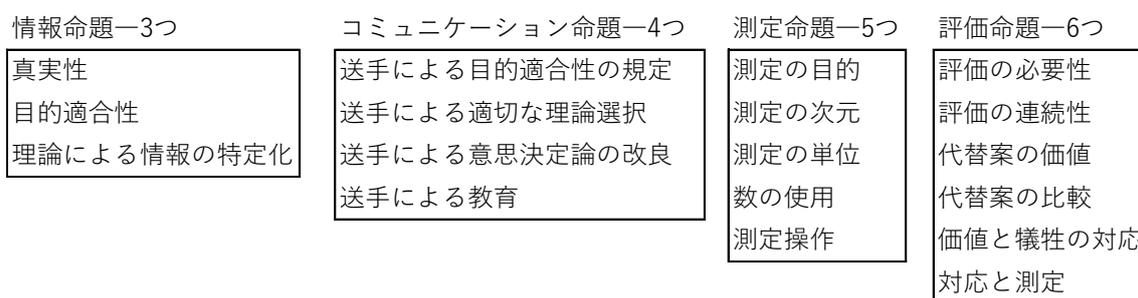


図 3-2 命題体系の整理

出典：筆者作成

まず、Sterling [1970a]では、利益を測定する最も優れた方法を明らかにすることを試みている。そこでスターリングは、利益は「2時点間の富の差額である」(Sterling [1970a] p.26)と定義した上で、企業の目的を明らかにする。彼は小麦先物商人を企業モデルとして、商人は財の消費および財の支配力を源泉とする効用を最大にすると仮定する。企業の原動力は人間である商人によって与えられるので、企業の目的は効用の最大化ということになる。そして、この効用は貨幣によって評価されるので、企業の目的は貨幣の最大化であるといえる。ここで、企業の利益測定の問題は、評価係数(測定基礎)を選択する問題と言い換えることができる。評価手段としての貨幣で異質な複数の資産を評価するにあたり、優れた測定基礎を選択することが、利益を測定する最も優れた方法を明らかにすることにつながる。優れた測定基礎とは、より多くの情報をもたらすものである。彼は測定基礎の情報内容を詳細に検討することで、利益測定論を構築する。

スターリングは、情報に関する命題を3つあげている。それぞれを一言でいえば、真実性、目的適合性、理論による情報の特定化である。第1、第2の命題である真実性と目的適合性は、ある情報が有用であるための前提条件である(Sterling [1970a] p.40)。そして第3の命題は、情報を意思決定理論と関係づける。目的適合性によって、ある問題に関係する情報が特定化されることになる。しかし、そこでさらに情報を、理論を用いて問題解決に使えるようにしなければならない。目的適合的な情報を特定する理論がなければ、情報は単なる事実でしかない。

次にコミュニケーションに関する命題で、スターリングは4つをあげている。これらは一連の命題でもって、情報の送手と情報の受手との関係を示している。現代的に言えば、情報の非対称性について述べたものといえる。情報の非対称性への対策は様々なものが考えられるが、スターリングの理論では情報優位者からの情報開示であるシグナリングが重視されている。彼は情報の送手は中立ではないと考えており (Sterling [1970a] p.63)、情報の送手は受手のことを考慮した上で、情報を伝達しなければならない。特に第4の命題は、情報の受手が誤った意思決定をする可能性があるのであれば、情報の送手は受手を教育しなければならないということを表す。財務諸表で言えば、情報利用者指向ではなく、情報作成者指向のアプローチであるといえる。

ここまでの情報内容についての命題をふまえて、スターリングは測定に関する命題について述べている。測定の命題は5つあげられており、これらはそれぞれ時間的に順序付けられているために、階層的に位置している。まず測定の目的は、「ある属性に関して区別ないし識別を可能にすることである」(Sterling [1970a] p.72) が、これによって、情報内容が豊富になることが期待される。なぜなら、測定することで数によって表現することが可能となり、比較が可能となることで情報に正確性がもたらされるからである。

測定によってもたらされる情報内容の増加は、目的適合性にかかわらず生じていると考えられる。測定は、測定がもつ数の割りあてによって比較を可能とする性質によって、より多くの情報を提供する。そして測定は、第2から第5の命題まで、段階的に行われる。しかし、そのような測定によって生じた情報は、そのすべてが意思決定で利用されるとは限らない。そこで、ある情報が目的適合的かどうかによって情報が有用かどうかを判断するために、目的適合性の規準が求められる。すなわち、測定の命題は、情報の命題よりも下位に位置する命題であるといえる。

最後に、スターリングは情報を特定化する理論として、意思決定理論を取りあげる。上述した情報内容についての議論、特に目的適合性の規準は、この意思決定理論をふまえて適用することが可能となる。そして最も優れた測定基礎が、この意思決定理論によって導出され、特定化されることになる。評価に関する第1から第6の命題は、それぞれ意思決定理論の必要性、意思決定理論が用いられる時点、代替案の価値、代替案の比較、価値と犠牲の対応について述べており、これらの命題は階層的なものではなく、並列に位置している。情報の受手である情報利用者は、主体にあわせた理論として意思決定理論を検討することで、目的適合的な情報を特定する。スターリングは、利用可能な代替案はすべての意思決定に適合するとし、さらに現在の評価に適合するものとして、現在の情報を要求する (Sterling [1970a] p.131)。こうして優れた測定基礎として定まるのが現在価格であり、会計で報告する情報であるということになる。

このような命題の階層構造を図にすると、次の図3-3のようになる。すべての命題が並列というわけではなく、情報内容を規定する真実性および目的適合性という規準が、意思決定理論によってまとめられているのである。

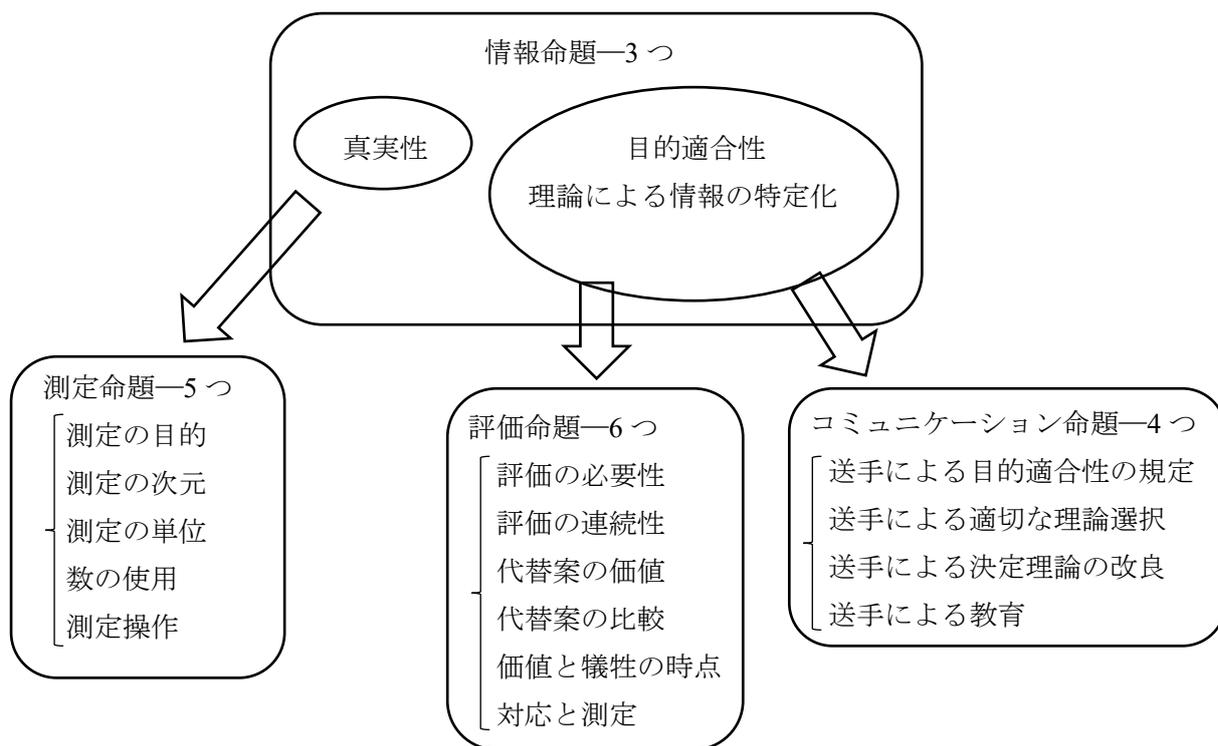


図 3-3 命題体系の構造

出典：筆者作成

ここまでの議論をふまえてスターリング理論の特徴をあげるとすれば、次の 4 つをあげることができる。

- (1) 情報が送手側と受手側の 2 方向から検討されていること
- (2) 情報作成者が情報利用者よりも優位であること
- (3) 意思決定理論を中心として、独自の意思決定過程を展開していること
- (4) 意思決定過程を測定と評価に分け、客観的な部分と主観的な部分を区別していること

まず特徴の 1 つ目であるが、情報が送手側と受手側の 2 方向から検討されていることである。情報をもつ性質は IFRS の概念フレームワークをはじめとして多くの会計理論において検討されているが、送手と受手の両側から検討していることは注目すべきである。一般に会計の機能であるといわれる利害調整機能と情報提供機能のうち、後者を重視した会計であるといえる。

特徴の 2 つ目はこれに関連するところであり、情報作成者が情報利用者よりも優位であることがあげられる。ただ単に情報作成者寄りであるというだけでなく、情報利用者が適切な意思決定ができるように働きかける影響力をもつことを前提としているという点が特徴的である。

特徴の3つ目として、意思決定理論を中心として、独自の意思決定過程を展開していることがあげられる。スターリング理論は意思決定理論によって情報内容規準がまとめられた理論であり、意思決定有用性が念頭におかれている。真実性および目的適合性という情報内容に関する規準は、意思決定理論とあわせて機能する規準であるといえる。

特徴の4つ目として、スターリングは測定と評価（意思決定）を区別していることがあげられる。測定は情報内容をより増加させるための手順であり客観的なものである。しかし、意思決定は特定の主体により行われるため、主観的な部分が生じることになる。測定と評価を明確に区別することで、情報の客観性、すなわち検証可能性を保った上で、主体の行動をふまえた会計理論を構築することに成功しているのである。

第7節 おわりに

本章では、Sterling [1967], Sterling [1970b], Sterling [1970a]を取りあげ、彼の基本思考および理論構造を検討してきた。スターリングは目的適合性を重視した会計理論を構築している。会計理論を演繹的に規範的理論として構築することで、現在の会計実務の妥当性を評価し、改善することができるような理論の枠組みとなっている。

Sterling [1970a]における命題体系を整理したことで、情報内容を規定する真実性および目的適合性の規準が、意思決定理論により情報が特定化されることでまとめられていることが明らかとなった。ここから、スターリングは会計を意思決定理論という観点から売却時価会計を主張しているとみることができる。彼は意思決定理論により、測定基礎の選択を会計の目的に応じて選択したといえる。したがって、スターリング理論は、情報内容の議論に基づいた、会計意思決定システムであるといえる。これは、意思決定有用性を念頭において、情報提供機能が重視された会計であるといえる。

また、スターリングは会計理論の構築にあたり、基本的な定義の設定から議論を展開しており、演繹的に理論を導出している。スターリング理論における理論構築過程における議論は、理論構築方法論として演繹法を用いる論拠となるといえる。

第4章 スターリング売却時価会計における計算構造の検討

第1節 はじめに

第3章では、スターリング理論の構造について検討した。彼は意思決定有用性を念頭におき、意思決定理論の観点から売却時価会計を主張した。彼の売却時価会計の理論は、意思決定理論の一部であるとみることができる。第3章では Sterling [1970a]を中心に取あげたが、彼はその後の論考で、科学的方法論³⁸と計算構造に関する議論を洗練させている。そこで本章では、それらの論考を取りあげ、スターリング理論における科学的方法論と計算構造の検討を試みる。

本章の目的は、スターリングの所論を参考として、測定基礎として売却時価を採用した会計理論における計算構造を明らかにすることである。本章では、スターリングが科学的方法論に基づいて体系的に売却時価会計を主張した著作である Sterling [1979]および、具体例で売却時価会計の計算構造を示した Sterling [1975a]を取りあげて検討する。

その理由は、売却時価会計の計算構造を明らかにするにあたり、スターリングの所論³⁹が参考になると思われるからである。計算構造は会計理論の中でも核となる部分であるが、会計理論が採用する測定基礎により、その中身は全く異なるものとなる。第3章で取あげた Sterling [1970b]にみられるように、スターリングは複数の測定基礎について、その情報内容と意思決定の関係を詳細に検討している。その検討には科学的方法論が重要な役割を果たしており、計算構造や測定基礎の選択に直接寄与している。

本章は次のように構成される。まず、スターリング理論の土台となっている会計の科学的要件を説明し、測定基礎としての売却時価がその要件を満たしていることを示す。続いて、スターリング売却時価会計の計算構造について、具体例を用いて明らかにする。そして、スターリングの売却時価会計をふまえ、売却時価会計の計算構造に対して筆者なりの評価をした上で、売却時価会計における財務諸表の表示形式を提示することを試みる。最後に、スターリング理論における計算構造の意義を述べる。

³⁸ スターリングの科学的方法論については、Sterling [1970b]、Sterling [1975b]および Sterling [1979]で詳細に述べられている。

³⁹ スターリングの売却時価会計に関する先行研究では、彼の科学的方法論に注目しているものが多く、科学的要件について詳細に取りあげられている。たとえば、浅倉 [1989]、石川 [1992]、榊原 [1981]、西山 [2004]、西山 [2015]がある。科学的要件に加えて、計算構造にも言及しているものとして、今田 [1985]、上野 [2014]、上野 [2019]がある。

第2節 科学的要件と売却時価

1 経験的検証可能性と目的適合性

スターリングによる売却時価会計の理論は、その土台に科学的方法論がある。そこで本項では、スターリングが会計に適用した科学的方法論と、それによって導出される測定基礎である売却時価について、Sterling [1979]にしたがって概観する。

スターリングは、当時技術であると定義されていた会計を科学として再定義し、科学的方法論を適用することを試みた。彼は、会計を科学にすることができれば、当時の会計が抱えていた諸問題⁴⁰を解決できる可能性があると考えたからである。会計を科学として定義すると、その目的は「財務諸表によって経験的現象を記述し説明すること」(Sterling [1979] p.13)ということになる。この目的を達成できるような会計理論を構築するために用いられるのが、経験的検証可能性 (empirical testability) および目的適合性 (relevance) という要件である。

スターリングによれば、ある命題が経験的に検証可能であるということは、「測定⁴¹可能な属性を特定すること」(Sterling [1979] p.39) である。これは会計でいえば、測定可能な測定基礎を特定することができれば、その測定基礎による測定値を経験的に検証することができるということを意味している。経験的検証可能性は、後述する加法性とも関係がある。

スターリング理論において経験的検証可能性を満たす測定基礎とされているのが、売却時価である。彼の定義によれば、売却時価は「ある資産を即時に売却することで受け取れるであろう貨幣額」(Sterling [1979] p.70) である。売却時価は、観察可能な現象である市場における資産の交換から得られる測定値なので、経験的に検証が可能である。

ただし、売却時価は経験的検証可能性を満たす測定基礎であるが、それだけでは測定基礎を1つに定めることができない。なぜなら、たとえば市場で観察可能な価格を用いる購入時価のような、売却時価と同様に経験的検証可能性を満たす測定基礎が複数存在することが考えられるからである。そのような場合に、どの測定基礎を用いて測定し報告すべきか、という問題が生じることになる。この問題を解決するために、スターリングは追加の要件として目的適合性を提示している (Sterling [1979] pp.82-84)。

目的適合性の要件を満たしているかどうかは、ある属性について、意思決定モデル⁴²との

⁴⁰ スターリングは当時の会計上の諸問題として、後入先出法と先入先出法、加速償却法と定額法、プーリング法とパーチェス法の選択問題といったものを例としてあげている。彼によれば、これらの問題は状況に応じた恣意的な選択により適用されていた (Sterling [1979] p.20)

⁴¹ ここでの測定の目的は、「前後の事象に関係なく、その時点における数値 (magnitude) を明らかにすること」(Sterling [1979] p.223) である。

⁴² スターリングは、市場における意思決定過程について、複数の測定基礎を詳細に比較検討しているが、本章では計算構造に焦点をあてるため、その内容には立ち入らないこととする。

適合性を確認することで明らかとなる。ここでいう意思決定モデルとは、科学的な形での予測⁴³を可能にする構造のことである。そのようなモデルは「……の場合には、……となる」という形で表される。スターリングは例として、「物体 x の密度が流体 y の密度よりも小さければ、そのとき x は y に浮く」(Sterling [1979] pp.85-86) という意思決定モデルをあげている。このモデルでは、長さや太さではなく、密度という属性により、 x が y に浮くかどうかを予測することが可能である。すなわち、密度という属性が意思決定モデルによって特定され、適合性をもつということになる。このように、意思決定モデルにより、適合性のある属性と適合性のない属性を区別することが可能となる (Sterling [1979] p.91)。

スターリングによれば、意思決定は一般に、代替案の決定、代替案それぞれの結果の予測、好ましい結果の選択、行動という一連の流れをとる。そして、意思決定モデルは、代替案、代替案の結果、代替案の優先順位に関する情報を必要とする (Sterling [1979] pp.96-98)。これをふまえて、市場における意思決定過程に照らして考えると、売却時価は(1)利用できる代替案の組み合わせの決定、(2)既存の事業計画の収益性の決定、(3)リスクの評価に適合性をもつことがわかる (Sterling [1979] p.118)。具体的には、売却時価は、ある所有資産を保有してそのまま使用するか、もしくはその資産を売却しその収入を他の未所有資産に投資するか、という意思決定に適合する。

このように売却時価は、経験的検証可能性および目的適合性を満たす測定基礎であると結論付けられる。したがって、会計とは売却時価による測定で経験的現象を記述し説明することであるといえる。

2 利益の定義と COG 概念

スターリングの売却時価会計では、経験的検証可能性および目的適合性を満たす測定基礎である売却時価を用いて、測定および報告を行う。そこで測定される利益の定義は、「個人の場合では消費、企業の場合では投資について、調整を施した後での、2 時点間の富の差」(Sterling [1979] p.191) である。したがって、利益を明らかにするためには、富を明らかにする必要がある。この定義は、次の式で表すことができる (Sterling [1979] p.192)。

$$A_{ft+1} - A_{ft} - I_{fT} = Y_{fT} \quad (4-1 \text{ 式})$$

この式の記号の意味は次の通りである。

A_{ft} = t 時点における企業 f の資産の合計額

A_{ft+1} = $t + 1$ 時点における企業 f の資産の合計額

I_{fT} = T 期間における企業 f の資本取引の合計額

Y_{fT} = T 期間についての企業 f の純利益

⁴³ ここでいう予測とは、ある事象に関する経験的に検証された説明があれば、そこに必要な測定によって得た数値を入力することで、結果を導出することができるという意味である。

(4-1 式) では、資産の合計額の 2 時点間の差額に資本取引額を調整したものが利益であるとされている。資産の合計額が、先の利益の定義における富であるとすれば、富の測定が利益の測定であるということになる。したがって、富の測定値の属性を決定すれば、利益の測定値の属性が明らかになる。

スターリングは、富の測定値の属性を、財に対する支配力 (command over goods : 以下、COG とする) とよんでいる (Sterling [1979] p.161)。COG は、「市場で支配できる財の数に関する尺度」(Sterling [1975a] p.46) である。言い換えれば、財に対する対価であり、交換価値である。すなわち、市場で手に入れることができる代替可能な財を決定するものである (Sterling [1975a] p.45, Sterling [1979] p.161-162)。

市場で支配可能な財は物理的な物であるが、財務諸表において COG は貨幣単位で表される。これは、意思決定において、市場で財を売却することで得られる貨幣額に関する情報が必要となるからである。COG を貨幣単位で表示するために、上述した売却時価が測定基礎として用いられる。したがって、会計では、ある時点において市場で財を売却することで得られる貨幣額がもつ財を支配する能力に関する情報を、測定し報告することになる。

スターリングによれば、COG は現実のあるいは潜在的な市場取引に関するすべての意思決定に適合性をもつ (Sterling [1979] p.162)。COG が富の測定値として適切な属性であるならば、(4-1 式) における Y_{fT} は、COG の変動分である。したがって、売却時価会計における利益とは、ある期間における COG の変動を表すものである。

COG の変動分だけでなく、その構成要素も知ろうとするのであれば、定義を次の式で表すことができる。(4-2 式) において、 \vec{Y}_{fT} は資産の構成要素ごとに分解した利益を示している。すなわち、それぞれの資産に生じた変動額の合計が Y_{fT} ということになる (Sterling [1979] p.192)。

$$\vec{A}_{ft+1} - \vec{A}_{ft} - \vec{I}_{fT} = \vec{Y}_{fT} \quad (4-2 \text{ 式})$$

\vec{Y}_{fT} は資産ごとの利益を示すものであり、それぞれの資産の増加と減少を区別して示している。ここでの利益は、交換と価値の変動によって構成されている。たとえば、顧客との交換は収益とよばれる COG の増加として示され、従業員との交換は、賃金とよばれる COG の減少として示される。価値の変動は、増価とよばれる COG の増加もしくは減価償却費⁴⁴ とよばれる COG の減少をもたらす (Sterling [1979] pp.192-193)。

損益計算書とは、 Y_{fT} の変動について説明する計算書が損益計算書である。すなわち、COG の変動について説明する計算書である。この損益計算書は、 T 期間に生じた経験的現象の変化を説明している。収益が COG の増加であり、賃金および減価償却費は COG の減少である。したがって、純利益は、総 COG の変動を表している (Sterling [1979] p.193)。

⁴⁴ スターリングは自らの売却時価会計の理論において、減価償却費の定義を、償却性資産の売却時価の低下分に変更している (Sterling [1979] p.75, 192)。

3 COG 概念の加法性

富の測定値として適切な属性は COG であり、主体がもつ COG は貸借対照表に表示される。貸借対照表の借方には、各種資産の価額および合計が示される。これを次のように定義する。 X_{ft} は、 t 時点における企業 f の総資産であり、企業 f を構成するすべての資産（構成要素を ε とする）の売却時価の合計である（Sterling [1979] p.161）。

$$X_{ft} = \sum_{i \in f} x_{it} \quad (4-3 \text{ 式})$$

ここで、企業 f が現金と償却資産しか所有しておらず、負債⁴⁵のない企業⁴⁶であるとすれば、その貸借対照表は次のように表すことができる（Sterling [1979] p.161）。

現金	x_{1t}
減価償却資産	x_{2t}
総資産	<u><u>X_{ft}</u></u>

ここで問題となるのが、総資産 X_{ft} である。スターリングは総資産の数値が表すものを COG であると考えている。この例では、手許現金有高⁴⁷と償却資産の売却時価がそれぞれ COG を表しているの、その和は当該企業の総 COG を表すことになると考えられる。以下では、このような COG の加算操作について検討する（Sterling [1979] p.161）。

加算操作において重要となるのが、加法性とよばれる概念である。一言でいえば、資産の売却時価を合計することが正当な操作かどうかという問題である。加法性がある場合、次の式が成立する。 μ は測定操作、 A および B は測定すべき対象、 \clubsuit は特定の結合手段を表す（Sterling [1979] p.163）。なお、売却時価会計において、 μ は測定基礎である売却時価となる。

⁴⁵ スターリングは負債を負の資産として、COG の控除分として扱っている。負債を t 時点において記録する場合、 t 時点においてその負債を返済するのに必要な金額で記録する（Sterling [1979] p.159）。

⁴⁶ ここでスターリングが検討の対象とする企業は、すぐに消滅する財を売り、対価として現金を得る企業である。したがって、棚卸資産は存在せず、すべての売上は現金によるものである。主な費用は減価償却費であり、その他の費用は現金で支払われる。現実世界においてそのような企業に相当するのは、航空会社、タクシー会社、レンタカー会社、貸しビル業である。たとえば航空会社は、主要な資産が現金と航空機であり、フライトの座席利用権を売っている。またタクシー会社は、主要な資産が現金と自動車であり、乗客を乗せるサービスを売っている。航空会社、タクシー会社ともに、主な費用は減価償却費と賃金である（Sterling [1979] pp.159-160）。

⁴⁷ スターリングによれば、現金の測定値は、先の科学的要件に照らして、(1) 経験的に検証可能であり、(2) 多くの意思決定モデルに適合性をもつことから、市場におけるすべての意思決定に適合性をもつ（Sterling [1979] p.161）。

$$\mu A + \mu B = \mu(A\clubsuit B) \quad (4-4 \text{ 式})$$

スターリングは長さという属性を例にあげて、加法性の概念を説明している。2つの棒の長さをそれぞれ測定し、そこで得られた数値を足した合計値は、2つの棒をつなげたものを測定して得られる数値と等しい。(4-4式)における \clubsuit は、この例でいえば「2つの棒をつなぐ」ことである。この例の加法性における経験的検証可能性は、それぞれの棒の長さから予測した2つの棒をつないで得られる合計値について、実際に2つの棒をつないだものを測定することで得られる数値と比較するという検証を十分な回数行うことで、満たされることになる。なお、予測から得られる合計値は、適合性をもつ数値である必要がある (Sterling [1979] p.163)。

(4-4式)が成立するためには、 \clubsuit を対象Aおよび対象Bのアウトプットの結合として解釈しなければならない。 \clubsuit を同時売却として解釈してしまうと、加法性が失われてしまい、(4-4式)が成立しなくなる。なぜなら、ある企業のすべての資産が同時に売却されるとして、その売却時価は、当該企業をもつ個々の資産それぞれの売却時価の合計に等しいとは限らないからである。そこで、 \clubsuit を対象Aおよび対象Bのアウトプットの結合、すなわち対象Aおよび対象Bの売却によって受け取る貨幣の結合と解釈することで、加法性をもたせることができる (Sterling [1979] pp.165-166)。

アウトプットである貨幣であれば加法性をもつことについて、簡単な例を取りあげる。資産Aと資産Bがあり、それぞれ個別に売却すると仮定する。その場合、(1)受け取った貨幣を別々に測定し、(2)(1)で得られた数値を合計し、(3)(1)で受け取った貨幣をひとまとめにして測定し、(4)(2)と(3)の数値を比較する。このような手続きを経ると、(4)の段階で(2)と(3)の数値が等しいことが判明する。したがって、売却によって受け取った貨幣を結合するという解釈のもとでは、売却時価は加法性をもつといえる。この手続きについて、経験的検証可能性に照らして十分な回数の検証ができれば、資産の売却により得た貨幣を合計して測定するだけでなく、ある資産から獲得可能な貨幣の合計を予測することが可能となる。これにより、現在獲得可能な貨幣の合計値を予測し、その数値を意思決定に利用することが可能となる (Sterling [1979] p.166)。この例は、次のように表すことができる。

資産A	\$100
資産B	\$200
合計	<u>\$300</u>

ここで合計の\$300は適合性をもつ数値であり、経験的に検証することが可能である。また、資産の中でも現金は貨幣であるため、この例のような \clubsuit の解釈のもとでは、現金と資産

の売却時価を加算することができる。具体的には次のような形で、経験的に検証可能な主体の COG の合計値⁴⁸を表すことができる (Sterling [1979] p.166)。

現金 (t 時点における総額)	\$ 100
資産 (t 時点における売却時価)	\$ 3,000
合計 (t 時点における財に対する支配力)	\$ <u>3,100</u>

スターリングによれば、資産の売却時価が経験的に検証可能で加法性をもっているのであれば、その増加分と減少分もまた経験的に検証可能であり加法性をもつ。合計額についても同様である。したがって、損益計算書における純利益もまた、経験的に検証可能であり、加法性をもつ (Sterling [1979] pp.193-194)。

4 損益計算書と資金計算書

スターリングの売却時価会計では、貸借対照表において現在の総 COG を表示し、損益計算書においてある一定期間の COG の変動分を表示していた。COG は富の測定値として適合する属性なので、貸借対照表の総資産は富のストックを表し、損益計算書の純利益は富のフローを表す。スターリングによれば、ストックはフローの関数であり、またフローはストックの関数である。すなわち、一方を測定することなく、もう一方を測定することはできない。これを式で表すと、次のようになる。

$$\alpha_{it} = \sum_{j=0}^t \Delta\alpha_{ij} \quad (4-5 \text{ 式})$$

これを変形すると、次のようになる。

$$\alpha_{it} - \alpha_{it-1} = \sum_{j=t-1}^i \Delta\alpha_{ij} \quad (4-6 \text{ 式})$$

これらの式における記号の意味は、次のとおりである。

⁴⁸ 主体の COG の合計値は、企業価値とは異なる。スターリングは、企業全体の価格と、企業がつすすべての資産の売却時価の合計は異なると考えている。なぜなら、企業と資産はそれぞれ異なる市場で取引されているため、異なる価格で取引されるのは当然だからである (Sterling [1979] p.174)。

α_{it} = t 時点における i のストック

$\Delta\alpha_{it}$ = j 時点における i の流出もしくは流入

売却時価会計において、企業における利益はCOGにより測定される。COGは加法性をもつ属性である。したがって、COGで測定される現在のストックは、過去のフローの合計であるということになる。また、過去のフローを合計することでストックを決定することができるということは、ストックの変化からフローを決定することもできる。したがって、ストックを正確に測定することができれば、フローもまた正確に測定することができる。逆もまた然りである (Sterling [1979] p.194)。これを式で表すと、次のようになる。

$$\sum_{j=t-1}^i \Delta\alpha_{ij} = \alpha_{it} - \alpha_{it-1} \quad (4-7 \text{ 式})$$

損益計算書は2時点間における貸借対照表の変化を説明する。その観点からみれば、ある特定の測定基礎による貸借対照表の変化を説明するのであれば、同じ測定基礎で損益計算書を作成しなければならない。したがって、ストックとフローを同じ測定基礎で測定し報告することが必要となる。スターリングによれば、貸借対照表と損益計算書はどちらかがより強調・重視されたり、両者の正確性に差がみられたりすることがあるが、これは根本的に誤った考え方である (Sterling [1979] p.194)。

このように、利益と富の関係に基づくストックとフローの関係を通じて、貸借対照表と損益計算書は相互に結びついている。しかし、損益計算書は、連続する時点間の貸借対照表に生じた変動を完全に説明することはできない。なぜなら、損益計算書では損益型の交換 (income exchanges) と価値変化は表示されるが、投資および投資の回収、資産および持分の構成の変化については表示されないからである。

そのような損益計算書によって説明されていない項目について説明するのが、資金計算書⁴⁹ (funds statement) である。したがって、損益計算書と資金計算書は、両者がセットにな

⁴⁹ 資金計算書は、現代におけるキャッシュ・フロー計算書と類似するものである。類似すると表現したのは、資金計算書は、その目的をどこにおくかにより内容が異なると考えられるからである。たとえば、ある一定期間におけるすべてのキャッシュ・フローを説明することを目的とするのであれば、現代におけるキャッシュ・フロー計算書と類似したものになると考えられる。他方、運転資本のフローを説明することを目的とするのであれば、売掛金の回収のような資産と資産の交換は含まれないことになる。スターリングは、結論はいまだ出せていないとしながらも、いったん前者の目的を採用することになっている

(Sterling [1979] p.210)。なお、スターリングは、すべてのキャッシュ・フローは適合性をもつと考えており、売却時価を補足するものとして位置づけている (Sterling [1979] p.169)。

ることで、会計期間中に生じたすべてのフローを説明することが目的である (Sterling [1979] p.202)。資金計算書では、資本取引である投資型の交換 (investment exchange) と、主に資産同士の交換である構成型の交換 (composition exchanges) が表示されることになる。

まず、投資型の交換である。上述した利益の定義 (4-1 式) において、 I_{fT} は、期間 T における企業 f の所有主と債権者による投資と投資回収の合計額であった。すなわち、資本取引による変動額である。この I_{fT} は、新株発行、配当、社債の償還といった項目に分解され、資金計算書に示されることになる (Sterling [1979] p.203)。

$$A_{ft+1} - A_{ft} - I_{fT} = Y_{fT} \quad (4-1 \text{ 式})$$

資産額の変動は、(1) 債権者、(2) 所有主、(3) 顧客の 3 つの源泉から生じる。資金計算書では、債権者および所有主との交換によって生じた変動が示される。損益計算書では、顧客との交換および減価償却などの価値の変化や、賃金のような価値の変動が示される。これら 2 つの計算書によって、資産額の変動が完全に説明されることになる (Sterling [1979] p.204)。

財務諸表の相互関係を明らかにするために、ストックとフローの関係を改めて取りあげる。ストックとフローの関係は、上述したように、次の式で表される (Sterling [1979] p.204)。

$$\alpha_{it} - \alpha_{it-1} = \sum_{j=t-1}^i \Delta\alpha_{ij} \quad (4-6 \text{ 式})$$

損益計算書と資金計算書では、 $t-1$ から t への期間のフローである $\Delta\alpha_{it}$ の価額が示される。それらのフローは、投資もしくは利益に分類して表示され、さらにその構成要素についてもまた分類して表示される。それらの分類項目をすべて合計すれば、その期間の総フローを明らかにすることができる。総フローは、その期間の総資産に生じた変動を表している。したがって、現在のストックとは、最初から現在に至るまでの過去のすべてのフローの合計である。同様に、現在の総資産とは、最初から現在に至るまでの過去のすべてのフローの合計である。このように、損益計算書と資金計算書により、最初から現在に至るまでの総資産の変動を明らかにすることができる (Sterling [1979] p.204)。

次に、構成型の交換である。資金計算書は、損益型交換および投資型交換に加えて、構成型の交換を表示する。構成型の交換とは、資産と資産の交換および持分と持分の交換である。たとえば、現金による工場プラントの購入があげられる。 Y_{fT} と I_{fT} は、資産全体に生じた変化を説明するが、資産と持分に生じた構成の変化の説明はしない。したがって、 Y_{fT} と I_{fT} は連続する貸借対照表に生じた変化について完全な説明を与えることができないので、資金計算書において構成型の交換について示すことが必要となる (Sterling [1979] p.207)。

第3節 スターリング売却時価会計の計算構造

スターリングは Sterling [1975a]において、売却時価会計により財務諸表を作成する具体例を示している。その例では、一般物価水準変動の調整の有無で場合分けを行っており、さらに対比のために取得原価と売却時価のそれぞれの財務諸表を取りあげている。以下、それに倣って説明する。具体例は次の通りである (Sterling [1975a] pp.42-51)。

主体は、ニューヨーク証券取引所のトレーダーである。この主体の唯一の活動は、有価証券を売買することである。また、取引費用はゼロであり、すべての取引は現金で行われ、負債はない。さらに、主体が消費する唯一の財はパンである。パンの単位は斤とする。一般物価水準変動の調整⁵⁰は、消費者物価指数を貨幣単位に乗算することにより行う。

- ① 1月1日に1,000ドルを現金でもっており、同日に70株を1株10ドルで購入した。
- ② 2月1日に有価証券の売却時価が1株あたり15ドルになった。
- ③ この期間中にパンの価格は1斤あたり50セントから60セントに増加し、消費者物価指数は1.2 (60セント/50セント)であった。

取得原価と売却時価のそれぞれで、一般物価水準変動の調整をしない場合の財務諸表を作成すると、表4-1のようになる。

一般物価水準変動の調整をしていない取得原価による財務諸表で示されている数値は、経験的に解釈⁵¹することができず、経験的検証可能性を満たしているとはいえない。また、これらの数値は明らかにCOGを測定したものではない上に、これらの数値を特定する意思決定モデルを見つけることができないために、目的適合性の要件も満たしているとはいえない (Sterling [1975a] pp.47-48)。

他方、一般物価水準変動の調整をしていない売却時価による財務諸表では、数値を貨幣尺度によるものと解釈することができ、有価証券が2月1日に売却された場合、1,050ドルを受け取れることがわかる。資産合計額もまた同様に解釈できる数値であり、主体のすべての資産が2月1日に現金となった場合、1,350ドルを保有することがわかる。したがって、現金の300ドルと有価証券の1,050ドルは加算することが可能な数値である (Sterling [1975a] p.49)。

しかし、これらの数値はCOGとして解釈することができるが、損益計算書の数値はCOGとみることはできない。1月1日のCOGは2,000斤 (1,000ドル/50セント)、2月1日のCOGは2,250斤 (1,350ドル/60セント)であり、250斤の増加である。貨幣尺度で350ドル

⁵⁰ この調整により、貨幣単位の数値をCOGとして解釈することができるようになる。なお、消費者物価指数は、2つの日付における商品価格の比率である。

⁵¹ Sterling [1975a]では、経験的検証可能性ではなく、解釈可能性 (interpretation) という要件が使われている。これは、ある属性を経験的に解釈することができるかどうかを判断するための要件であり、本質的には経験的検証可能性と同義であると考えられる。本論文では、これらの要件を同義であるとして取り扱う。また、本章では説明にあたり、解釈可能性を満たすことについて解釈可能という表現を用いている。

の増分を 50 セントで割ると 700 斤となり、60 セントで割ると 583.33 斤となる。これらは 250 斤とは異なる数値であり、したがって COG の増分を測定したものとはいえない。そこで、一般物価水準変動を調整することが必要となる (Sterling [1975a] p.49)。

表 4-1 取得原価および売却時価による財務諸表 (一般物価水準変動の調整なし)

取得原価			売却時価		
比較貸借対照表 (\$)			比較貸借対照表 (\$)		
	1月1日	2月1日		1月1日	2月1日
現金	300	300	現金	300	300
有価証券	700	700	有価証券	700	1,050
資産合計	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	資産合計	<u>1,000</u>	<u>1,350</u>
投下資本	1,000	1,000	投下資本	1,000	1,000
留保利益	0	0	留保利益	0	350
資本合計	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	資本合計	<u>1,000</u>	<u>1,350</u>
損益計算書 (\$)			損益計算書 (\$)		
		1月			1月
収益		<u>0</u>	収益		<u>0</u>
有価証券の売上原価		<u>0</u>	有価証券の売上原価		<u>0</u>
純利益		<u>0</u>			<u>0</u>
			有価証券の保有利得		350
			純利益		<u>350</u>

出典 : Sterling [1975a] p.47, 49

続いて、取得原価と売却時価のそれぞれで、一般物価水準変動の調整をする場合の財務諸表を作成すると、表 4-2 のようになる。

表 4-2 取得原価および売却時価による財務諸表（一般物価水準変動の調整あり）

取得原価				売却時価			
比較貸借対照表 (\$)				比較貸借対照表 (\$)			
	1月1日		2月1日		1月1日		2月1日
現金	360	(300×1.2)	300	現金	360	(300×1.2)	300
		*1月1日のみ				*1月1日のみ	
有価証券	840	(700×1.2)	840	有価証券	840	(700×1.2)	1,050
資産合計	1,200		1,140	資産合計	1,200		1,350
投下資本	1,200	(1,000×1.2)	1,200	投下資本	1,200	(1,000×1.2)	1,200
留保利益	0		(60)	留保利益	0		150
資本合計	1,200		1,140	資本合計	1,200		1,350
損益計算書 (\$)				損益計算書 (\$)			
		1月				1月	
収益		0		収益		0	
有価証券の売上原価		0		有価証券の売上原価		0	
		0				0	
現金の保有損失		(60)		有価証券の保有利得(1,050 - 840)		210	
純利益		(60)		現金の保有損失(360 - 300)		(60)	
				純利益		150	

出典：Sterling [1975a] p.48, 50

一般物価水準変動の調整をした取得原価による財務諸表は、調整をしていない場合と異なり、次のように解釈できるようになる。①もし主体が1月1日に現金を使ってパンを購入したら、600斤のパンを購入することができ(360ドル/60セント)、②もし主体が2月1日に現金を使ってパンを購入したら、500斤のパンを購入することができたので(300ドル/60セント)、③現金を保有することによる損失が60ドル(360ドル-300ドル)＝パン100斤となる(60ドル/60セント)。この数値は解釈可能な数値であり、COGを表しているといえる(Sterling [1975a] p.48)。

しかし、2月1日の有価証券の数値をみると、これは解釈できるとはいいがたい。なぜなら、この840ドルという数値は、貨幣尺度としてみても、物的尺度としてみても、適切な数

値とはならないからである。貨幣尺度としてみると、有価証券が2月1日に売却された場合に受け取る貨幣額は、1,050ドルであり、840ドルではない。物的尺度としてみると、有価証券が2月1日に売却され、その現金収入1,050ドルがパンの購入に使用されたとすると、購入可能なパンは1,750斤(1,050ドル/60セント)であり、1,400斤(840ドル/60セント)ではない。これは資産合計額の解釈が困難になることを意味する(Sterling [1975a] p.48)。

一般物価水準変動の調整をした売却時価による財務諸表の数値は、すべてが解釈可能である。①もし主体のすべての資産が1月1日にパンを購入するために使われたならば、2,000斤のパンを購入することができ(1,200ドル/60セント)、②もし主体のすべての資産が2月1日にパンを購入するために使われたならば、2,250斤のパンを購入することができたので(1,350ドル/60セント)、③COGの増分(所得)は、有価証券の保有利得350斤(210ドル/60セント)と現金の保有損失100斤(60ドル/60セント)の合計250斤となる。すなわち、売却時価(一般物価水準調整あり)による財務諸表における純利益150ドルと、COGの増分が一致していることになる。したがって、一般物価水準変動の調整を行った売却時価による財務諸表は、経験的検証可能性および目的適合性の両要件を満たすCOGに関する情報を提供する(Sterling [1975a] p.50)。

このように、COGに関する情報を財務諸表に表示するためには、売却時価により期末の貸借対照表を作成し、期首の貸借対照表に一般物価水準変動の調整を行うことが必要となる。そのようにして作成された財務諸表では、貸借対照表において総COGが表示され、損益計算書においてCOGの変動が表示されることになる。これらの財務諸表に表示されている数値は、すべてが経験的現象を表すものとして解釈可能であり、意思決定において適合性をもつ。

第4節 売却時価会計における計算構造と財務諸表

1 計算構造の検討

本項では、スターリングの売却時価会計における計算構造について、大きく2つの点を指摘する。

まず1点目の指摘は、Sterling [1979]およびSterling [1975a]の議論では、売却時価会計における仕訳例が示されておらず、一般物価水準変動および個別価格変動に関する記録方法が不明なことである。売却時価会計では、財務諸表の作成にあたり物価水準変動の調整が行われるため、そこで何らかの仕訳が行われると考えられる。特に、経験的現象との対応関係を示すという意味で、一般物価水準変動と個別価格変動を仕訳の中で区別して記録すべきである。

続いて2点目の指摘は、期首の貸借対照表から損益計算書を経て期末の貸借対照表に至るまでの財務諸表相互間の関係が、外部の財務諸表利用者からみて不明瞭なことである。上

述したように、スターリングの売却時価会計では、利益の定義は「個人の場合では消費、企業の場合では投資について、調整を施した後での、2時点間の富の差」(Sterling [1979] p.191)であるとされる。そして財務諸表では、貸借対照表において総 COG が表示され、損益計算書において COG の変動が表示される。すなわち、売却時価会計では理論上、2時点の貸借対照表があれば、その時点間で生じた個々の資産ごとの利益を計算することができ、期末の貸借対照表と損益計算書があれば、期首の貸借対照表を導出することができるということになる。しかし、表 4-1 で示した Sterling [1975a]における財務諸表では、数値の上でそのような関係を見出すことができない。

その理由は、財務諸表作成の過程を通じて、内部の財務諸表作成者と外部の財務諸表利用者間で、一般物価水準変動の調整に関する情報の非対称性が生じることに起因する。売却時価会計による財務諸表の作成は、(1) 現在の資産を売却時価により測定して、(2) 以前の財務諸表に一般物価水準を考慮した修正を加え、(3) COG による利益を計算する、という手順で行われる。ここで、(2)における一般物価水準変動の調整に関する情報が貸借対照表と損益計算書のそれぞれで純額により表示されているために、外部の財務諸表利用者からみると、その内訳が不明である。すなわち、上述した Sterling [1975a]における具体例では内部の財務諸表作成者の視点で説明がなされており、外部の財務諸表利用者の視点からみると、財務諸表相互間の関係を追うことが難しい。

2 売却時価会計における財務諸表の表示形式

本項では指摘した点について、具体例を用いて検討する。ここで用いる具体例は、上述した Sterling [1975a]の例に筆者が加筆修正したものを用いることとする。具体例は次の通りである。

主体は有価証券、機械装置、車両の購入を行う。取引費用はゼロであり、すべての取引は現金で行われ、負債はない。主体が消費する唯一の財はパンである。一般物価水準変動の調整は、消費者物価指数を貨幣単位に乗算することにより行う。

- ① 1月1日に2,000ドルの現金を出資され、同日に70株を1株10ドルで購入した。
- ② 1月1日に機械装置および車両をそれぞれ500ドルで購入した。
- ③ 2月1日に有価証券の売却時価が1株当たり15ドルになった。
- ④ 2月1日に機械装置の売却時価が0ドルとなった。
- ⑤ 2月1日に車両の売却時価が1,500ドルとなった。
- ⑥ この期間中にパンの価格は1斤あたり50セントから60セントに増加し、消費者物価指数は1.2(60セント/50セント)であった。

①および②に関する仕訳は、次のようになると考えられる。

①1/1	(借)	現	金	2,000	(貸)	資	本	金	2,000	
①1/1	(借)	有	価	証	券	700	(貸)	現	金	700

②1/1	(借)	機 械 装 置	500	(貸)	現 金	500
②1/1	(借)	車 両	500	(貸)	現 金	500

続いて、財務諸表の作成に必要な仕訳は次のようになると考えられる。

③2/1	(借)	有価証券一般増価累計額	140	(貸)	一般物価水準変動調整額	140
		有価証券個別増価累計額	210		有 価 証 券 増 価	210
④2/1	(借)	機械装置一般増価累計額	100	(貸)	一般物価水準変動調整額	100
		機 械 装 置 減 価	600		機械装置個別減価累計額	600
⑤2/1	(借)	車両一般増価累計額	100	(貸)	一般物価水準変動調整額	100
		車 両 個 別 増 価 累 計 額	900		車 両 増 価	900
⑥2/1	(借)	現金の保有損失	60	(貸)	一般物価水準変動調整額	60
⑥2/1	(借)	一般物価水準変動調整額	400	(貸)	資 本 金	400

まず、1月1日の貸借対照表に一般物価水準を考慮した修正が加えられる。それにより、現金300ドル、有価証券700ドル、機械装置500ドル、車両500ドル、投下資本2,000ドルにそれぞれ消費者物価指数1.2が乗算される。これらの乗算操作を決算における処理であるとして仕訳を行う。そうすると、有価証券の調整額が140ドル、機械装置の調整額が100ドル、車両の調整額が100ドル、現金の保有損失⁵²が60ドル、資本金の調整額が400ドルとなる。これらは一般物価水準変動調整額という勘定科目を用いて仕訳をすることで、個々の資産に生じた一般物価水準変動額が記録される。そして、最終的に一般物価水準変動調整額は、資本金に対する一般物価水準変動調整額と相殺され、その残高はゼロとなる。

続いて、財務諸表作成のために、売却時価による資産の測定が行われる。そこで有価証券は1,050ドル、機械装置は0ドル、車両は1,500ドルになっていることが判明する。それらは個別価格変動額として、資産項目ごと⁵³に仕訳される。

そのような仕訳に基づいて、情報の非対称性を解消した1月1日および2月1日における財務諸表を作成すると、表4-3のようになる。2月1日の貸借対照表では、資産の減価および増価を項目ごとに、変動の種類別に区別して表示している。損益計算書では、Sterling [1975a]の具体例と同様に、一般物価水準変動および個別価格変動による変動額の純額を表示することで、COGの変動分を明らかにしている。

1月1日の貸借対照表と2月1日の貸借対照表を手に入れることで、全体の利益だけでなく、個々の資産に生じた価値変動分の内訳も明らかにすることができる。また、2月1

⁵² 現金はその性質上、個別価格変動が生じないので、他の資産と区別して保有利得および保有損失の記録をすることが望ましいと考えられる。

⁵³ 一般に有価証券の評価では、有価証券評価損益や有価証券評価差額金といった勘定科目が用いられるが、本章では項目の性質上、有価証券増価累計額および有価証券減価累計額という勘定科目を用いている。また、機械装置について、減価償却費ではなく減価としているのは、減価の反対概念である増価との対応関係を明確にするためである。なお、スターリングは減価償却を費用配分ではなく測定として再定義している (Sterling [1979] p.68, 75) ので、売却時価会計では償却性資産について減価だけでなく増価も生じることになる。

日の貸借対照表と損益計算書を手に入れることで、1月1日の貸借対照表を導出することができる。

情報の非対称性は、貸借対照表および損益計算書において、一般物価水準変動の調整額が反映されていないために生じていた。そこで、表示項目のそれぞれについて、一般物価水準変動と個別価格変動の変動額を区分して表示することで、内部の財務諸表作成者と外部の財務諸表利用者との間に生じる情報の非対称性を解消することができると考えられる。

表4-3のような財務諸表ならば、報告されるすべての数値が経験的現象を表すものとなる。また、期首の貸借対照表、損益計算書、そして期末の貸借対照表の関係が外部の財務諸表利用者にも明らかとなる。

表4-3 売却時価による新たな財務諸表（一般物価水準変動と個別価格変動を区別）

比較貸借対照表 (\$)	1月1日		2月1日		損益計算書 (\$)	1月
現金	300		300		収益	0
有価証券	700		700		売上原価	0
有価証券一般増価累計額	0		140			0
有価証券個別増価累計額	0		210	1,050	有価証券の保有利得	210
機械装置	500		500		機械装置の保有損失	(600)
機械装置一般増価累計額	0		100		車両の保有利得	900
機械装置個別減価累計額	0		(600)	0	現金の保有利得	0
車両	500		500		現金の保有損失	(60)
車両一般増価累計額	0		100		純利益	450
車両個別増価累計額	0		900	1,500		
資産合計	2,000		2,850			
資本金	2,000		2,400	(2,000×1.2)		
留保利益	0		450			
資本合計	2,000		2,850			

出典：筆者作成

第5節 スターリング理論における計算構造の意義

スターリング理論は、COGを測定し報告するものである。貸借対照表では現在の総COGが表示され、損益計算書および資金計算書ではある一定期間のCOGの変動分が表示される。本節では、COG概念を中心とするスターリング理論における計算構造について、その意義を明らかにする。

まず利益計算について、(4-1 式) の利益の定義から、売却時価会計では2つの時点における資産の COG を売却時価によって測定し、その差を利益としていることがわかる。すなわち、一般に財産法とよばれる方法によって利益計算を行っているといえる。この利益は、(2 式) で示されているように、その内訳が COG の変動要因として損益計算書に表示される。さらに、資本取引による COG の変動が資金計算書に表示される。

$$A_{ft+1} - A_{ft} - I_{fT} = Y_{fT} \quad (4-1 \text{ 式})$$

$$\vec{A}_{ft+1} - \vec{A}_{ft} - \vec{I}_{fT} = \vec{Y}_{fT} \quad (4-2 \text{ 式})$$

ここで、(4-1 式) について、 T が企業の開始時から全期間であるとすれば、 Y_{fT} と I_{fT} によって資産の総 COG を表すことができ、それは次の式で表すことができる。

$$Y_{fT} + I_{fT} = A_{ft+1} \quad (4-8 \text{ 式})$$

(4-8 式) では、左辺が損益計算書および資金計算書における総 COG の計算を表しており、右辺が現在時点における資産の売却時価による測定値、すなわち総 COG を表している。損益計算書は収益および費用から構成されることから、過去のすべての収益および費用と資本取引による変動を合計することで、総 COG を計算できることがわかる。したがって、フローから利益を計算する方法を損益法とよぶならば、企業の開始時から現在までという期間に関していえば、財産法による利益と損益法による利益は一致することになる。すなわち、売却時価会計の利益計算は、財産法と損益法によって二面的に認識されているとみることができる。

このように、資産および負債から測定される利益と、収益および費用から測定される利益はつながりがあるということになるが、それは会計が複式簿記により行われているからである。複式簿記では、複数の勘定科目が用いられ、それらすべてが単一の貨幣単位により表示されるのが一般的である。そのため、それぞれの取引について勘定科目に生じた変動を借方と貸方で二面的に記帳することにより、ある財の価値は、貨幣価値によって表現されることができるといえる。しかし、上述したように、貨幣価値は一般物価水準の変動により変化するため、すべての測定値が単一の貨幣単位で表示されているとしても、それらすべての測定値に加法性があるとは限らない。そのため、財の価値を貨幣価値によって表現してしまうと、財の価値を正確に認識することができない。

そこで、財の価値を表現する属性として COG 概念を用いることで、資産と負債の価値を貨幣価値によらずに表現することができる。財の価値が COG で認識されるということは、財の1つである貨幣もまた、COG で認識されることになる。上述したように、貨幣単位を用いて COG を認識するためには、売却時価による測定および一般物価水準変動の調整が必要となる。

財の価値を COG で認識することは、個々の測定値に経験的現象を表現する性格を与えることを意味する。たとえば、現在の資産と負債の COG の差が純 COG になるとすれば、次の式で表すことができる。この式における $COG(A)$ および $COG(L)$ には、所有するすべての資産 (a, b, c, ...) と負債 (a, b, c, ...) のそれぞれの COG が含まれている。

$$\text{COG}(A) - \text{COG}(L) = \text{純 COG} \quad (4-9 \text{ 式})$$

この等式は、一般に資本等式とよばれるものに類似している。資本等式では、資本は資産と負債の差額として認識される。ここで、財の価値を貨幣価値により認識していたとしても、資産と負債の測定値は経験的現象を表現する。しかし、資本については、単なる差額であるため、その数値は経験的現象を表現するものとはいえない。一方、(4-9 式)における純 COG の数値は、市場で支配できる財の尺度であるため、経験的現象を表現する。

また、先ほどの (4-8 式) において確認したように、企業の開始時からの全期間に関していえば、貸借対照表の総 COG と、損益計算書および資金計算書からの利益が一致する。したがって、貸借対照表における資産、負債、資本が経験的現象を表現するのだから、損益計算書および資金計算書における収益および費用もまた、経験的現象を表現するといえる。COG 概念による資産、負債、資本、収益、費用が経験的現象を表現するということは、すべての財務諸表の数値が本質的に同一の属性で表現されていることを意味する。

スターリングの売却時価会計は、科学的要件を満たす COG 概念により、本来は相反するストックとフローを貸借対照表・損益計算書・資金計算書の連携によって統合的に表示し、資産および負債を中心とする財産計算と損益計算を行う会計である。その意義は、COG 概念により財の価値表現の新たな仕組みを提示し、資産、負債、資本、収益、費用のすべてに経験的現象を表現する性格を与えたことである。

第 6 節 おわりに

本章では、スターリングの売却時価会計を取りあげ、特にその計算構造について検討した。彼の会計理論は科学的方法論に基づいて理論構築がなされている点に特徴があり、経験的検証可能性および目的適合性という科学的要件がある。それらの要件に照らして、測定基礎として売却時価が適合性をもつと結論付けている。そして、売却時価会計では、財に対する支配力を意味する COG 概念が測定・報告される。そのために必要な操作は、売却時価による測定値に対し、一般物価水準変動を考慮した調整をすることである。

本章では、売却時価会計における計算構造について、次のような点を指摘した。まず第 1 に、Sterling [1979] および Sterling [1975a] の議論では、売却時価会計における仕訳例が示されておらず、売却時価会計における一般物価水準変動および個別価格変動に関する仕訳がどのようなものであるかが不明なことである。第 2 に、Sterling [1975a] の具体例における財務諸表では、資産について一般物価水準変動と個別価格変動の純額が示されていることから、内部の財務諸表作成者と外部の財務諸表利用者の間で情報の非対称性が生じてしまい、外部の財務諸表利用者からみて財務諸表相互間の関係が不明瞭なことである。

それらの点について、本章では、一般物価水準変動および個別価格変動に関する仕訳および、財務諸表の表示形式を検討した。それにより、一般物価水準変動と個別価格変動を区別

して記録する方法および、内部の財務諸表作成者と外部の財務諸表利用者間に生じる情報の非対称性を解消することができる財務諸表の表示形式を提示した。

また、スターリング理論における計算構造について、その意義を明らかにした。彼は、科学的要件を満たす COG 概念を用いることにより、ストックとフローを貸借対照表・損益計算書・資金計算書の連携によって統合的に表示することで、財の価値表現の新たな仕組みを提示した。その意義は、資産、負債、資本、収益、費用のすべてに経験的現象を表現する性格を与えたということである。

本章で示した売却時価会計の計算構造は、測定基礎として売却時価を採用した場合に、その計算構造をどのようなものとすべきかの方向性となることが期待される。すなわち、売却時価会計における利益計算および計算構造の理論的基礎となりうるものである。

第5章 売却時価学説を基礎とした公正価値の実証研究 —チェンバースおよびスターリングの学説を手がかりに—

第1節 はじめに

第1章と第2章ではチェンバース理論を、第3章と第4章ではスターリング理論を取りあげた。彼らはともに、会計理論構築に科学的方法論を適用し、測定基礎として売却時価がふさわしいと結論付け、売却時価会計を提唱した。しかし売却時価会計は、現在に至るまで単一の測定基礎を用いる会計システムとして制度化されたことがなく、理論上は有用であるとされていても、現実には有用であるとまでは断言できない。さらに、データを入手することが難しいため、現実での有用性を確かめる手段である実証分析を行うことができない。そこで本章では、売却時価に類似する部分がある公正価値に着目し、チェンバースおよびスターリングの学説の視点から公正価値に関する仮説を提起することで、疑似的に売却時価会計の実証分析を試みる。

IFRSにおける公正価値の定義は、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(IASB [2011] para.9)である。これは出口価格とよばれる概念であり、測定基礎でいえば売却時価に相当する。チェンバースおよびスターリングの議論の妥当性を検証できれば、現在の公正価値に関する会計基準に理論的基礎を与えられる可能性がある。

本章の目的は、売却時価会計の学説に基づいた仮説により、公正価値に関する実証的な検証を行うことである。これまでの多くの学説研究(以下、理論研究とする)では、理論展開において実証的なデータの裏付けが伴っていなかったように思われる。しかし、冨塚 [1997]によれば、特定の測定基礎を採用する目的やその効果などを実証的に研究することで、測定基礎の研究を補完することができるという(冨塚 [1997] 125頁)。また上野 [2017]は、「理論研究を基礎として会計基準を考察し、実証を行うことによってはじめて会計が進展するのであり、これが正当な会計研究の方向であると思われる」(上野 [2017] i頁)と評している。このように、理論研究を基礎とした実証研究を行うことで、その理論の妥当性を検討することができ、理論研究の質を高めることができる。

チェンバースおよびスターリングの学説を一言で表すと、すべての利害関係者にとって、すべての資産および負債を現在の売却時価で測定した財政状態の情報は意思決定に有用である、となる。そこから、公正価値には①公正価値情報には持続性があり、②将来利益は公正価値情報によって説明することができ、③公正価値情報には市場における株価の説明力がある、という仮説を提起することができる。これらの仮説を有価証券の時価評価情報に着目して分析したところ、彼らの学説から導かれる含意と整合する結果となった。ここから、公正価値評価による情報は、彼らが議論したように、企業自身および企業外部の利害関係者の意思決定に有用であると考えられる。

さらに追加検証では、資産に占める有価証券の割合が大きい企業ほど公正価値情報のリターン説明力が高いということがわかった。ここから、公正価値評価の拡大は情報提供に有効であることが示唆され、売却時価のみを測定基礎とする学説を支持する結果である。

本章は次のように構成される。まず、売却時価会計の学説としてチェンバースおよびスターリングの議論を概観し、公正価値情報の価値関連性に関する実証研究をサーベイする。そして、それらに基づいて公正価値に関する仮説を提起する。次に、分析方法として、Ohlsonモデルを取りあげ、本章で用いる回帰式とサンプルを定義する。最後に、分析結果を示し、結論を述べる。

第2節 売却時価会計の概要と先行研究のレビュー

本節では、チェンバースおよびスターリングの学説を概観するにあたり、代表著作であるChambers [1966]およびSterling [1979]を取りあげる。先行研究となる実証研究のレビューでは、主に公正価値の有用性に関する実証研究を取りあげる。

1 チェンバースの売却時価会計

チェンバースの考える会計とは、主体が目的を達成するべく行動するための基礎となる情報を提供するシステムである。彼によれば、「会計は、ある人が自らの目的もしくは目標に沿って豊富な知識をもって行動するための基礎となる、なんらかの事実の提供にかかわる」(Chambers [1966] p.15) ものである。このように、会計は主体である人間（とその集合体）の行動にかかわるものであることから、会計を考察するには、まず人を考察するところから始める必要がある（Chambers [1966] p.19）。

チェンバースによれば、人間は常に自分自身の状態と自身をとりまく環境を感じ取り、それに基づいて環境に自己を適応させて生存を確保しているという（Chambers [1966] p.19）。そして人間が環境に自己を適応させるためには、現在の状況についての情報が必要となる。なぜなら、自分の現在の状態を知らなければ、現在よりもよい状態がどのような状態かわからないし、またどの方向に向かってよいかもわからないからである。また、自らが現在利用可能な手段がわからなければ、最適な代替案を選択することができないからである。ここで、人間が自己を環境に適応させることで向かう望ましい状態のことを、最適適応（optimal adaption）という（Chambers [1966] p.44）。

人間は社会において協同し、企業や政府といった主体を形成するようになる。そのおかげで、人間は効率的に財を生産できるようになり、そして必要な財を対応した市場で貨幣を介して交換することによって最適適応に達するようになる（Chambers [1966] p.61, 67）。チェンバースによれば、そのような主体が行動を選択する上で不可欠なものが、主体の現在の状態を示す情報である。貨幣経済における主体の現在の状態とは、その主体の財政状態のことを

指す。なぜなら、主体の財政状態は、ある時点における、主体が市場において利用可能な手段を貨幣額で表したものである。

主体の現在の財政状態を明らかにするために、チェンバースは現在の価格を用いることが最適であると主張する。なぜなら、ある時点における行動の選択には、ある時点における価格しか関わりをもたないからである。ある資産を購入するか、保有するか、売却するかといった意思決定には、現在の価格による測定が求められる（Chambers [1966] pp.91-92）。

ここで市場における現在の価格には、購入価格と売却価格の2つが存在する。これらのうち主体が現在の状態に適応するために有用なのは、主体が市場に現金を携えていく能力を示す価格であるという意味で、売却価格である。主体が保有しているすべての財を売却価格により測定することで、現在現金等価額（current cash equivalent）を知ることができる（Chambers [1966] p.92）。これにより、ある時点における選択可能な範囲が示され、意思決定における代替案の選択や評価といった手順を進めることができ、主体が最適適応に達することが期待される。

チェンバース理論では、現在現金等価額により表される主体の財政状態が中心的内容となる。ある時点における財政状態は、主体の過去の取引および主体が受けた影響の結果を表す（Chambers [1966] p.110）。そのような財政状態は行動の基礎となる情報であるが、将来どのように行動を進めるかに役立つ情報は、財政状態の変化の割合に関する情報である（Chambers [1966] p.113）。したがって、財政状態の変化を期間的に確定し、期間利益を明らかにしなければならない。チェンバース理論における利益は、ある2時点間の残余持分の差額として表される。このように、すべての資産および負債を現在の貨幣等価額（売却時価）で継続的に測定し、財政状態およびその変動を明らかにすることで、人間（の集合体としての企業）の意思決定に有用な情報を提供するのがチェンバースの売却時価会計である。

2 スターリングの売却時価会計

スターリング理論の特徴は、当時一般に技術であると考えられていた会計を、科学に転換することを試みた点にある。スターリングは当時の会計が多くの問題を有しているとみており、その原因は会計を技術として定義してしまっているところにあると考えた。そこで彼は、会計を科学と定義することで、それらの諸問題を解決することを試みる。

彼は、当時の会計を「慣行（convention）に基礎をおいている」（Sterling [1979] p.20）ものと評した。会計上の諸問題には、たとえば後入先出法と先入先出法、加速償却法と定額法、プーリング法とパーチェス法などの選択があげられる。これらの問題はたびたび会計人により議論されてきたが、妥当な解決をみることはできておらず、状況に応じた恣意的な選択により適用されているのが実態であった（Sterling [1979] p.20）。さらに、これらの諸問題に関する議論は、会計人の関心が移れば解決されることなく捨て去られてしまい、未解決の問題が蓄積されていくという状況であった（Sterling [1979] pp.3-4）。

このような状況を解決するにあたり、彼は会計を科学として定義することを試みる。科学として定義された会計の目的は、「財務諸表によって経験的現象を記述し説明すること」(Sterling [1979] p.13)にある。これを満たしているか確認するための要件として、彼は経験的検証可能性 (empirical testability) をあげている。この要件により、会計が経験的現象を表しているかどうかを科学的に確かめることができる。

スターリング理論において経験的検証可能性を満たす測定基礎とされているのが、売却時価である。彼の定義によれば、売却時価は「ある資産を即時に売却することで受け取れるであろう貨幣額」(Sterling [1979] p.70)である。売却時価は、観察可能な現象である市場における資産の交換から得られる測定値なので、経験的に検証が可能である。

しかし、市場において観察可能な価格は、売却時価だけでなく購入時価もある。そのように経験的検証可能性を満たす測定基礎が複数存在する場合に、どの測定基礎を測定し報告すべきか、という問題が生じることになる。そこで、そのような問題に対処するために、目的適合性 (relevance) の要件が必要になる。スターリングは目的適合性を意思決定モデルとの関係から検討しており、ある属性が意思決定モデルに適合するのであれば、その属性は目的適合的であるとされる。

スターリングによれば、意思決定は一般に、代替案の決定、代替案それぞれの結果の予測、好ましい結果の選択、行動という一連の流れをとる。そして、意思決定モデルは、代替案、代替案の結果、代替案の優先順位に関する情報を必要とする (Sterling [1979] pp.96-98)。これをふまえて売却時価を市場における意思決定過程に照らして考えると、(1)利用できる代替案の組み合わせの決定、(2)既存の事業計画の収益性の決定、(3)リスクの評価に適合性をもつことがわかる (Sterling [1979] p.118)。具体的には、ある所有資産を保有してそのまま使用するか、もしくはその資産を売却し、その収入を他の未所有資産に投資するか、という意思決定に適合する。

このようにして売却時価は、経験的検証可能性および目的適合性を満たす測定基礎であると結論付けられた。したがって、すべての資産は売却時価によって測定されることになり、彼はこの測定値を財に対する支配力 (command over goods: COG) とよんでいる (Sterling [1979] p.161)。損益計算書は COG の増加を説明する計算書であり、すなわち利益は COG の増加分として表される。この COG を測定および報告するのが、スターリングの売却時価会計である。

チェンバースおよびスターリングは、理論展開の過程は全く異なるが、両者ともに会計理論の導出過程に意思決定の考察が含まれており、測定基礎として売却時価が優れているという同様の結論をもっている。主体の現在の財政状態を明らかにすることで、主体は意思決定の過程において、過去の意思決定を評価し、現在利用可能な代替案を比較検討することができる。他方、投資家、債権者等の外部の利害関係者にとって、売却時価を用いて作成された財務諸表は企業が調達できる現金の量を表しているので、投資や貸付のリスク判断のためにこれらの情報を用いることができる。また、業績判断の情報として用いることで、経営

者の過去の行動を評価することができる。

3 公正価値情報の価値関連性に関する実証研究

実証研究では、公正価値情報の価値関連性の分析が活発に行われてきた。特に、公正価値が最初に導入されたのが金融商品の会計基準であることから、金融商品の公正価値情報に関する価値関連性を分析した研究が多い。また、サンプルとして銀行業を用いている研究が多い。

Barth [1994]は、金融商品の公正価値情報と株価の関係をとりあげた初期の研究である。彼女は1971年から1990年の銀行1990行をサンプルとして、有価証券の公正価値情報と株価の価値関連性を分析した。説明変数は、投資有価証券を除いた純資産の帳簿価額、GAAPに基づいて原価評価された投資有価証券、公正価値で評価された投資有価証券である。分析結果は、公正価値で評価された投資有価証券の係数は統計的に有意な正值であり、価値関連性があることがわかった。さらに彼女は、1972年から1990年の銀行1649行をサンプルとして、株式リターンと投資有価証券の公正価値情報の価値関連性を分析した。説明変数は、有価証券の売却損益を除いた利益、有価証券の実現損益、公正価値評価した有価証券の実現損益および未実現損益である。分析結果は、投資有価証券の公正価値情報は統計的に有意ではなく、価値関連性がみられなかった。

Barth [1994]のモデルは、他の多くの先行研究において用いられている。たとえば Ahmed and Takeda [1995]は、1986年から1991年の銀行3256行を分析のサンプルとして、有価証券の公正価値情報と株式リターンの価値関連性を分析した。説明変数は有価証券の実現損益、有価証券の未実現損益の変動額、有価証券の実現損益を除いた純利益、新株発行による株価変動額である。分析結果は、短期保有の資産と負債の金利変動の影響をコントロールしたところ、有価証券の実現損益および未実現損益の係数が統計的に有意な正值となり、価値関連性があることがわかった。

Barth [1994]のモデル以外のモデルを用いた研究として、Ohlson モデルを用いた Mozes [2002]がある。彼は1996年の株式時価総額500万ドル以上の104の金融機関をサンプルとして、金融商品の公正価値情報と株価の価値関連性を分析した。説明変数は、残余利益、公正価値評価した純資産の帳簿価額との差額、オンバランスの金融商品および市場性のある有価証券の市場価値変動額、オフバランスの金融商品および市場性のある有価証券の市場価値変動額である。分析結果は、残余利益とオンバランスの金融商品の変動額の係数は統計的に有意な正值となったが、公正価値評価した純資産の帳簿価額との差額とオフバランスの金融商品の変動額の係数は統計的に有意な負値となった。このほか、金融機関をサンプルとして金融商品の公正価値情報の価値関連性を分析した研究として、Eccher et al. [1996]、Nelson [1996]、Barth et al. [1996]、Brickner [2003]、Park et al. [1999]などがある。これらの分析結果は、価値関連性を示すものと示さなかったものがあり、統一的な結果は得られなかつ

た。

他方、一般事業会社をサンプルとして金融商品の公正価値の価値関連性を分析した研究に、Simko [1999]がある。彼は、SFAS107号⁵⁴適用後の1992年から1995年の一般事業会社1067社をサンプルとして、金融商品の公正価値情報と株価の価値関連性を分析した。説明変数は、金融商品の帳簿価額、非金融商品の帳簿価額、残余利益、そして金融資産と金融負債とデリバティブのそれぞれの未実現損益である。分析の結果、金融負債の未実現損益は1993年と1995年に価値関連性があり、金融資産とデリバティブの未実現損益は価値関連性がないことがわかった。彼の分析結果は、金融商品の負債の公正価値の開示が、一般事業会社にとって重要であるということを示唆している。

なお、包括利益の議論が盛んになってからの先行研究は、そのほとんどが包括利益を対象としたものである（たとえば包括利益と株式リターンを分析した研究として、Cheng et al. [1993], Dhaliwal et al. [1999], O'Hanlon and Pope [1999], Cahan et al. [2000]があげられ、包括利益よりも純利益の価値関連性が高いことを報告している）。そのような研究における有価証券の変数は、包括利益計算書の有価証券評価差額金に焦点があてられており、損益計算書の営業外収益および営業外費用に含まれる有価証券評価損益が考慮されていない。したがって、公正価値で測定された有価証券全体のうち一部分を取り出したものでしかなく、公正価値の価値関連性というよりは、包括利益の価値関連性の研究であるといえる。

チェンバースおよびスターリングが提唱する売却時価会計では、会計情報が現在の状況を表す情報であること、また、過去および将来の状態と関連する情報であることが重要であった。本論文ではこれらの主張の妥当性を実証的に検証するために、一般事業会社をサンプルとし、損益計算書と貸借対照表の両方に含まれる評価損益項目を対象として分析を試みる。

第3節 仮説の提起

チェンバースおよびスターリングの学説では、売却時価による情報が、意思決定を行うために必要な情報として最も適合するとされている。なぜなら売却時価情報は、将来に向けて行動するための意思決定にあたり、行動者が利用できる選択肢の範囲を示すと同時に、将来行動に向けての選択において、将来と現在の比較に用いることができるからである。それぞれの学説では、売却時価情報の将来との関わりについて次のような見解が示されている。

チェンバースによれば、現在時点における過去と現在に関する知識が、過去の事象についての判断と、将来の事象に備えるための計画の基礎をなすという（Chambers [1966] p.97）。現在現金等価額による情報は、過去の選択および行動の影響を把握するためのものである。

⁵⁴ 1991年に財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）が公表したSFAS107号『金融商品の公正価値に関する開示』は、すべての金融商品の公正価値情報の開示を要求している。

そして、その影響を手掛かりとして、将来についての意思決定に必要な情報を得ることを試みる (Chambers [1966] pp.97-98)。他方スターリングは、損益計算書のある期間内の COG の変化を説明するものとし、その言及期間は過去にあるとする。そして、もし将来の収入、賃金および減価償却費が予測できれば、将来の利益も予測できるとする (Sterling [1979] pp.197-198)。

このように、現在の情報である売却時価情報が過去の意思決定の結果を表すものであると同時に、現在の意思決定に適合する情報であるとするれば、ある時点での売却時価情報は、別の時点の売却時価情報とつながりがあることになる。これは、経営者の行動の持続性といえるものであり、最適な企業行動が将来にわたり持続していく傾向⁵⁵として表れると考えられる。そこで、次の仮説を提起する。

H1-A：公正価値情報には、情報の持続性がある。

主体の現在の状態を示す情報に将来の情報とのつながりがあるとするれば、現在の情報には将来の利益を説明する力があると考えられる。なぜなら、公正価値で表される当期の有価証券評価損益は、来期の当期純利益に含まれることになるからである。この考えは、売却時価で測定した2時点間の財政状態(富)の変動額が利益であるとする両学説と整合する。このように考えれば、当期の公正価値情報は、来期の配当可能な利益について説明力を有している⁵⁶と考えられる。そこで、次の仮説を提起する。

H1-B：将来利益は、公正価値情報によっても説明することができる。

さらに本論文では、公正価値情報と株価の価値関連性について分析する。具体的には、Ohlson [1995]で示された Ohlson モデルに基づいたモデルを用いて、有価証券の時価評価情報が市場における株価の説明力をもつかどうかを分析する。Ohlson モデルを用いることにより、会計情報と株価に直接的な関係があることを示すことができる。

Ohlson モデルは残余利益の時系列構造に1次の自己回帰過程を仮定した線形情報ダイナミクスを条件としており、それに含まれるその他情報をどう定義するかが問題となる。そこで本論文では、持続性に関する仮説 1-A および 1-B を線形情報ダイナミクスに相当するも

⁵⁵ 有価証券の公正価値情報はリターン情報である。そのため、株価がランダムウォークするという仮定にしたがえば、公正価値情報は持続しないと考えられる。しかし、たとえば企業間の提携など、経営者が何らかの意図をもって有価証券を組み合わせる保有しているとすれば、ポートフォリオのリターンにはトレンドがある可能性がある。

⁵⁶ 現代の制度会計は全面公正価値会計ではないので、利益の構成要素について公正価値情報を含む部分と含まない部分に区分し、それぞれが来期利益の説明力を有しているかどうかを分析する。

のであるとみて、その他情報として公正価値情報を用いる⁵⁷。Ohlson モデルは配当割引モデルから導出されるモデルであるため、配当可能でない部分を測定した公正価値情報は、Ohlson モデルではその他情報に該当するといえるからである。

もし仮に、その他情報である公正価値情報に市場における株価の説明力があるとするれば、売却時価による情報が意思決定に適合するということができる。チェンバースによれば、市場の動きは会計処理の結果をうけて作られる財政状態と期間利益の情報により定まる (Chambers [1966] p.273)。スターリングによれば、投資家の株価に対する意思決定には、企業が保有する諸資産の合計価格と将来キャッシュ・フローが適合する (Sterling [1979] p.186)。公正価値情報と株価に価値関連性があることを検証できれば、これら両学説の考えと整合することになる。これをふまえて、次の仮説を提起する。

H2：公正価値情報には、市場における株価の説明力がある。

第4節 分析方法

1 分析モデル

本節では、Ohlson [1995]において示された Ohlson モデルに基づいたモデルを用いて、分析を行う。Ohlson モデルは、配当割引モデルおよびクリーン・サープラス関係を前提として得られる残余利益モデルに、線形情報ダイナミクス (linear information model) を代入することで得られるモデルである。帳簿価額や会計利益といった、会計数値に焦点をあてた企業価値評価モデルであるというところに特徴がある。Ohlson モデルは、次の式で表される。

$$V_t = BV_{t-1} + \frac{\omega}{1+r-\omega} x_t^\alpha + \frac{(1+r)}{(1+r-\omega)+(1+r-\gamma)} v_t \quad (5-1 \text{ 式})$$

(5-1 式) における各記号の意味は、次の通りである。

V_t ：企業価値、 BV_t ： t 期の資本（帳簿価額）、 x_t^α ： t 期の異常利益、 v_t ： t 期の異常利益以外のその他の情報、 ω ：異常利益の持続性パラメータであり $0 < \omega \leq 1$ 、 γ ：異常利益の持続性パラメータであり $0 < \gamma \leq 1$ 、 ε ：攪乱項

Ohlson モデルを用いる理由は、Ohlson モデルはチェンバースおよびスターリングの学説に親和性があるからである。Ohlson は情報に持続性があると考え、その他情報から将来を予測できると考えた。この考え方は、チェンバースおよびスターリングの学説の中でもみられる。意思決定において現在の情報は、代替案の選択や、過去および将来との比較に用いら

⁵⁷ Ohlson モデルはその性質上、残余利益およびその他情報について、持続性がなければならない。したがって、本章の分析で Ohlson モデルを用いるためには、仮説 1-A および仮説 1-B が検証される必要がある。これら 2 つの仮説が満たされるならば、Ohlson モデルの変数として、公正価値情報を用いることができることになる。

れる。比較できるということは、現在を通じた過去から将来への情報には、つながりがあるといえるからである。

本論文ではこの点に注目し、Ohlson モデルで必要不可欠となるその他の情報 v_t の定義にあたり、学説の考え方を援用することを試みる。学説の視点から Ohlson モデルをみることで、その他の情報 v_t を売却時価情報と定義することができる。Ohlson モデルは配当割引モデルから導出されるモデルであるため、その他の情報 v_t は配当可能でない部分となる。その点について、本論文で用いる売却時価情報すなわち公正価値情報は、現代の制度では配当可能でない部分であるため、Ohlson モデルではその他情報に該当するといえる。

本論文では、有価証券に関する項目の大きさに着目することで、売却時価による測定の影響度が大きい企業と小さい企業を識別する。有価証券に関する項目は、有価証券評価損益およびその他有価証券評価差額金を用いる。有価証券評価損益は、有価証券評価益および有価証券評価損の合計値であり、それぞれ販売費および一般管理費、営業外収益の2項目に計上されているものを合計したものである。本論文では、これに純資産項目におけるその他有価証券評価差額金の変動額を合計した数値 ($netS$) を変数として用いる。この値が大きい企業ほど、財務諸表において売却時価を用いることによる影響が大きいといえる。本論文では、この $netS$ を総資産で除した変数である $netSa$ を中心に分析を行う。

本論文では、利益の持続性、 $netSa$ の持続性、 $netSa$ の株価説明力について分析する。そのために、以下の3つの回帰式を推定する。ここで用いられる各変数の定義は表 5-1 に示している。なお、添え字の t は事業年度を表しており、定数項 α 、 β 、 ϕ は固定効果を表している。

$$netSa_{t+1} = \alpha_0 + \alpha_1 netSa_t + \varepsilon \quad (5-2 \text{ 式})$$

$$NIa_{t+1} = \beta_0 + \beta_1 adjNIa_t + \beta_2 netSa_t + \varepsilon \quad (5-3 \text{ 式})$$

$$MVa_t = \phi_0 + \phi_1 lag_E_{t-1} + \phi_2 adjNIa_t + \phi_3 netSa_t + \varepsilon \quad (5-4 \text{ 式})$$

表 5-1 各変数の定義

NIa : 期首資産当期純利益率	期首資産に占める当期純利益の割合。 $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期首資産}}$ で表される。
$adjNIa$: 期首資産非有価証券利益率	期首資産に占める、当期純利益から有価証券評価損益を取り除いた値の割合。 $\frac{\text{当期純利益}-\text{有価証券評価損益}}{\text{期首資産}}$ で表される。
$netS$: 純有価証券額	有価証券評価損益およびその他有価証券評価差額金の変動額を合計した値。
$netSa$: 期首資産純有価証券額率	期首資産に占める $netS$ の割合。 $\frac{netS}{\text{期首資産}}$ で表される。

MV : 株価	決算月の終値に発行済株式数を乗じた値。
MVa : 期首資産株価率	期首資産に占める MV の割合。 $\frac{MV}{\text{期首資産}}$ で表される。
lag_E : 期首資産株主資本率	期首資産に占める期首株主資本の割合。 $\frac{\text{期首株主資本}}{\text{期首資産}}$ で表される。

まず (5-2 式) について、 α_1 は $netSa$ の持続性を示している。仮説 1-A のように、有価証券の時価評価が翌期の有価証券の時価評価の説明力をもつとするならば、 α_1 は正值になると考えられる。

次に (5-3 式) について、 β_1 は翌期の当期純利益に対して、前期の当期純利益がもつ説明力を示している。これは利益の持続性とよばれるものであり、利益の持続性や株価関連性に関する先行研究では、会計利益は持続することが知られている。このため、 β_1 は正值になると考えられる。 β_2 は翌期の利益に対して、有価証券の時価評価がもつ説明力を示している。仮説 1-B のように、有価証券の時価評価が翌期の利益の説明力をもつとするならば、 β_2 は正值になると考えられる。

最後に (5-4 式) について、 ϕ_1 は株主資本の株価説明力を示している。株主資本が増加すれば市場価値も増加するので、 ϕ_1 は正值になると考えられる。 ϕ_2 は当期純利益がもつ株価説明力を示している。当期純利益が増加すれば市場価値も増加するので、 ϕ_2 は正值になると考えられる。 ϕ_3 は $netSa$ の株価説明力を示している。仮説 2 のように、有価証券の時価評価が市場における株価の説明力をもつとするならば、 ϕ_3 は正值になると考えられる。

2 サンプルの選択

本論文で分析するデータは、財務データおよび株式データを Nikkei NEEDs Financial Quest より収集した。本論文の分析対象となる期間は 2007 年から 2013 年までの 7 年間であり、サンプルの選択基準は以下の通りである。分析対象を 2007 年からとしているのは、その他有価証券評価差額金をすべて純資産の部に計上する『金融商品に関する会計基準』が 2006 年度から適用されているからである。

- (1) 銀行、証券、保険、その他金融を除く東証 1 部上場企業であること
- (2) 12 か月決算であること
- (3) 分析に必要な変数が欠損していないこと

財務データには連結財務諸表のデータを使用する。また各変数について、平均値±3 標準偏差を超えるものはずれ値として除外した。以上の要件を満たす最終的なサンプルは、

10184 企業-年（1621 企業，7 年のアンバランスド・パネルデータ）であった。

第 5 節 分析結果

1 記述統計と相関係数

表 5-2 は，分析に用いるデータの記述統計と相関係数を示している。

1 つ目の被説明変数である *Nla* の平均値は 0.027 であり，中央値 0.025 とほとんど差がない。利益率が 2.7% と低めであることから，景気があまりよくないことがわかる。最大値と最小値は 0.444，-0.399 であり，ほぼ対照的な分布である。

2 つ目の被説明変数である *netSa* の平均値は -0.002 であり，中央値 0 とほとんど差がない。マイナスの値になっていることから，金融資産への投資でプラスになっていないことがわかる。最大値と最小値は 0.053，-0.054 であり，0 を境としてほぼ対照的な分布である。

3 つ目の被説明変数となる *MVa* の平均値は 0.550 であり，中央値は 0.415 である。最大値と最小値は 13.323 と 0.001 であり，プラス側に大きい傾向がある。

説明変数として，*adjNla*，*lag_E* を記述統計の中に入れていた。*adjNla* の記述統計は，*Nla* とほぼ同様の値である。*lag_E* の平均値が 0.490 であることから，ほぼ半分の資金調達を純資産にしているということになり，景気があまりよくないことがわかる。

追加検証のための説明変数として，*RET* を記述統計の中に入れていた。*RET* は株式リターンである。*RET* の平均値は 0.016 である。最大値と最小値は 1.760 と -0.998 であり，プラス側に大きい傾向がある。

表 5-2 記述統計と相関係数

	Mean	Median	Min.	Max.	S.D.		[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]
<i>Nla</i>	0.027	0.025	-0.399	0.444	0.043	[1] <i>Nla</i>	1.000	0.995	0.100	0.578	0.259	0.159
<i>adjNla</i>	0.029	0.026	-0.348	0.444	0.042	[2] <i>adjNla</i>		1.000	0.053	0.584	0.266	0.144
<i>netSa</i>	-0.002	0.000	-0.054	0.053	0.011	[3] <i>netSa</i>			1.000	0.059	0.060	0.397
<i>MVa</i>	0.550	0.415	0.001	13.323	0.552	[4] <i>MVa</i>				1.000	0.397	0.150
<i>lag_E</i>	0.490	0.482	-0.034	1.072	0.209	[5] <i>lag_E</i>					1.000	0.020
<i>RET</i>	0.016	-0.011	-0.998	1.760	0.365	[6] <i>RET</i>						1.000
obs.	10184											

2 主な分析結果

表 5-3 には，(5-2 式) (5-3 式) (5-4 式) による主な分析結果がまとめられている。

まず (5-2 式) で表される *netSa* の持続性について，OLS で推定した Model 5 の *netSa* の係数 (*t* 値) は，0.298 (26.040) である。これは 1%水準で有意である。また，期間ダミーを

入れて推定した Model 6 の係数 (t 値) についても、1%水準で有意である。固定効果モデルで推定した Model 7 の *netSa* の係数 (t 値) は、0.278 (21.880) である。これは1%水準で有意である。また、期間ダミーを入れて推定した Model 8 の係数 (t 値) についても、1%水準で有意である。ここから、有価証券の時価評価情報は翌期以降に持続することがわかり、これは仮説 1-A を支持する結果である。したがって、(5-4 式) の Ohlson モデルのその他情報として、*netSa* を用いることができるということになる。

次に (5-3 式) で表される利益の持続性について、OLS で推定した Model 1 の *adjNla* の係数 (t 値) は、0.580 (30.640) である。*netSa* の係数 (t 値) は 0.534 (16.530) である。これらはともに1%水準で有意である。また、期間ダミーを入れて推定した Model 3 の係数 (t 値) についても、ともに1%水準で有意である。固定効果モデルで推定した Model 2 の *adjNla* の係数 (t 値) は、0.185 (8.526) である。*netSa* の係数 (t 値) は 0.590 (17.690) である。これらはともに1%水準で有意である。また、期間ダミーを入れて推定した Model 4 の係数 (t 値) についても、ともに1%水準で有意である。ここから、有価証券評価損益を含まない当期純利益である *adjNla* に利益の持続性の説明力があることがわかる。また、有価証券の時価評価情報である *netSa* にも利益の持続性の説明力があることがわかり、これは仮説 1-B を支持する結果である。したがって、(5-4 式) の Ohlson モデルの変数として、*adjNla* を用いることができるということになる。

次に (5-4 式) の Ohlson モデルについて、OLS で推定した Model 9 の *lag_E* の係数 (t 値) は、0.685 (20.250) である。*adjNla* の係数 (t 値) は 6.707 (10.460) である。*netSa* の係数 (t 値) は 0.801 (2.621) である。これらはすべて1%水準で有意である。また、期間ダミーを入れて推定した Model 10 の *lag_E* および *adjNla* は1%水準で有意であり、*netSa* は10%水準で有意である。固定効果モデルで推定した Model 11 の *lag_E* の係数 (t 値) は 0.663 (7.060) である。*adjNla* の係数 (t 値) は 3.277 (16.560) である。*netSa* の係数 (t 値) は 1.376 (5.577) である。これらはすべて1%水準で有意である。また、期間ダミーを入れて推定した Model 12 の係数 (t 値) についても、1%水準で有意である。ここから、有価証券の時価評価情報には、株主資本および当期純利益と同様に、市場における株価の説明力があることがわかる。したがって、有価証券を時価評価することによって企業の市場価値をより正確に説明できるということが示唆され、これは仮説 2 を支持する結果である。

表 5-3 仮説の検証 (5-2 式) (5-3 式) (5-4 式)

*netSa*の持続性 (2式)

	Panel A 期間ダミーなし				Panel B 期間ダミーあり			
	Model 5 (OLS)		Model 6 (FE)		Model 7 (OLS)		Model 8 (FE)	
	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio
const	0.002	20.260 ***	0.001	58.180 ***	0.007	29.590 ***	0.008	35.660 ***
netSa	0.298	26.040 ***	0.278	21.880 ***	0.167	11.380 ***	0.108	6.710 ***
Year Dum.	no		no		yes		yes	
Adj. R2	0.100		0.088		0.393		0.421	
obs.	10184		10184		10184		10184	

利益の持続性 (3式)

	Panel A 期間ダミーなし				Panel B 期間ダミーあり			
	Model 1 (OLS)		Model 2 (FE)		Model 3 (OLS)		Model 4 (FE)	
	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio
const	0.012	23.700 ***	0.024	37.020 ***	0.015	14.500 ***	0.032	26.800 ***
adjNla	0.580	30.640 ***	0.185	8.526 ***	0.598	31.040 ***	0.187	8.210 ***
netSa	0.534	16.530 ***	0.590	17.690 ***	0.112	2.629 ***	0.075	1.724 *
Year Dum.	no		no		yes		yes	
Adj.R2	0.358		0.084		0.396		0.146	
obs.	10184		10184		10184		10184	

市場価値における説明力 (4式)

	Panel A 期間ダミーなし				Panel B 期間ダミーあり			
	Model 9 (OLS)		Model 10 (FE)		Model 11 (OLS)		Model 12 (FE)	
	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio	coeff	t-ratio
const	0.021	1.174	0.133	2.817 ***	0.046	1.565	0.125	2.377 **
lag_E	0.685	20.250 ***	0.663	7.060 ***	0.689	20.020 ***	0.818	8.394 ***
adjNla	6.707	10.460 ***	3.277	16.560 ***	6.677	9.907 ***	2.978	14.540 ***
netSa	0.801	2.621 ***	1.376	5.577 ***	0.879	1.712 *	1.090	3.588 ***
Year Dum.	no		no		yes		yes	
Adj. R2	0.404		0.161		0.412		0.212	
obs.	10184		10184		10184		10184	

(5-2 式) (5-3 式) (5-4 式) の被説明変数はそれぞれ, $netSa_{t+1}$, Nla_{t+1} , MVa_t である。

***, **, *は統計的に 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

モデルの検定に用いる t 値は, 不均一分散や系列相関を考慮した, ロバスト推定による。

3 追加的な分析

本項では、*netSa* がもつ株式リターン (*RET*) の説明力を明らかにするために、追加検証を行った。分析は、*netSa* の 5 分位にしたがってサンプルを分類した上で、*RET* の要約統計量をまとめるヘッジポートフォリオテストにより行った。さらに、その平均値について *t* 検定を行っている。

表 5-4 は、*RET* の要約統計量をまとめた表と、その平均値および中央値のグラフである。*RET* の平均値を *netSa* の 5 分位別にみていくと、最も大きい P1 は 0.230, P2 は 0.146, P3 は 0.034, P4 は -0.107, P5 は -0.225 である。*RET* の中央値を *netSa* の 5 分位別にみていくと、最も大きい P1 は 0.161, P2 は 0.090, P3 は 0.010, P4 は -0.106, P5 は -0.247 である。なお、平均値は *t* 値が 46.779 であり、1%水準で有意である。

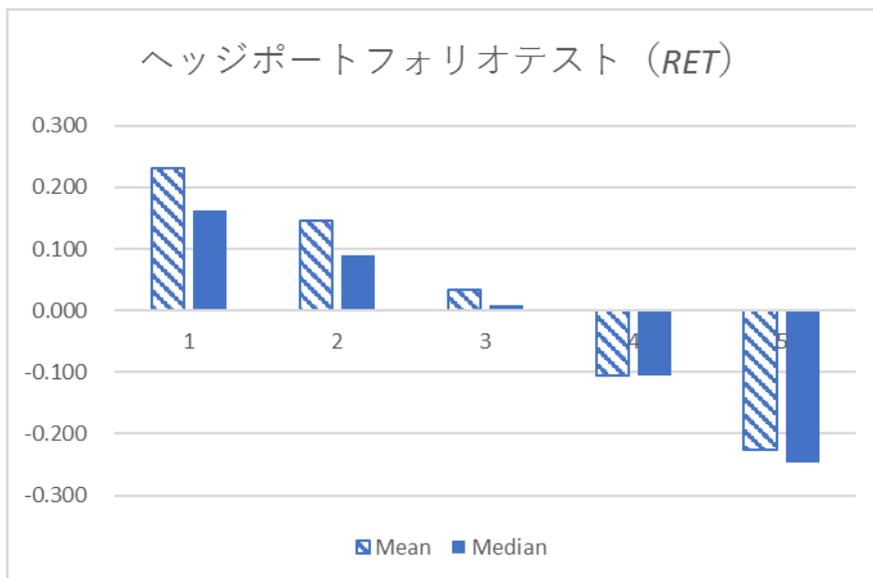
分析の結果、*RET* の平均値および中央値は、*netSa* の 5 分位が大きいほど、大きくなる傾向があることがわかる。したがって、資産に占める有価証券の割合が大きい企業ほど、株式リターンを説明する情報を提供しているということになる。これは、時価評価情報は株式リターンの説明力をもつということを示唆している。

表 5-4 ヘッジポートフォリオテスト (*RET*)

	Mean	Median	Min.	Max.	S.D.	obs.
P1	0.230	0.161	-0.998	1.721	0.349	2036
P2	0.146	0.090	-0.997	1.760	0.350	2037
P3	0.034	0.010	-0.998	1.758	0.360	2037
P4	-0.107	-0.106	-0.994	1.549	0.289	2037
P5	-0.225	-0.247	-0.996	1.461	0.267	2037
P1-P5	0.455					
t-ratio	46.779	***				

表 5-4 は、*netSa* の 5 分位にしたがってサンプルを分類した上で、*RET* の要約統計量をまとめたものである。さらに、平均値および中央値について *t* 検定を行っている。平均は *t* 値が 46.779 であり、1%水準で有意である。

***は統計的に 1%水準で有意であることを示す。



第6節 おわりに

本章では、チェンバースおよびスターリングの学説に基づいて仮説を提起し、実証分析を試みた。これは理論的な測定基礎の研究に基づいてその有用性を経験的に検証したものであり、実証研究で理論研究を補完しようとする試みである。具体的には、売却時価会計の有用性について検証するために、公正価値情報と株価の価値関連性について分析した。分析のために Ohlson [1995]で示された Ohlson モデルを基にして回帰式を定義し、サンプルとして疑似的に売却時価会計の影響力を抽出した会計情報を用いた。なお、Ohlson モデルの変数として売却時価会計情報である有価証券の時価評価情報を用いるために、公正価値情報の持続性および利益の持続性について分析した。

分析結果として、有価証券の公正価値情報には持続性があり、株主資本および当期純利益と同様に、市場における株価の説明力があることがわかった。したがって、資産を公正価値で評価することによって、期間比較に用いることができ、企業の市場価値をより正確に説明できるということが示唆される。この結果は、売却時価情報は企業が自身の現状把握および意思決定をするために有用であり、また企業外部の利害関係者にとってリスク判断や経営者の過去の業績判断に用いるのに有用であるという両学説から導かれる含意と整合する。さらに、公正価値情報が市場における株価の説明力をもつということは、外部の利害関係者による市場での意思決定に有用な情報である可能性が示唆される。

本章における結果をふまえると、売却時価会計の学説は、現在の公正価値に関する会計基準に理論的基礎を与えられる可能性がある。特に売却時価会計は意思決定に焦点をあてることから導出された理論であるという点において、投資意思決定有用性を主張する現代会計と整合する点がある。今後の公正価値の議論において、売却時価会計の学説がその是非を

検討する材料となることが期待される。

第6章 公正価値会計の概要

第1節 はじめに

本章の目的は、IFRSにおける公正価値会計について概観することである。第1章から第4章まではチェンバースおよびスターリングの学説を取りあげ、第5章では彼らの学説に基づいた実証分析を行った。第5章では、売却時価会計による会計情報は、主体の現状把握および意思決定に有用であり、利害関係者にとっても有用な情報であることが明らかとなった。その結果は、売却時価会計の有用性を感じさせるだけでなく、公正価値の有用性を示すものであった。公正価値と売却時価は、その性質上、完全に同一のものとみなすことはできないが、公正価値には売却時価による情報が含まれていると考えられる。そこで本章では、売却時価会計に関連する会計理論として、公正価値会計について取りあげる。

測定基礎として公正価値を用いる公正価値会計は、IASB⁵⁸によるIASおよびIFRSという基準に含まれている。測定基礎としての公正価値は、市場において財を売却する時の価格である出口価格を含む概念である。測定基礎として出口価格を用いた会計理論で現在制度化されているのがIFRSである。

本章は次のように構成される。まず、IASBによる概念フレームワークを取りあげ、IFRSの前提となっている考え方を概観する。次に、IFRS第13号「公正価値測定」を取りあげ、公正価値の考え方を概観する。

第2節 財務報告に関する概念フレームワーク

本節では、概念フレームワークに基づいて、IFRSにおける財務報告の目的および概念について概観する。IFRS第13号はIFRSの基準の1つであることから、その議論には、その前提となる概念フレームワークの考え方⁵⁹を概観しておく必要があるからである。概念フレームワークの主たる目的は、「当審議会が基準を開発することを支援すること、特定の取引または事象に当てはまる基準がない場合に作成者が会計方針を策定することを支援すること、すべての関係者が基準を理解し解釈することを支援すること」(IASB [2018] para.BC0.18)である。以下、概念フレームワークのうち、公正価値の議論に必要であると思われる箇所に焦点をあて、抜粋する。

⁵⁸ IASBは、「公益のために、明確に記述された原則に基づいた、高品質で理解可能な強制力のある国際的な1組の会計基準を開発すること」(IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2019] p.v)を目的としている。

⁵⁹ 概念フレームワークは基準ではない。したがって、概念フレームワークは各基準の定めに優先するものではない (IASB [2018] para.SP1.2)。

1 一般目的財務報告の目的

概念フレームワークの第 1 章は一般目的財務報告の目的と題されており、概念フレームワークの基礎となるものである。IASB によれば、それ以降の概念フレームワークの内容は、その目的から論理的に生じる (IASB [2018] para.1.1)。

一般目的財務報告の目的は、「現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供すること」(IASB [2018] para.1.2) である。そして、それらの意思決定は、以下の意思決定を伴うとされる (IASB [2018] para.1.2)。

- (a) 資本金および負債性金融商品の購入、売却または保有
- (b) 貸付金および他の形態の信用の供与または決済
- (c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える経営者の行動に対して投票を行うかまたは他の方法で影響を与える権利の行使

現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者は、企業からのリターンを期待して意思決定を行う。そして、彼らはその意思決定のために情報を必要としており、それは(a) 企業の経済的資源、企業に対する請求権およびそれらの資源および請求権の変動、(b) 企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのか、に関する情報である。彼らはそのような情報を得るために、一般目的財務報告書を利用する。したがって、彼らは一般目的財務報告書の主要な利用者であるといえる (IASB [2018] para.1.3-1.5)。

一般目的財務報告書が提供するものは、主要な利用者が企業の価値を見積るために役立つ情報である。しかし、一般目的財務報告書は、主要な利用者が必要とするすべての情報を提供できるわけではない。そこで概念フレームワークでは、「主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供すること」(IASB [2018] para.1.8) を目指している (IASB [2018] para.1.6-1.8)。

2 有用な財務情報の質的特性

財務情報の質的特性とは、一般目的財務報告書の主要な利用者が財務情報を用いて意思決定をする際に、最も有用となる可能性の高い情報の種類を識別するものである (IASB [2018] para.2.1)。基本的な質的特性としてあげられるのが、目的適合性および忠実な表現である。補強的な質的特性としてあげられるのが、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性である。概念フレームワークでは、「財務情報が有用であろうとするならば、それは目的適合性がなければならず、かつ、表現しようとしている対象を忠実に表現しなければなら

ない。財務情報の有用性は、それが比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、補強される」(IASB [2018] para.2.4) とされている。

目的適合性とは、意思決定に相違を生じさせることができる情報をもつ質的特性である。財務情報でいえば、予測価値、確認価値、またはそれらの両方を有する場合が該当する。予測価値は、情報の利用者が将来の結果を予測する際にインプットとして使用できる。確認価値は、過去の評価に関するフィードバック(たとえば、過去の収益予測と実際の収益の比較)を提供する(IASB [2018] para.2.6-2.9)。

忠実な表現とは、表現しようとしている現象の実質について、完全で、中立的で、誤謬がないように描写している情報をもつ質的特性である。それら 3 つを満たす情報は完璧に忠実な表現であるということになるが、そのような情報の作成は難しい。そこで概念フレームワークでは、完璧なものを要求しているわけではなく、可能な限り追求することとしている。なお、ここでいう完全とは、描写しようとしている現象を利用者が理解するために必要なすべての情報を含んでいることを意味する。次に中立的とは、財務情報の選択または表示に偏りがないことを意味する。最後に誤謬がないとは、その現象の記述に誤謬や脱漏がなく、情報作成の手續が誤謬なしに選択され適用されたことを意味する(IASB [2018] para.2.13-2.18)。

情報が有用であるためには、目的適合性と忠実な表現の両方の質的特性を有していなければならない。概念フレームワークでは、それらの質的特性を適用するための最も効率的かつ効果的な手順を次のように示している。まず最初に、情報利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別し、次にその現象に関する情報のうち最も目的適合性が高いと思われる情報を識別し、最後にその情報が利用可能かどうかおよび忠実な表現であるかどうかを判断する。その結果、両方の質的特性を有しているようであれば手順は終了となり、そうでない場合は、次に目的適合性が高いと思われる情報で手順を繰り返すことになる(IASB [2018] para.2.20-2.22)。

概念フレームワークでは、基本的な質的特性と補強的な質的特性を区別している。補強的な質的特性は、目的適合性と忠実な表現を有する情報の有用性を補強する(IASB [2018] para.2.23)。すなわち、それらを有しない情報を有用なものにできるようなものではない(IASB [2018] para.2.37)。基本的な質的特性を有しない情報は、補強的な質的特性を有しているとしても有用な情報とはならない。一方で、基本的な質的特性を有している情報は、補強的な質的特性を有しないとしても、有用な情報となる(IASB [2018] para.BC2.11⁶⁰)。

比較可能性は、「項目間の類似点と相違点を利用者が識別し理解することを可能にする質的特性」(IASB [2018] para.2.25)である。これは、代替案の選択に伴う意思決定に役立つ情報に必要な質的特性である。たとえば、複数の企業から 1 つの投資先を選ぶにあたり、他の

⁶⁰ 質的特性はすべて同等と考えるべきであり、基本的な質的特性と補強的な質的特性の区別は恣意的である、とするコメントが 2008 年公開草案に寄せられていたが、IASB はこれに同意しなかった(IASB [2018] para.BC2.10)。

企業に関する類似の情報や、同一企業の別の時間軸における類似の情報があれば、比較が可能となり、意思決定において有用な情報となる（IASB [2018] para.2.24）。

検証可能性は、「知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができること」（IASB [2018] para.2.30）である。この質的特性により、情報利用者に対し、情報が忠実な表現を有していることを示すことにつながる。検証可能性における検証には、直接的なものと間接的なものがある。直接的な検証とは、たとえば現金の実査のように、金額や表現を直接検証することである。間接的な検証とは、たとえば棚卸資産の帳簿価額について数量および原価に基づいて期末棚卸高を再計算するように、インプットに基づいてアウトプットを再計算することである。なお、即時に検証ができないような情報については、情報利用者が情報の利用の可否を判断できるような、追加の情報を開示することが求められる（IASB [2018] para.2.30-2.31）。

適時性は、「意思決定者の決定に影響を与えることができるように遅滞なく情報を利用可能とすること」（IASB [2018] para.2.33）である。情報は新しいものほど有用であり、古いものほどその有用性は下がると考えられる。しかし、古い情報の中にも有用なものはあり、そのような情報は適時性を有しているといえる（IASB [2018] para.2.33）。

理解可能性は、分類され、特徴付けられ、明瞭かつ簡潔に表示されることによって理解可能となっている情報が有する質的特性である。この質的特性は、本質的に複雑で理解が難しい情報を除外することを意味しない。そのようなことをすれば、情報は不完全なものとなり、誤解を招くものとなる可能性があるためである（IASB [2018] para.2.34-2.35）。

3 財務諸表の目的および範囲

概念フレームワークの第 2 章までの内容は、一般目的財務報告書が提供する情報に関する内容であった。そして、第 3 章以降の内容は、一般目的財務諸表が提供する情報に関する内容である（IASB [2018] para.3.1）。

財務諸表とは、「報告企業の経済的資源、企業に対する請求権、ならびにそれらの資源および請求権の変動のうち、財務諸表の構成要素の定義を満たすものに関する情報」（IASB [2018] para.3.1）を提供するものである。そして、その目的は「報告企業⁶¹の資産、負債、持分、収益および費用に関して、財務諸表利用者が報告企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価および企業の経済的資源に係る経営者の受託責任の評価を行う際に有用な情報を提供すること」（IASB [2018] para.3.2）である。

⁶¹ 報告企業とは、「財務諸表の作成を要求されるかまたは選択する企業」（IASB [2018] para.3.10）である。

そのような目的を達成する情報は、(a) 財政状態計算書、財務業績の計算書、その他の計算書および注記により、次の(a)および(b)のような情報として提供される⁶² (IASB [2018] para.3.3-3.4)。なお、それらの情報は、企業全体の視点からみた情報として提供される (IASB [2018] para.3.8)。すなわち、企業は、投資者、融資者、他の債権者とは別個のものであるとされている (IASB [2018] para.BC3.9)。

- (a) 報告期間末または報告期間中に存在した資産および負債 (未認識の資産および負債を含む) ならびに持分
- (b) 報告期間に係る収益および費用

財務諸表は、「報告企業が継続企業であり予見可能な将来にわたり営業を継続するという前提」(IASB [2018] para.3.9) で作成される。この前提は、企業には精算または営業停止を行う意図がなく、また必要もない状態であることを意味する。これを継続企業の前提という (IASB [2018] para.3.9)。

4 財務諸表の構成要素

概念フレームワークでは、報告企業の財政状態に関する資産、負債および持分と、報告企業の財務業績に関する収益および費用が構成要素として定義されている。それらの構成要素は、経済的資源、請求権、およびそれらの変動と関連付けられており、次の表のように定義されている (IASB [2018] para.4.1-4.2)。

⁶² 情報利用者の役立ちのために、直前の報告期間に関する情報も提供される (IASB [2018] para.3.5)。

表 6-1 財務諸表の構成要素

項目	構成要素	定義または記述
経済的資源	資産	過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源 経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。
請求権	負債	過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務
	持分	企業のすべての負債を控除した後の資産に対するの残余持分
経済的資源の変動および請求権の変動のうち、財務業績を反映するもの	収益	持分の増加を生じる資産の増加または負債の減少のうち、持分請求権の保有者からの拠出に係るものを除いたもの
	費用	持分の減少を生じる資産の減少または負債の増加のうち、持分請求権の保有者への分配に係るものを除いたもの

出典：IASB [2018] para.4.2

資産の定義は、「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」（IASB [2018] para.4.3）である。経済的資源とは、「経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利」（IASB [2018] para.4.4）である。

経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利は、(a) 他者の義務に対応する権利、(b) 他者の義務に対応しない権利にわけられる。前者の例として、現金を受け取る権利、財またはサービスを受け取る権利、経済的資源を他者と有利な条件で交換する権利などがあげられる。後者の例として、有形固定資産または棚卸資産などの物理的実体に対する権利や、知的財産を使用する権利があげられる（IASB [2018] para.4.6）。ただし、ある企業の権利は、そのすべてがその企業の資産となるわけではない。ある権利が企業の資産であるためには、「企業に対して、他者が利用可能な経済的便益を超える経済的便益を生み出す潜在能力を有していなければならない、かつ、当該企業が当該権利を支配していなければならない」（IASB [2018] para.4.9）とされる。

支配とは、「経済的資源を企業に結びつける」（IASB [2018] para.4.19）ものである。企業が経済的資源を支配しているといえる状況は、現在において、企業が経済的資源の使用を指図することで生じる可能性のある経済的便益を獲得する能力を有している場合である。企業が経済的資源を支配しているかどうかにより、企業はその経済的資源を会計処理するかどうかを識別する（IASB [2018] para.4.19-4.20）。

続いて負債の定義は、「過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務」(IASB [2018] para.4.26) である。負債が存在するためには、次の3つの要件を満たしていなければならない (IASB [2018] para.4.27)。

- (a) 企業が義務を有している
- (b) その義務は、経済的資源を移転することである
- (c) その義務は、過去の事象の結果として存在している現在の義務である

義務とは、「企業が回避する実際上の能力を有していない責務または責任」(IASB [2018] para.4.29) である。そして、負債の要件(b)は、その義務が経済的資源を移転することであることを要求している。この要件は、「その義務が、経済的資源を他者に移転することを企業に要求する潜在能力を有している」(IASB [2018] para.4.37) ことで満たされる。そのような義務として、たとえば、現金を支払う義務、財を引き渡すかまたはサービスを提供する義務、経済的資源を他者と不利な条件で交換する義務、不確実な将来の事象が発生した場合に経済的資源を移転する義務、金融商品を発行する義務があげられる (IASB [2018] para.4.39)。さらに負債の要件(c)は、その義務が過去の事象の結果として存在する現在の義務であることを要求している。それは、「(a)企業が既に経済的便益を獲得しているか、または行動をとっており、かつ、(b)その結果として、そうでなければ移転する必要がなかったであろう経済的資源を企業が移転しなければならなくなるかまたはその可能性がある」(IASB [2018] para.4.43) 場合のみである。

続いて持分の定義は、「企業のすべての負債を控除した後の資産に対しての残余持分」(IASB [2018] para.4.63) である。そして、それに対する請求権を、持分請求権という。持分請求権は、企業に対する請求権のうち、先の負債の定義を満たさないものであり、たとえば次のようなものがある (IASB [2018] para.4.64)。

- (a) 企業が発行した様々な種類の株式
- (b) 企業が他の持分請求権を発行する義務

最後に、収益および費用の定義は、次のようなものである。収益とは、「持分の増加を生じる資産の増加または負債の減少のうち、持分請求権の保有者からの拠出に係るものを除いたもの」(IASB [2018] para.4.68) である。費用とは、「持分の減少を生じる資産の減少または負債の増加のうち、持分請求権の保有者への分配に係るものを除いたもの」(IASB [2018] para.4.69) である。収益および費用は、このように資産および負債の変動により定義されている。ただし、概念フレームワークでは、収益および費用が提供する情報は、資産および負債が提供する情報と同等に重要であるとしている (IASB [2018] para.4.71)。

5 測定基礎の選択

測定基礎とは、「測定の対象とする項目の識別された特徴（たとえば、取得原価、公正価値または履行価値）」（IASB [2018] para.6.1）である。測定基礎を資産または負債に適用することで、貨幣によって定量化された測定値が生じる（IASB [2018] para.6.1）。

概念フレームワークでは、複数の測定基礎が用いられる可能性を肯定している。その理由は、有用な財務情報の質的特性およびコストの制約を考慮した際に、それぞれの構成要素について異なる測定基礎が用いられる可能性が高いからである（IASB [2018] para.6.2）。ただし、概念フレームワークによれば、多くの場合に、財政状態計算書および財務業績の計算書において単一の測定基礎を使用し、かつ注記において異なる測定基礎を適用した追加的な情報を提供する方法が、最も理解可能性が高い（IASB [2018] para.6.84）。単一の測定基礎を使用した場合の利点として、(a) 財務諸表に含められた金額について、より意味のある加算、減算および比較が可能であること、(b) 財務諸表の複雑性が低くなり、おそらくは理解可能性が高まることを指摘している（IASB [2018] para.BC6.5-BC6.11）。

測定基礎の選択は、適用した測定基礎が提供する情報が利用者にとって有用であるかどうかにより行われる。すなわち、上述した基本的な質的特性と補強的な質的特性を有しているかどうかにより、測定基礎が選択される（IASB [2018] para.6.45）。

基本的な質的特性の 1 つである目的適合性は、次の要因の影響を受ける（IASB [2018] para.6.49）。

- (a) 資産または負債の特徴
- (b) 資産または負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか

資産または負債の特徴から受ける影響として、「キャッシュ・フローの変動可能性およびその資産または負債の価値が市場要因または他のリスクに対して感応度が高いかどうか」

（IASB [2018] para.6.50）という点があげられる。たとえば感応度が高い場合、取得原価を測定基礎として用いると、その情報内容が現在の価値と異なる可能性がある（IASB [2018] para.6.51）。

資産または負債がどのようにしてキャッシュ・フローに寄与するのかは、企業の事業活動の性質により決まる。たとえば、企業がいくつかの経済的資源を組み合わせることで間接的にキャッシュ・フローを生み出す場合は、測定基礎として取得原価または現在価値を使用した情報が目的適合性を有する可能性が高い（IASB [2018] para.6.45）。一方で、直接的にキャッシュ・フローを生み出す資産または負債は、測定基礎として公正価値や現在価値などを使用した情報が目的適合性を有する可能性が高い（IASB [2018] para.6.56）。

2 つ目の基本的な質的特性である忠実な表現は、測定の不整合と測定の不確実性と関係がある。測定の不整合は、関連のある資産と負債に対して異なる測定基礎を適用することで生

じる可能性があるミスマッチであり、そのような資産と負債には、同じ測定基礎を適用する方が有用な情報を提供できる場合がある (IASB [2018] para.6.58)。測定の不確実性は、「ある測定値が活発な市場における価格を観察することによって直接に算定できず、見積もらなければならない場合」 (IASB [2018] para.6.60) に生じる。測定の不確実性が存在するからといって、必ずしも忠実な表現を満たさないわけではないが、その度合いによっては他の測定基礎の使用を検討すべきである (IASB [2018] para.6.60)。

補強的な質的特性について、概念フレームワークによれば、それぞれの補強的な質的特性と測定基礎の選択の関連は次のようである。まず比較可能性は、同一の項目に対して同一の測定基礎をある期間を通じて適用することで高まる可能性がある (IASB [2018] para.6.65)。次に理解可能性は、測定基礎の変更により低下する可能性があるが、変更によってより目的適合性の高い情報が提供される場合はその限りではない (IASB [2018] para.6.66)。また理解可能性は、測定基礎の変更だけでなく、財務諸表の中で使用される測定基礎の数が増加することによっても、提供される情報が複雑なものとなり低下する可能性がある (IASB [2018] para.6.67)。次に検証可能性は、「独立に裏付けることのできる測定値をもたらす測定基礎を使用すること」 (IASB [2018] para.6.68) により高まる。裏付けは、たとえば価格の観察などにより直接行うか、もしくはモデルへのインプットの確認などにより間接的に行われる。なお、検証できない測定値がある場合、情報利用者はその測定値がどのように算定されたのかに関する情報を必要とする可能性がある (IASB [2018] para.6.68)。

第3節 IFRS 第13号「公正価値測定」

1 公正価値の定義

公正価値は、IFRS 第13号において定められている。IFRS 第13号は、公正価値の測定または開示を要求または許容しているIFRSに適用される基準である。すなわち、企業がどのようにして公正価値の測定と公正価値測定に関する情報の開示を行うべきかを定めている基準である (IASB [2011] para.BC8)。

IFRS 第13号では、公正価値を次のように定義している。公正価値は、「測定日時点で、市場参加者⁶³間の秩序ある取引⁶⁴において、資産を売却するために受け取るであろう価格ま

⁶³ 市場参加者とは、ある資産または負債に関する主要な（または最も有利な）市場における買手および売手のうち、(a) 互いに独立しており、(b) その資産または負債および取引に関して、すべての利用可能な情報による十分な理解と知識をもち、(c) その資産または負債に関する取引を行う能力があり、(d) その資産または負債に関する取引を進んで行う者のことをいう (IASB [2011] Appendix A)。

⁶⁴ 秩序ある取引とは、「当該資産または負債に係る取引に関する通常の慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日前の一定期間にわたる市場へのエクスポージャーを仮定する取引」 (IASB [2011] Appendix A) のことをいう。

たは負債を移転するために支払うであろう価格」(IASB [2011] para.9)である。この定義のように、公正価値は「市場を基礎とした測定」(IASB [2011] para.2)であり、会計測定の主な対象である資産と負債に焦点をあてたものである (IASB [2011] para.4)。

公正価値測定の目的は、現在の市場の状況において、測定日時点で市場参加者の間で資産の売却または負債の移転の秩序ある取引が生じるであろう価格を見積ることである。その価格とはすなわち、資産または負債を所有している市場参加者からみた測定日現在の出口価格⁶⁵である。なお、IFRS 第13号では、観察可能な市場取引または市場情報が利用可能でない場合についても、その目的は利用可能である場合と同じであるとしている (IASB [2011] para.2)。公正価値は、必ずしも直接観察可能である必要はない (IASB [2011] para.24)。

公正価値測定では、市場参加者と市場についての仮定が存在する。まず市場参加者は、「自らの経済的利益が最大になるように行動する」(IASB [2011] para.22)と仮定⁶⁶される。そして、そのような市場参加者による取引は、ある資産または負債に関する主要な市場⁶⁷、もしくはそのような市場がない場合、ある資産または負債に関する最も有利な市場⁶⁸で取引されると仮定される (IASB [2011] para.16)。企業にとってどの市場が主要な市場もしくは最も有利な市場といえるかについては、合理的に利用可能な情報を考慮した上で、企業が通常取引を行っている市場が該当するものとして推定される (IASB [2011] para.17)。

公正価値測定を非金融資産に適用する場合、最有効使用が考慮される。最有効使用とは、「市場参加者による非金融資産の使用のうち、当該資産または当該資産が使用される資産と負債のグループ (たとえば、事業) の価値を最大化するもの」(IASB [2011] Appendix A)のことをいう。非金融資産の最有効使用には、次のような事項が考慮される (IASB [2011] para.28)。なお、金融資産に最有効使用の考え方が適用されないのは、金融資産には代替的用途がなく、またこの考え方は土地などの非金融資産を評価する専門家の間で発達したものである (IASB [2011] para.BC63)。

⁶⁵ 出口価格とは、「資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(IASB [2011] Appendix A)である。

⁶⁶ この仮定をおくにあたり、具体的な市場参加者を特定する必要はない (IASB [2011] para.23)。

⁶⁷ 主要な市場とは、ある資産または負債についての活動の量と水準が最大である市場のことをいう (IASB [2011] Appendix A)。

⁶⁸ 最も有利な市場とは、「取引コストと輸送コストを考慮した上で、資産を売却するために受け取るであろう金額を最大化するため、または負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場」(IASB [2011] Appendix A)であると定義される。なお、取引コストとは、市場で資産の売却または負債の移転を行うためのコストのうち、その取引に直接起因して生じる不可欠なもので、企業がその資産の売却または負債の移転を行わなければ発生しないものである (IASB [2011] Appendix A)。輸送コストとは、「資産を現在の場所から主要な (または最も有利な) 市場に輸送するために発生するコスト」(IASB [2011] Appendix A)である。

- (a) 物理的な可能な使用は、資産の物理的特性のうち、市場参加者が資産の価格付けを行う際に考慮するであろうものを考慮に入れる（たとえば、不動産の所在地または規模）。
- (b) 法的に許容される使用は、市場参加者が資産の価格付けを行う際に考慮するであろう当該資産の使用に関する法的制限を考慮に入れる（たとえば、不動産に適用される区域規制）
- (c) 財政的に実行可能な使用は、物理的に可能で法的に許容される資産の使用が、市場参加者がそうした使用に用いられる資産に対する投資に対して要求するであろう投資リターンをもたらすのに十分な利益またはキャッシュ・フロー（資産を当該用途に転換するコストを考慮する）を生み出すかどうかを考慮する。

2 公正価値による測定

公正価値測定では、公正価値を測定するためにどのような評価技法を用いるかについての定めがある。評価技法とは、「現在の市場の状況下で測定日に市場参加者の間で秩序ある取引が行われるであろう価格を見積もる」(IASB [2011] para.BC139) ために用いられる手段であり、状況に適合し、十分なデータが利用可能なものでなければならない。IFRS 第 13 号では、3つの広く用いられている評価技法として、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ⁶⁹、インカム・アプローチをあげている。企業が公正価値を測定するためには、それらのアプローチのうち、1つ以上と整合する評価技法を使用しなければならない (IASB [2011] para.61-62)。そして、使用する評価技法は、変更が適切である場合を除き、首尾一貫した適用が求められる (IASB [2011] para.65)。

IFRS 第 13 号では、「関連性のある観察可能なインプット⁷⁰の使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にしなければならない」(IASB [2011] para.67) とされている。そこで、公正価値測定の首尾一貫性と比較可能性を向上させるために、評価技法へのインプットを3つのレベルに区分している。この区分を公正価値ヒエラルキーという (IASB [2011] para.72)。

⁶⁹ コスト・アプローチは出口価格よりも入口価値の定義と整合するのではないかとする見方もあったが、IASB [2011]では、入口価格と出口価格は同一の市場では等しくなることから、コスト・アプローチは出口価格による公正価値の定義と整合的であると結論づけた (IASB [2011] para.BC141)。

⁷⁰ ここでいうインプットとは、「市場参加者が資産または負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定 (リスクに関する仮定を含む)」(IASB [2011] Appendix A) である。ここでいう仮定には、(a) 公正価値の測定に用いる特定の評価技法 (価格決定モデルなど) に固有のリスクや、(b) 評価技法へのインプットに固有のリスクがある (IASB [2011] Appendix A)。IASB [2011]では、市場参加者は資産または負債の価格付けを行う際に、リスクに関する調整を行うと考えており、それにより、測定がその資産または負債の出口価格を反映することになる。この出口価格こそが、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(IASB [2011] Appendix A) である。

公正価値ヒエラルキーは、観察可能かどうかにより、レベル1からレベル3までの3段階に区分されている。観察可能なインプットは、観察可能でないインプットよりも公正価値ヒエラルキー内での優先順位が高い。たとえば、「いかなる場合にも、資産または負債についての活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）があれば、企業は公正価値を測定する際に当該価格を修正なしで使用しなければならない⁷¹」（IASB [2011] para.69）としている。公正価値ヒエラルキーは、次に示す3段階である（IASB [2011] para.BC166）。

- (a) レベル1は、同一の資産および負債についての活発な市場における無修正の相場価格で構成される。
- (b) レベル2は、公正価値ヒエラルキーのレベル1に含まれない他の観察可能なインプットで構成される。
- (c) レベル3は、観察可能でないインプットで構成される（企業自身のデータが含まれ、必要ならば、市場参加者がその状況で使用するであろう仮定を反映するように調整される）。

以下、それぞれのレベルのインプットについてみていく。

まずレベル1のインプットは、「測定日における企業がアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）」（IASB [2011] para.76）である。活発な市場は、「資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」（IASB [2011] Appendix A）と定義される。IFRS第13号では、活発な市場における相場価格が公正価値の最も信頼性のある証拠を提供するとしており、それを利用可能な場合は、調整なしで使用して公正価値を測定しなければならないとしている（IASB [2011] para.77）。ある資産および負債のインプットが観察可能な市場の例として、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場があげられる（IASB [2011] para.B34）。

ここで、ある資産または負債について、活発な市場が複数ある場合が考えられる。そのためにレベル1のインプットでは、その資産または負債の主要な市場、もしくは最も有利な市場を決定すると同時に、測定日に企業がその資産または負債の取引をその価格で行うことができるかどうかを決定しなければならない（IASB [2011] para.78）。

次にレベル2のインプットは、「レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接または間接に観察可能なもの」（IASB [2011] para.81）である。レベル2のインプットには、次のようなものが含まれる（IASB [2011] para.82）。

⁷¹ ビッド価格（買呼値）とアスク価格（売呼値）がある場合には、ビッド・アスク・スプレッドの範囲内で、公正価値を最もよく表す価格を用いることとされている（IASB [2011] para.70）。

- (a) 活発な市場における類似の資産または負債に関する相場価格
- (b) 活発ではない市場における同一または類似の資産または負債に関する相場価格
- (c) 当該資産または負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット、たとえば、
 - (i) 通常公表される間隔で観察可能な金利およびイールド・カーブ
 - (ii) インプライド・ボラティリティ
 - (iii) 信用スプレッド
- (d) 市場の裏付けがあるインプット⁷²

特定の資産および負債の公正価値測定にレベル 2 のインプットを使用する例として、ロンドン銀行間取引金利スワップ・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ、外貨建のイールド・カーブに基づく固定受・変動払の金利スワップ、特定の銀行のプライム・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ、3 年物の上場株式オプション、ライセンス契約、小売店の製品在庫、所有し使用している建物、資金生成単位があげられる (IASB [2011] para.B35)。

最後にレベル 3 のインプットは、「資産または負債に関する観察可能でないインプット」(IASB [2011] para.86) である。公正価値は、市場を基礎とした測定であるが、特定の資産または負債について、主要な市場または最も有利な市場からインプットを入手できないということが考えられる。たとえば、その資産または負債について、市場活動がほとんどない場合である。そのような場合、観察可能でないインプットを使用しなければならない (IASB [2011] para.87)。

IFRS 第 13 号では、観察可能でないインプットを利用するにあたり、「その状況において入手可能な最良の情報(企業自身のデータを含む)を用いて仮定しなければならない」(IASB [2011] para.89) としている。観察可能でないインプットは、企業が作成した見積りのような企業自身のデータが出発点となることも考えられる。ただし、合理的に利用可能な情報が、(a) 他の市場参加者がある資産または負債の価格付けを行う際に異なるデータを使用すること、または(b) 他の市場参加者には利用できない企業に特有なものが存在することを示している場合には、インプットを調整することが求められている (IASB [2011] para.89 & BC174)。

特定の資産および負債の公正価値測定にレベル 3 のインプットを使用する例として、長期の通貨スワップ、3 年物の上場株式オプション、金利スワップ、企業結合で引き受けた廃棄義務、資金生成単位があげられる (IASB [2011] para.B36)。

⁷² IASB [2011]は、「直接的に観察可能ではないが、観察可能な市場データが基礎または根拠となっている、市場の裏付けのあるインプットはレベル 2 に含めることが適切」(IASB [2011] para.BC171) であると結論づけた。これは、そのようなインプットは、観察可能ではないインプットよりは主観性が低いと考えられるためである (IASB [2011] para.BC171)。

3 評価技法

上述したように、企業は公正価値測定を行うために、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ、インカム・アプローチという3つの評価技法のうち、1つ以上と整合する評価技法を使用しなければならない (IASB [2011] para.61-62)。IFRS 第13号では、それらのそれぞれについて、その要点が要約されている。

マーケット・アプローチは、「同一のまたは比較可能な (すなわち、類似の) 資産、負債または資産と負債のグループ (事業など) に関わる市場取引で生み出される価格その他の関連性のある情報を用いる」 (IASB [2011] para.B5) ものである。たとえば、複数の類似資産から算出される市場倍率を用いるような評価技法である。

コスト・アプローチは、「資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額 (現在再調達原価と呼ばれることが多い) を反映する」 (IASB [2011] para.B8) ものである。これは、市場参加者である売手と買手の観点から説明される。市場参加者である売手は、ある資産の売却により受け取る価格の基礎として、買手が同様の効用をもつ代替資産を購入または建設するためのコストを陳腐化について調整した金額を用いる。これは、市場参加者である買手が、その資産がもつ効用を再調達するために必要な金額よりも多くの金額を支払うことはないからである (IASB [2011] para.B9)。IFRS 第13号によれば、現在再調達原価法は、「他の資産または他の資産および負債との組み合わせで使用される有形資産の公正価値の測定に使用される」 (IASB [2011] para.B9) ものである。

インカム・アプローチは、「将来の金額 (たとえば、キャッシュ・フローまたは収益および費用) を単一の現在の (すなわち、割引後の) 金額に変換する」 (IASB [2011] para.B10) ものである。インカム・アプローチを用いる公正価値測定には、それらの将来の金額に関する現在の市場の予想が反映される。IFRS 第13号では、そのような評価技法として、次のようなものをあげている (IASB [2011] para.B11)。

- (a) 現在価値技法
- (b) オプション価格算定モデル (ブラック＝ショールズ＝マートン算式または二項モデル (すなわち、格子モデル) など)。これらは現在価値技法を織り込み、オプションの時間的価値と本源的価値の両方を反映する。
- (c) 多期間超過収益法 (一部の無形資産の公正価値の測定に使用される)

4 開示

IFRS 第13号では、公正価値測定に関する開示について、企業は財務諸表利用者が次の2点を評価するのに役立つ情報を開示しなければならないとしている (IASB [2011] para.91)。

- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的または非経常的に公正価値で測定される資産および負債については、評価技法および当該測定を作成するのに用いたインプット
- (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益またはその他の包括利益に与える影響

そのような情報を開示するために、以下のすべてを考慮しなければならない（IASB [2011] para.92）。

- (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
- (b) 様々な要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
- (c) どの程度の集約または分解を行うべきか
- (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか

公正価値により測定される資産または負債について、企業は、次の情報を開示しなければならない（IASB [2011] para.93）。

- (a) 経常的および非経常的な公正価値測定⁷³について、当該測定の理由。
- (b) 経常的および非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2、または3）。
- (c) 報告日現在で保有している資産または負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替、その振替の理由および、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針。
- (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2およびレベル3に区分される経常的および非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。
- (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表。
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている(e)(i)の当期の利得または損失の合計額のうち、報告期間末現在で保

⁷³ 資産または負債の経常的な公正価値測定とは、「他のIFRSにより各報告期間末に財政状態計算書において認識することが要求または許容されている公正価値測定」（IASB [2011] para.93）のことをいう。資産または負債の非経常的な公正価値測定とは、「他のIFRSにより特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求または許容されている公正価値測定」（IASB [2011] para.93）のことをいう。

有している資産および負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、およびそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目。

- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的および非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明（たとえば、企業が評価の方針および手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているのかなど）。
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。
- (ii) 金融資産および金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。
- (i) 経常的および非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、企業はその旨および当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない。

これらのうち、(a)および(b)の情報を開示する場合に企業が作成する情報の例として、IFRS 第 13 号は次の表を示している（IASB [2011] para.IE60）。

表 6-2 公正価値で測定される資産

項目	X9 年 12 月 31 日	報告期間末現在の下記を用いた公正価値測定			利得 (損失) 合計
		活発な市場 における同 一資産の相 場価格 (レベル 1)	重要な他の 観察可能な インプット (レベル 2)	重要な観察 可能でない インプット (レベル 3)	
経常的な公正価値測定					
売買目的の有価証券：					
不動産業	93	70	23		
石油・ガス産業	45	45			
その他	15	15			
合計	153	130	23		
その他の持分証券：					
金融サービス業	150	150			
医療産業	163	110		53	

エネルギー産業	32			32
プライベート・エクイティ・ ファンド投資	25			25
その他	15	15		
合 計	<u>385</u>	<u>275</u>		<u>110</u>
債権：				
住宅ローン担保証券	149		24	125
商業不動産ローン担保証券	50			50
債務担保証券	35			35
無リスクの政府証券	85	85		
社債	93	9	84	
合 計	<u>412</u>	<u>94</u>	<u>108</u>	<u>210</u>
ヘッジファンド投資：				
株式 買持ち／売持ち	55		55	
国際投資機会	35		35	
高利回り債権	90			90
合 計	<u>180</u>		<u>90</u>	<u>90</u>
デリバティブ：				
金利契約	57		57	
外国為替契約	43		43	
信用契約	38			38
商品先物契約	78	78		
商品先渡契約	20		20	
合 計	<u>236</u>	<u>78</u>	<u>120</u>	<u>38</u>
投資不動産：				
商業用—アジア	31			31
商業用—ヨーロッパ	27			27
合 計	<u>58</u>			<u>58</u>
経常的な公正価値測定合計	1,424	577	341	506
非経常的な公正価値測定				
売却目的保有の資産*	26		26	15
非経常的な公正価値測定合計	<u>26</u>		<u>26</u>	<u>15</u>

(注：同様の表が負債についても作成される（企業が他の様式の方が適切と判断する場合を除く）。)

*IFRS 第 5 号にしたがって、売却目的保有の帳簿価額 CU35 百万の資産が、公正価値の CU26 百万から売却コスト CU6 百万を控除した額 (CU20 百万) まで評価減された。これにより CU15 百万の損失が生じ、当期の純損益に含まれている。

出典：IASB [2011] para.IE60 に基づき，一部改変

第 4 節 おわりに

本章では、まず IASB による概念フレームワークから、IFRS の前提となっている考え方を概観した。概念フレームワークでは、一般目的財務報告の目的からはじまり、有用な財務情報の質的特性、財務諸表の目的および範囲、財務諸表の構成要素、測定基礎の選択といった内容が定義されていた。それらの内容は、IFRS の基準開発・情報作成者の会計方針決定・関係者の基準の理解や解釈に役立つものであった。

次に IFRS 第 13 号を取りあげ、公正価値の考え方を概観した。IFRS 第 13 号では、測定基礎としての公正価値が定義され、どのような評価技法により測定され、そしてどのようにして開示されるのかが示されていた。IFRS 第 13 号は、IFRS の他の基準において公正価値の使用が求められる際に、公正価値をどのようにして適用するのかを明らかにする基準であった。

第7章 売却時価会計の理論的背景と展望

第1節 はじめに

本章の目的は、これまでの諸章の内容をふまえ、売却時価会計の理論的背景を明らかにすることである。本章で公正価値会計および売却時価会計を取り上げる理由は、出口価格を含む概念を測定基礎として用いる会計システムには、どのような理論的背景が存在するのかを明らかにするためである。会計システムにおける測定基礎は、提供する情報の性質を決定するものであるため、その選択は非常に大きな意味をもつ。しかし、共通して出口価格を含む概念を測定基礎としているにも関わらず、IFRS、チェンバース理論、スターリング理論の3者には、それぞれ差異がみられる。その差異を取りあげて検討することで、測定基礎として売却時価を用いる会計システムの理論的背景を明らかにすることを試みる。

本章は次のように構成される。まず、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計について、その計算構造を比較する。また、共通する理論的背景を明らかにする。次に、IFRSにおける公正価値会計と、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計の理論構造を比較する。最後にこれらをふまえて、測定基礎として売却時価を用いる会計理論の展望を明らかにする。

第2節 売却時価会計学説の計算構造の比較

チェンバースとスターリングは、両者ともに売却時価会計を提唱している。スターリングによれば、彼らの会計理論における売却時価による測定値は同じものである (Sterling [1979] p.107)。実際に、計算される利益の額は同じである。しかし、彼らの売却時価会計の理論では、利益の表示に関する考え方に若干の差異がみられる。本節では、その差異について Chambers [1975]を参考に取りあげる。

チェンバースは Chambers [1975]において、Sterling [1975a]の設例を取りあげ、利益計算の流れについて批判を行っている。チェンバースが取りあげた Sterling [1975a]の設例は、本論文では第4章第3節で取りあげている。その設例における財務諸表は、本論文では表4-2で取りあげている。表4-2では、売却時価会計による損益計算書は次のようなものであった。

表 4-2 取得原価および売却時価による財務諸表（一般物価水準変動の調整あり）

（* 再掲にあたり売却時価による財務諸表のみ抜粋）

売却時価			
比較貸借対照表（\$）			
		1月1日	2月1日
現金	360	(300×1.2)	300
		*1月1日のみ	
有価証券	840	(700×1.2)	1,050
		*1月1日のみ	
資産合計	<u>1,200</u>		<u>1,350</u>
投下資本	1,200	(1,000×1.2)	1,200
留保利益	<u>0</u>		<u>150</u>
資本合計	<u>1,200</u>		<u>1,350</u>
損益計算書（\$）			
			1月
収益			<u>0</u>
有価証券の売上原価			<u>0</u>
			0
有価証券の保有利得(1,050 - 840)			210
現金の保有損失(360 - 300)			<u>(60)</u>
純利益			<u>150</u>

出典：Sterling [1975a] p.48, 50

本論文の第2章第5節第5項の(2-15式)で示したように、チェンバースは一般物価変動と個別価格変動の両方の影響を反映した利益は、 $N(q-p) - Mp$ であるとしている。

M ：正味貨幣性資産の測定値（負債控除後）， N ：短期性および耐久性の在庫品（非貨幣性資産）の測定値， R ：残余持分の測定値， p ：一般物価水準の変動割合， q ：個別価格水準の変動割合

$$M + N(1+q) = R(1+p) + N(q-p) - Mp \quad (2-15 \text{ 式})$$

したがって、表 4-2 で示されている純利益 150 を $N(q-p) - Mp$ にあてはめると、次のように計算される。

$$700 \times (50\% - 20\%) - 300 \times 20\% = 210 - 60 = 150$$

しかし、チェンバースは Chambers [1975]において、損益計算書は次の表のように表示すべきであると指摘している。

表 7-1 チェンバースによる損益計算書

損益計算書 (\$)	
収益	0
価格変動調整	350
資本維持調整	(200)
純利益	150

出典：Chambers [1975] p.58 から筆者作成

チェンバースによれば、利益計算とは、どのようにして1月1日の1,000ドルが2月1日に1,350ドルになったのかを説明するためのものである。そこでは、1月1日の貨幣の量1,000ドルが2月1日のCOG1,200ドルに上昇したことを示す何らかの項目が含まれていなければならない。しかし、スターリングが示した損益計算書では、そのようなものはみられない (Chambers [1975] p.58)。

チェンバースによる損益計算書は、(2-15式)のような計算手順をそのまま反映したものではない。資産に生じたすべての価格変動から、資本に生じた価格変動を差し引きする形で利益を表示している。そのような表示方法であれば、有価証券および資本に生じた変動額が損益計算書に表示されることになる。すなわち、財政状態の変動および残余持分の変動に関する情報が損益計算書に表示され、最適適応に資する情報の提供が可能となる。

第3節 公正価値会計と売却時価会計の比較

本節では、これまでの諸章で概観した公正価値会計と売却時価会計について比較を行う。特に、会計(理論)の目的・位置付け、財務情報が満たすべき要件、財務諸表の目的、財務諸表の構成要素と利益の定義、測定基礎の選択理由、測定基礎の定義、財政状態の開示といった点を取りあげる。まず、それらを表にまとめると次のようになる。

表 7-2 公正価値会計と売却時価会計

	公正価値会計	チェンバース理論	スターリング理論
会計(理論)の目的・位置付け	概念フレームワーク：審議会が基準を開発することを支援すること、特定の取引または事象に当てはまる基準がない場合に作	目的：市場における将来の行動のための指標としての継続的な財務情報源の提供を目的とした、回顧的かつ現在性をもつ	目的：科学的会計として、経験的現象についての記述と説明を提供すること。また、科学的な意味において、それらの現

	成者が会計方針を策定することを支援すること、すべての関係者が基準を理解し解釈することを支援すること 公正価値測定：公正価値の測定または開示を要求または許容している IFRS に適用される基準	た貨幣による計算の方法 位置付け：会計理論を構成する概念同士が体系的かつ整合的に結びつき、全体として実務に対する規範となるような理論	象の予測を可能とする法則と理論を探求すること 位置付け：会計上の諸問題を解決できる科学的な会計理論
財務情報が満たすべき要件	基本的な質的特性：目的適合性および忠実な表現 補強的な質的特性：比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性	客観性、目的適合性、統一性、照応性、中立性、信頼性	目的適合性、真実性／経験的検証可能性
財務諸表の目的	現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供すること	市場における行動者が最適適応に達するための情報を提供すること。すなわち、主体の今現在の財政額で表した情報を提供すること	目的適合性および真実性／経験的検証可能性を満たす情報を提供すること。すなわち、主体の今現在の財に対する支配力を表す情報を提供すること
財務諸表の構成要素と利益の定義	資産：過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源 負債：過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務 持分：企業のすべての負債を控除した後の	資産：ある実体の支配下にあるすべての手段のうち、分離可能な手段 負債：持分のうち、債権者に対する義務のこと 持分：ある実体がもつ権利や義務のこと。持分のうち、な	資産：富の項目 負債：負の資産であり、財に対する支配力における控除分 利益：2 時点間の富の差額

	<p>資産に対するの残余持分</p> <p>収益：持分の増加を生じる資産の増加または負債の減少のうち、持分請求権の保有者からの拠出に係るものを除いたもの</p> <p>費用：持分の減少を生じる資産の減少または負債の増加のうち、持分請求権の保有者への分配に係るものを除いたもの</p>	<p>んの制約もなしに行使できる部分のことを、残余持分という。</p> <p>利益：2 時点間の富の差額</p>	
測定基礎の選択理由	適用した測定基礎が提供する情報が利用者にとって有用であるかどうかについて、質的特性に照らして選択される	仮説演繹法により現実世界の観察から理論展開が行われた結果、主体の最適適応に必要な情報を提供する測定基礎として選択された	科学的方法論にしたがって、目的適合性および真実性／経験的検証可能性を満たす測定基礎として選択された
測定基礎の定義	公正価値 (fair value) : 測定日時時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格	現在現金等価額 (current cash equivalent) : 現在保有している額を基礎として、現在の状態に自身を適応させるという目的のために、市場に現金を携えていく能力を示すもの	財に対する支配力 (command over goods) : 市場で支配できる財の数に関する尺度
財政状態の開示	財政状態計算書において、それぞれのレベルのインプットを区別した上で公正価値を表示する	貸借対照表において一般物価水準変動を調整した現在現金等価額を表示する	貸借対照表において一般物価水準変動を調整した財に対する支配力を表示する

出典：IASB [2011], IASB [2018], Chambers [1955a], Chambers [1955c], Chambers [1966], Chambers [1980], Sterling [1970a], Sterling [1979]から筆者作成

第1に、会計（理論）の目的について、IFRSと売却時価会計では、そもそもの問題意識が異なる。IFRSは、過去の基準との整合性を意識しながら、コメントに対する回答などを通じて、関係者の多くに受け入れられるような基準として作成されている。それに対し、売却時価会計は当時の基準に対する対抗案として、科学的方法論に基づいて演繹的に理論が展開されている。特に売却時価会計では、両者ともに取得原価会計を意識して理論構築を行っており、資産によっては取得原価を測定基礎として適用することがあるIFRSとはその考え方が大きく異なる。

第2に、会計（理論）の位置付けについて、公正価値会計と売却時価会計では、そもそもの構造が異なることがわかる。IFRSにおける概念フレームワークとIFRS第13号の位置付けをみると、概念フレームワークがすべての会計理論の基礎となり、そこから展開したとされる基準のうちの1つがIFRS第13号である。IFRS第13号は、測定基礎の1つである公正価値について定めたものであり、公正価値を適用すべき場面や、公正価値の有用性を主張する基準ではない。すなわち、複数の測定基礎による測定を認めている会計理論の一部分という位置付けである。一方で、売却時価会計では、両者ともに科学的方法論を基礎とした会計理論であるという点が前面に押し出されており、現時点では、そのような会計理論で最適と考えられる測定基礎は売却時価である、という理論展開がなされている。

第3に、財務情報が満たすべき要件について、IFRS、売却時価会計ともに、類似する用語の使用がみられる。特に目的適合性は、3者ともにあげている。また、IFRSにおける忠実な表現は、売却時価会計においても類似する内容の要件がみられる。

それぞれの会計における目的適合性の定義は次のようなものである。IFRSにおける目的適合性は、意思決定に相違を生じさせることができる情報をもつ質的特性である（IASB [2018] para.2.6）。チェンバース理論における目的適合性は、行動者の適応力に対し何らかの関係をもち、したがって適応に役立つ情報をもつ性質である（Chambers [1966] p.149）。スターリング理論における目的適合性は、ある意思決定モデルによって特定される属性をもつ性質である（Sterling [1979] p.85）。このように内容については、どれも情報利用者の意思決定に有用であることを述べているという意味で、類似したものである。しかし、IFRSはある資産を測定するたびに目的適合性の要件を用いて様々な測定基礎による測定値を比較するのに対し、売却時価会計は理論構築の時点で目的適合性の要件を用いて測定基礎を1つに定めている。すなわち、IFRSと売却時価会計では、目的適合性の要件の使い方が異なっている。

IFRSにおける忠実な表現は、チェンバース理論における客観性・照応性・中立性・信頼性、スターリング理論における真实性／経験的検証可能性と類似した要件であるが、3者は検証の位置付けが異なる。IFRSでは、検証は補強的な質的特性における検証可能性に含ま

れている。一方で、チェンバース理論では、客観性を確保するために検証が必要であるとされる（Chambers [1964] p.269）。スターリング理論でも、真実性／経験的検証可能性を確保するためには、検証が必要である（Sterling [1970a] p.41, Sterling [1979] p.39）。すなわち IFRS では、検証可能性がなくても情報が有用である可能性があるという点で、売却時価会計の情報とは性質が異なるといえる。

第4に、財務諸表の目的は、3者ともに、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することであるという点で共通している。ただし、財務諸表で提供すべき情報の基礎となる測定基礎が異なる。IFRS では、情報利用者の意思決定に最も有用な情報を提供できる測定基礎を用いているが、売却時価会計では、他の測定基礎による情報が意思決定に活用できる情報であることをふまえた上で、報告すべき測定値は売却時価による測定値のみであると結論付けている。

第5に、財務諸表の構成要素と利益の定義について、IFRS と売却時価会計にはその位置付けに差異がみられる。IFRS では、基準設定における問題解決のために定義され、実務における混乱の解消のために2018年の概念フレームワークにおいて改訂された（IASB [2018] para.BC4.3）。基準の基礎になっているとはいえ、それぞれの基準の導出に直接の理論的つながりがあるわけではない。一方で売却時価会計では、理論構築の過程で利益の定義が行われている。チェンバース理論では、主体の財政状態に関する情報が有用であることをふまえた上で、2時点間の富の差額が利益であると定義した。スターリング理論では、利益測定に関する議論の基礎としてヒックスの利益の定義を引用し、その後の理論展開に役立てている。

第6に、測定基礎の選択理由では、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供できる測定基礎を使用すべきという点で、3者は共通している。ただし、情報利用者の意思決定と測定基礎選択の関係は3者で異なる。IFRS では、各基準が対象としているそれぞれの測定項目について、基本的な質的特性に照らし、有用そうな情報を比較検討して判断される。一方で、売却時価会計では、有用な情報を理論展開の過程で1つに定めている。チェンバース理論では、人間が最適適応を目指して行動するという前提をふまえて、売却時価による情報が有用であると結論付けている。スターリング理論では、意思決定モデルの検討を含む要件に照らして、財務諸表では売却時価による測定値を報告すべきであると結論付けている。IFRS は各種の測定基礎による測定値について質的特性に照らして比較するという過程を経るのに対し、売却時価会計は理論展開の過程で既に売却時価による測定値を用いることを決定している。意思決定に有用な情報は何かという議論において、売却時価会計はIFRS よりも進んでいるといえる。

第7に、測定基礎の定義は、売却時価（出口価格）を含むという意味では3者ともに共通しているが、若干の差異がある。IFRS における公正価値の定義は、単に出口価格を含む複数のインプットによる測定値を定義したものである。一方で、売却時価会計における現在現金等価額および財に対する支配力の定義⁷⁴は、単一のインプットによる測定値を定義したも

⁷⁴ スターリングによれば、チェンバースが主張する現在現金等価額は、財に対する支配力

のである。さらに売却時価会計における定義は、売却時価が具体的にどのような意味をもち、なぜその情報を提供すべきなのかまで明らかにしているという点を指摘できる。

第8に、財政状態の開示は、インプットの数によって差異がある。公正価値測定では、レベル1からレベル3までのインプットが考えられるので、それらを区別して表示することを求めている。インプットのレベルによっては、その振替調整額を報告するための表が求められる。一方で売却時価会計では、売却時価以外のインプットを認めていないので、必然的にインプットは1つとなる。チェンバースおよびスターリングは、一般物価水準変動の調整が必要であると考えており、財務諸表には調整済みの情報が表示される。前節で確認したように、表示の仕方については両者に若干の差異がみられるものの、最終的に表示される利益は同じである。チェンバースの損益計算書によれば、価格変動および資本維持にかかる調整額がわかり、スターリングの損益計算書によれば、所有資産および現金の保有利得・損失がわかる。

第4節 測定基礎として売却時価を用いる会計理論の展望

本節では、これまでに概観したIFRSと売却時価会計をふまえ、測定基礎として売却時価を用いる会計理論について検討する。出口価格を用いる会計基準として現在制度化されているIFRSについて、今後の展望を示す。

これまでの歴史の中で、単一の測定基礎として売却時価を用いる会計システムが制度化されたことはない。IFRSは複数の測定基礎を用いる混合測定会計であるとはいえ、売却時価に類似する測定基礎を用いる会計システムとして、初めて制度化されたものである。そのため、測定基礎として売却時価を含むものを用いる会計システムは、未だ発展途上ということができ、様々な面で検討の余地が残されていると思われる。

まず、売却時価会計が測定基礎として売却時価のみを用いているように、IFRSにおいて測定基礎として公正価値のみが用いられる可能性があるのかどうかを考えてみたい。IFRSでは、測定基礎の選択を概念フレームワークで行わず、各基準において行っている。すなわち、測定基礎を選択してから各基準を検討するのではなく、各基準において測定基礎を選択するという理論構造である。今後もこの構造が変化しないとすれば、すべての基準において測定基礎として公正価値がふさわしいとされる時がくるまで、全面公正価値会計は実現しないと考えられる。したがって、IFRSが全面公正価値会計に移行する可能性は、概念フレームワークにおいて測定基礎の選択が行われる理論構造にならない限り、低いと考えられる。

IFRSの各基準において公正価値の使用が広がること自体は、財務諸表の目的に照らして考えれば、可能性はあると思われる。財務諸表の目的は、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供するという意味で、IFRSと売却時価会計で差異はほとんどない。チェンバースお

と同様のものである (Sterling [1979] p.107)。

よびスターリングは同様に売却時価が有用であるという結論にたどり着いていることから、各基準において公正価値による測定値に意思決定に有用な情報が含まれているとみなされることは十分に考えられる。

財務諸表について同様の目的をもっているにも関わらず、IFRS が混合測定会計となり、売却時価会計が単一の測定基礎を用いる会計システムとなっているのは、方法論の違いによるものである。特に、情報利用者の意思決定に関する議論の違いが大きな影響を与えている。IFRS では、ある情報が情報利用者の意思決定に相違を生じさせることができるかどうか（すなわち、目的適合性があるかどうか）について、実際に情報利用者の意見を求めている（IASB [2018] para.BC2.14）。すなわち、概念フレームワークのはじめに意思決定を定義しているものの、その結果選択した測定基礎の有用性については、情報利用者の意見に拠っているのである。一方で売却時価会計では、一般的な情報利用者を仮定し、演繹的に意思決定の手順を導出し、測定基礎の選択まで行っている。各基準において個別に情報利用者の意見を集めるよりも、理論展開の過程で意思決定を仮定し測定基礎の選択における基礎とする方が、首尾一貫した理論が構築されるのは明らかである。そのような方法論の違いが、最終的な結果として、混合測定会計と売却時価会計という違いに表れている。IFRS は既に制度化されている基準であるため、方法論や理論展開を変更することは考えづらいが、意思決定の定義から測定基礎の選択に至るまでの理論的背景を、より明確にする必要があると思われる。

理論の構造では、理論構築に用いた科学的方法論の恩恵により、理論全体としてIFRS よりも売却時価会計の方が首尾一貫しており、理論的背景が明確であるといえる。しかし、実際の情報利用者の意見をふまえて微調整しながら修正していく方法の方が、実行可能性として優れているのも確かである。科学的方法論によると、基礎的前提から段階的に理論を構築していく都合上、後から一部を修正するという事は難しく、基礎的前提が変化すれば、理論全体を構築し直さなければならない。したがって、情報利用者に受け入れられやすくなるような汎用性の高い理論を、現実的な労力で構築するという意味では、後から微調整がきく方法論を用いる利点が確かに存在する。

IFRS の公正価値と売却時価会計の差異の中でも重要なものが、観察可能でないインプットの扱いである。IFRS 第 13 号ではレベル 1 からレベル 3 までのインプットを認めているが、売却時価会計では観察可能な価格のみをインプットとして認めている。IFRS において、観察可能でない測定値であればあるほど公正価値ヒエラルキーのレベルが下がっていくということは、すなわち検証可能性が低い情報ほどレベルが下であるということである。この差異は、IFRS では検証可能性がなくても情報が有用である可能性があるとしてされているが、売却時価会計では検証可能性のある情報のみを有用であるとして認めているために生じる。

開示において、IFRS 第 13 号では、インプットのレベル別の開示や、インプットの評価技法の開示を要求している。この開示方法は、測定基礎としての公正価値について、IFRS は検証可能性をはっきりと意識していることの表れであるといえる。検証可能性がなくても

有用な情報である可能性があるならば、評価技法などの情報を追加した上で、検証可能性に乏しい情報として開示した方が、情報利用者の意思決定に資すると考えられる。この点については、検証可能性のない情報は開示しない売却時価会計よりも、優れている点である。とはいえ、これは検証可能性のない情報にも有用性がある可能性があるとして仮定した場合の話であるという点に注意が必要である。IFRS が今後もレベル2 およびレベル3 の開示を認めるならば、検証可能性のない情報を追加の情報付きで開示した方が、検証可能性のない情報を開示しないよりも有用であるという証拠が求められる。

一方で、公正価値ヒエラルキーのレベル1 のインプットによる情報は、有用性があることがわかっている。第5章における実証研究の結果で確認できるように、売却時価を測定基礎として算定された測定値がもつ情報は、売却時価会計の理論における売却時価の概念と整合的である。厳密に言えば実際に全面売却時価会計が適用されたデータを用いたわけではないが、仮にそのようなデータによる検証を行ったとしても、整合的な結果を得ることが期待できる結果であった。今後、測定基礎として公正価値を用いる範囲が拡大していけば、より検証に適したデータの入手が可能となるため、より精密な検証が可能となるだろう。

公正価値ヒエラルキーのレベル1 のインプットによる情報を開示するならば、一般物価水準調整についてどのように開示するかが問題となる。チェンバースとスターリングの損益計算書では、最終的な利益が同じであるものの、その開示方法が異なっていた。会計理論の基礎にある定義や科学的方法論に照らして、どのような情報を開示すべきか検討が必要であろう。本論文では、その一つの例を第4章の表4-3で示している。表4-3では、開示されるすべての数値が経験的現象を表すことを念頭におき、貸借対照表において資産項目ごとの価格変動調整を詳細に示している。損益計算書については、スターリングと同様のものを使用しているが、こちらは本章第2節で述べたチェンバースによるものを使用することも考えられる。

第5節 おわりに

本章では、これまでに概観した概念フレームワークおよびIFRS第13号と売却時価会計の学説について、比較検討を行った。その結果、情報利用者の意思決定に資する情報を提供するという財務諸表の目的については、IFRS・売却時価会計で類似することが明らかとなった。そして、それ以外の差異は、混合測定会計であるIFRSと単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計の方法論の違いに起因することが明らかとなった。財務諸表が提供すべきであるとされる情報や情報もつべき要件は3者ともに類似する点がみられたものの、そもそもの会計（理論）の目的・位置付けや、そこから展開する測定基礎を選択するまでの流れは、まったく異なるものであった。その差異は、科学的方法論や理論展開を強く意識していた売却時価会計と、利用者の意見を取り入れ、受け入れられやすい基準を目指しているIFRSの特徴が表れた結果であるといえる。

さらに本章では、測定基礎として売却時価を用いる会計理論の展望を示した。そのような会計理論が今後制度として成立するために必要な要素をまとめると、次のようになる。(1) 会計理論の構造, (2) 情報利用者の意思決定に基づいた理論構築, (3) 科学的方法論の適用である。これらが満たされる形で会計理論が構築されることがあれば、単一の測定基礎として売却時価を用いる会計理論が成立することが期待される。

IFRS は混合測定会計として出発しているために全面公正価値会計となる可能性はあまり高くないと思われるが、公正価値の使用は今後広がっているものと考えられる。そのためには、測定基礎としての公正価値がどのような優位性をもつのかを、より明確なものとすることが求められる。特に、他の測定基礎に対する優位性だけでなく、公正価値ヒエラルキー間での差異をより明確なものとする必要がある。

終章

本論文の目的は、売却時価会計の理論的背景を明らかにすることであった。測定基礎としての売却時価は、取得原価の対抗馬として登場した歴史をもち、現代でもIFRSの公正価値会計に類似した概念がみられるなど、たびたび注目を集めている。しかし、売却時価の概念を含む測定基礎を用いる会計システムは複数存在するが、それらには成立の経緯や内容に差異が存在し、その統一的な理論的背景は明らかになっていない。そこで、本論文では、売却時価会計の学説およびIFRSの基準を手がかりとして、測定基礎として売却時価を用いる会計システムの理論的背景を明らかにすることを試みた。本論文の構成と結論は次の通りである。

第1章では、会計理論の構造と方法論について検討することを目的として、チェンバースの1950年代の論考を取りあげ、会計の一般理論といえるものもつべき構造と、そのような理論を構築するための方法論を明らかにすることを試みた。その結果、彼が想定する会計の一般理論とは、現実世界の観察から命題が段階的に導出されていき理論が形成されるような構造をとるものであることが明らかとなった。そのような理論は、あらゆる実体に適用できる会計理論となる。そして、そのような理論は、科学的方法論である仮説演繹法を用いることで生じるものである。彼の問題意識は、当時会計理論とされていたものは会計理論たりえないとして、科学的方法論による会計理論構築の必要性を感じていたところにある。そして、そのような理論は、第2章で取りあげるChambers [1966]において具体化されることになる。

第2章では、チェンバースの売却時価会計の理論について検討することを目的として、Chambers [1966]を取りあげ、一般理論として体系化された売却時価会計の理論構造を明らかにすることを試みた。その結果、命題の性質の区別に若干の曖昧さがあるものの、現実世界の観察から段階的に命題を導出することで、命題体系として理論構築がなされていることが明らかとなった。Chambers [1966]では、まず有機体である人間ととりあげることから議論をはじめられており、これが現実世界の観察に相当する部分である。続いて、人間が合理的に行動することを前提とした最適適応の概念が導出される。そして、市場における人間の行動に現在現金等価額に関する情報が必要であることが導出される。この一連の流れに、複式簿記の仕組みや企業や政府といった実体の性質が加わり、売却時価会計の理論となる。

第3章では、スターリングの売却時価会計の理論について検討することを目的として、Sterling [1967], Sterling [1970a], Sterling [1970b]を取りあげ、彼の会計理論に対する基本的な考え方や、彼の売却時価会計の理論構造を明らかにすることを試みた。その結果、以下のことが明らかとなった。彼の問題意識は、当時の会計が科学として成立していなかったために、理論が実務の規範として機能できていなかったところにある。その解決策として、彼は科学的方法論による会計理論の構築を目指しており、会計理論を意思決定理論の

一部として位置付けた。彼の売却時価会計の理論における命題体系は、情報内容を規定する真実性および目的適合性という規準が、意思決定理論によりまとめられることで成立している。

第4章では、取得原価会計と売却時価会計による開示方法が比較検討されている Sterling [1975]を取りあげ、スターリングの売却時価会計による表示方法を明らかにし、さらに売却時価会計の理想的な開示方法を示すことを試みた。その結果、以下のことが明らかとなった。彼による売却時価会計の財務諸表では、COGに関する情報を表示する。そのために、売却時価により期末の貸借対照表を作成し、期首の貸借対照表に一般物価水準変動の調整を行う。そのようにして作成された財務諸表は、貸借対照表において総COGが表示され、損益計算書においてCOGの変動が表示される。それらの数値は、経験的検証可能性および目的適合性を満たすものである。さらに第4章では、売却時価会計の理想的な開示方法として、貸借対照表において資産の減価および増価を項目ごとに物価変動の種類別に区別して表示することを提案した。それにより、内部の財務諸表作成者と外部の財務諸表利用者間に生じる情報格差を解消することができることを示した。

第5章では、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計が実際に有用であるかどうかについて分析することを目的として、売却時価会計の理論に基づいて仮説を立て、疑似的に売却時価会計の分析を行った。具体的には、売却時価会計の有用性について検証するために、売却時価情報と株価の価値関連性について分析した。その結果、資産を売却時価で評価することによって、期間比較に用いることができ、企業の市場価値をより正確に説明できるということが示唆された。この結果は、売却時価情報は企業が自身の現状把握および意思決定をするために有用であり、また企業外部の利害関係者にとってリスク判断や経営者の過去の業績判断に用いるのに有用であるという両学説から導かれる含意と整合するものである。

第6章では、IFRSにおける公正価値に関する基準を概観することを目的として、「財務報告に関する概念フレームワーク」およびIFRS第13号「公正価値測定」を取りあげた。概念フレームワークでは、IFRSの基礎的前提といえるものが述べられており、IFRS第13号では、測定基礎としての公正価値について、網羅的に述べられている。ここで取りあげたIFRSの公正価値に関する基準を用いて、第7章で売却時価会計との比較検討を行った。

第7章では、測定基礎として売却時価を用いる会計理論の理論的背景と展望を明らかにすることを目的として、IFRSの公正価値会計、チェンバース理論、スターリング理論の比較検討を行った。その結果、情報利用者の意思決定に資する情報を提供するという財務諸表の目的については、IFRSおよび売却時価会計で類似することが明らかとなった。そして、それ以外の差異は、混合測定会計であるIFRSと単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計の方法論の違いに起因することが明らかとなった。財務諸表が提供すべきであるとされる情報や情報をもつべき要件はIFRS・売却時価会計ともに類似する点がみられたものの、そもそもの会計（理論）の目的・位置付けや、そこから展開する測定基礎

を選択するまでの流れは、まったく異なるものであった。その差異は、科学的方法論や理論展開を強く意識していた売却時価会計と、利用者の意見を取り入れて受け入れられやすい基準を目指している IFRS の特徴が表れた結果であるといえる。

さらに第7章では、売却時価を測定基礎として用いる会計理論の理論的背景と展望を明らかにすることを試みた。その結果、そのような会計理論が今後制度として成立するために必要な要素として、次のようなものをあげた。(1) 会計理論の構造、(2) 情報利用者の意思決定に基づいた理論構築、(3) 科学的方法論の適用である。

まず(1)について、売却時価会計が成立するためには、会計理論の構造そのものがそれに適した形でなければならない。そのような構造とは、まず基礎的前提が存在し、その基礎的前提により測定基礎の選択が行われ、その上で具体的な会計処理が検討されるようなものである。たとえば、現在の IFRS では、測定基礎の選択を概念フレームワークで行わず、各基準において行っている。すなわち、測定基礎を選択してから各基準を検討するのではなく、各基準において測定基礎を選択するという理論構造である。今後もこの構造が変化しないとすれば、すべての基準において測定基礎として公正価値がふさわしいとされる時がくるまで、全面公正価値会計は実現しないと考えられる。

次に(2)について、測定基礎を選択するにあたり、情報利用者の意思決定を仮定して理論を構築しなければならない。意思決定の仮定には、情報利用者の意見を直接取り入れる帰納的な方法と、理論展開の過程で意思決定を仮定する演繹的な方法がある。前者は実行可能性が高いという利点が存在するが、後者は首尾一貫した理論を構築することができる。単一の測定基礎を用いる会計システムの構築を目指すならば、意思決定の定義から測定基礎の選択に至るまでの理論が首尾一貫していることが求められるため、意思決定の仮定には後者の演繹的な方法を用いなければならない。そうでなければ、それぞれの会計処理について情報利用者の意見を取り入れることになり、混合測定会計になってしまうからである。

最後に(3)について、科学的方法論を適用して情報の有用性を検討しなければならない。科学的方法論は、仮説を検証することで理論を構築する方法論である。まず、会計理論の中で情報の有用性を定める要件を決定することが必要である。たとえば、目的適合性や検証可能性といった要件は、多くの会計理論においてみられるものである。次に、それらの要件による判断の正しさを確かめるために、それらの要件を満たすとされた測定基礎による情報を用いて検証を行う必要がある。そのような手順を踏むことで、ある会計システムが提供する情報の有用性が明らかとなる。

これらの3点が満たされることがあれば、単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計が制度として成立する可能性がある。これまでに単一の測定基礎として売却時価を用いる会計システムが制度化されたことはない。現在では、売却時価に類似する測定基礎を用いる会計システムである IFRS が制度化されており、活発に議論が行われている。そのため、測定基礎として売却時価の概念を採用する会計システムは、未だ発展途上とい

うことができる。公正価値情報に一定の有用性があることが判明していることから、今後、IFRSでは測定基礎として公正価値を用いる範囲は拡大していくと思われる。その中で、上述した3点を満たすような形で理論が構築されることがあれば、単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計が成立することが期待される。

本論文には、いくつかの課題が残されている。それらを列挙すると、次の通りである。

- ① 売却時価会計と、取得原価をはじめとする他の測定基礎を用いた会計の比較検討が行われていないこと。
- ② 公正価値のレベル1からレベル3までのインプットについて、それぞれの比較検討が行われていないこと。
- ③ 真の売却時価会計のデータを用いた実証研究が行われていないこと。

まず①について、本論文では売却時価会計を中心に取りあげていることから、売却時価会計以外の学説は取りあげていない。しかし、他の測定基礎・会計システムに対して売却時価・売却時価会計がもつ優位性をより詳細に明らかにしようとするならば、他の測定基礎・会計システムに関する学説との比較検討が必要である。本論文で取りあげたチェンバースおよびスターリングによる取得原価会計と売却時価会計の比較は、売却時価会計の論者からみた売却時価の優位性である。他方、取得原価会計の論者からすれば、その立場や視点からみた取得原価の優位性が存在する。チェンバースおよびスターリングは、当時リトルトンやマテシッチをはじめとする売却時価会計以外の論者と論争を行っていた。それについて触れることができれば、各学説の比較検討を通じて、売却時価・売却時価会計について、より深い検討ができると考えられる。

次に②について、本論文では売却時価会計と公正価値会計の比較にあたり、その考え方や理論的背景に着目している。そのため、公正価値のレベル1からレベル3までのインプットについて、それぞれの比較検討を行っていない。売却時価は公正価値のレベル1のインプットに近いと考えられる。しかし、公正価値はレベル1からレベル3までのインプットすべてを指すものであることから、それぞれのインプットの比較検討をふまえた上で、売却時価との比較検討を行うべきである。公正価値のレベル1・レベル2・レベル3は、それぞれ異なるインプットであることから、それぞれの数値には何らかの差異が生じるはずである。当然、それらの数値の意味や有用性も異なってくると考えられる。そのような点を明らかにすることができれば、売却時価・売却時価会計と、公正価値・公正価値会計について、より厳密な議論ができると考えられる。

最後に③について、これは課題というより限界というべき点である。本論文では売却時価会計の実証研究において、疑似的な売却時価会計によるデータを用いている。そのため、変数作成の過程で誤差が生じていたり、実際の売却時価会計のデータではみられない影響が生じていたりする可能性がある。これは、売却時価会計はこれまで制度会計として採用されたことがなく、真の売却時価会計のデータを入手することができないため、現時点では避けられない問題である。この問題は、売却時価会計が制度会計として採用されな

ければ解決することができない。幸い、公正価値会計に関する実証研究は可能なので、特にレベル1のインプットや全面公正価値会計といった側面から、売却時価会計の可能性を検討していきたい。

売却時価会計が制度会計として採用されることを期待するならば、売却時価会計が基準化された際に、どのような問題や影響が生じるかについて明らかにしておく必要がある。これは事前の検討ということで、理論研究において行われるべきものである。したがって、この点もまた、今後の課題としてあげられる。

このように、本論文にはいくつかの課題が残されている。理論研究の面では、売却時価会計の制度的実行可能性、それ以外の学説・制度とのより厳密な比較検討といった課題がある。実証研究の面では、データの入手に限界があるため、それ以外の側面から売却時価会計の可能性を検討するという課題がある。

参考文献

- 浅倉和俊 [1989] 「売却時価会計の論拠—スターリングの所説を中心に—」, 『三田商学研究』, 第 32 卷第 5 号, 232-244 頁。
- 石川鉄郎 [1992] 『時価主義会計論』, 中央経済社。
- 井尻雄士 [1968] 『会計測定的基础—数学的・経済学的・行動学的探究—』, 東洋経済新報社。
- 今田正 [1985] 「スターリング会計理論—『科学としての会計へ向けて』を中心に—」, 『経営と経済』第 65 卷第 1 号, 71-91 頁。
- 上野清貴 [2014] 「売却時価会計の進展と継承」, 『商学論纂』第 55 卷第 4 号, 465-518 頁。
- 上野清貴 [2017] 『会計理論研究の方法と基本思考』, 中央経済社。
- 上野清貴 [2019] 「会計の科学的要件と会計システム」, 『商学論纂』第 60 卷第 5・6 号, 27-59 頁。
- 小野重雄 [1966] 「会計思想の発展」, 『専修商学論集』第 2 号, 111-132 頁。
- 小野重雄 [1967a] 「チェンバース会計学 (その 1)」, 『専修商学論集』第 3 号, 28-48 頁。
- 小野重雄 [1967b] 「チェンバース会計学 (その 2)」, 『専修商学論集』第 4 号, 76-104 頁。
- 小野正芳 [2015] 「チェンバースと最適適合」, 上野清貴編 [2015] 『会計学説の系譜と理論構築』同文館, 158-171 頁。
- 榊原秀夫 [1981] 「意思決定モデル接近法と売却時価主義会計」, 『富大経済論集』第 21 卷第 1 号, 81-97 頁。
- 橋晋介 [1975] 「会計理論の構築にかんする一考察—チェンバース理論と ASOBAT を中心にして—」, 『同志社商学』第 26 卷 4-6 号, 525-558 頁。
- 富塚嘉一 [1997] 『会計認識論—科学哲学からのアプローチ』, 中央経済社。
- 永野則雄 [1980] 「チェンバース会計測定論の吟味: 現代測定論の観点から」, 『山口経済学雑誌』第 30 号, 391-432 頁。
- 西山一弘 [2004] 「会計における実証的検証可能性の意義: スターリング売却時価会計論より学ぶ」, 『一橋論叢』第 131 卷第 5 号, 472-487 頁。
- 西山徹二 [2015] 「スターリングと科学化」, 上野清貴編著 [2015] 『会計学説の系譜と理論構築』同文館, 172-185 頁。
- 林達夫・野田文夫・久野収・山崎正一・串田孫一監修 [1971] 『哲学事典 (改訂新版)』平凡社。
- 星野優太 [1982] 「会計評価に関する基礎的考察—スターリングの所説を中心として」, 『立命館経営学』第 21 卷第 2 号, 29-50 頁。
- 星野優太 [1984] 「スターリング会計測定論の再構成—構造-機能分析の視覚に着目して—」, 『文経論叢』第 19 卷第 1・2 合併号, 65-91 頁。
- 前田貞芳 [1967] 「チェンバース会計理論の基本構造」, 『エコノミア』第 34 卷, 54-89 頁。

- 前田貞芳 [1970] 「適応行動のための会計理論の形成（チェンバース理論を中心として）」、『企業会計』22巻12号，110-134頁。
- 吉田寛 [1966a] 「会計における適応理論」、『企業会計』第18号第7巻，124-128頁。
- 吉田寛 [1966b] 「会計概念の純化と拡大」、『會計』第90巻第3号，99-118頁。
- IFRS 財団編，企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2019] 「2019年IFRS基準日本語版の出版にあたって」、『IFRS基準<注釈付き>2019』中央経済社。
- AAA [1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*, American Accounting Association（飯野利夫訳 [1969] 『基礎的会計理論』国元書房）。
- Ahmed, A. S. and C. Takeda [1995] Stock market valuation of gains and losses on commercial banks' investment securities An empirical analysis, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.20, No.2, pp.207-225.
- Barth, M. E. [1994] Fair Value Accounting: Evidence from Investment Securities and the Market Valuation of Banks, *The Accounting Review*, Vol.69, No.1 pp.1-25.
- Barth, M. E., W. H. Beaver, W. R. Landsman [1996] Value-Relevance of Banks' Fair Value Disclosures under SFAS No.107, *The Accounting Review*, Vol.71, No.4, pp.513-537.
- Brickner, D. [2003] An Analysis of Factors Impacting the Value-Relevance of SFAS No.107 Fair Value Disclosures, *Journal of Business & Economics Research*, Vol.1, No.4, pp.15-32.
- Cahan, S. F., S. M. Courtenay, P. L. Gronewoller, D. R. Upton [2000] Value Relevance of Mandated Comprehensive Income Disclosures, *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.27, Nos.9-10, pp.1273-1301.
- Chambers, R. J. [1955a] Blueprint for a Theory of Accounting, *Accounting Research*, Vol.6, No.1, pp.17-25.
- Chambers, R. J. [1955b] Blueprint for a Theory of Accounting, *The Australian Accountant*, Vol.25, No.9, pp.379-386.
- Chambers, R. J. [1955c] A Scientific Pattern for Accounting Theory, *The Australian Accountant*, Vol.25, No.10, pp.428-434.
- Chambers, R. J. [1955d] Mr. Forster on "A Blueprint", *The Australian Accountant*, Vol.25, No.11, pp.458-460.
- Chambers, R. J. [1957a] Detail for a Blueprint, *The Accounting Review*, Vol.32, No.2, pp.206-215.
- Chambers, R. J. [1957b] *Accounting and Action*, The Law Book Co..
- Chambers, R. J. [1960] The Conditions of Research in Accounting, *The Journal of Accountancy*, Vol.110, No.6, pp.33-39.
- Chambers, R. J. [1962] *Towards a General Theory of Accounting*, The Australian Society of Accountants.
- Chambers, R. J. [1964] Measurement and Objectivity in Accounting, *The Accounting Review*, Vol.39, No.2, pp.264-274.

- Chambers, R. J. [1965] Measurement in Accounting, *Journal of Accounting Research*, Vol.3, No.1, pp.32-62.
- Chambers, R. J. [1966] *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall (塩原一郎訳 [1984] 『現代会計学原理—思考と行動における会計の役割—上・下』創成社) .
- Chambers, R. J. [1975] NOD, COG and PuPU: see how inflation teases!, *The Journal of Accountancy*, Vol.140, No.3, pp.56-62.
- Chambers, R. J. [1980] *Price Variation and Inflation Accounting*, McGraw-Hill Book Company Sydney.
- Cheng, C. S. A., J. K. Cheung, V. Gopalakrishnan [1993] On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns, *Accounting and Business Research*, Vol.23, No.91, pp.195-203.
- Clarke, F. L. and G. W. Dean [1996] Chambers, Raymond John (1917-), in M. Chatfield and R. Vangermeersch (Eds.), *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, Garland, pp.109-111.
- Dhaliwal, D., K. R. Subramanyam, R. Trezevant [1999] Is Comprehensive Income Superior to Net Income as a Measure of Firm Performance?, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, Nos.1-3, pp.43-67.
- Eccher, E. A., K. Ramesh and S. R. Thiagarajan [1996] Fair Value Disclosures by Bank Holding Companies, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.22, Nos.1-3, pp.79-117.
- FASB [1991] SFAS 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board.
- Forster, A. [1955a] Blueprint for a Theory: A Rejoinder, *Australian Accountant*, Vol.25, No.10, pp.435-437.
- Forster, A. [1955b] Blueprint for a Theory: A Rejoinder (Concluded), *Australian Accountant*, Vol.25, No.12, pp.521-524.
- Gaffikin, M. J. R. [1983] *Contemporary accounting thought: essays in honour of Raymond J. Chambers*, Prentice-Hall of Australia.
- Gaffikin M. J. R. [1994] Raymond Chambers (b.1917): Determined seeker of truth and fairness, in J. R. Edwards (Ed.), *Twentieth-Century Accounting Thinkers*, Routledge, pp.1-18.
- Gaffikin M. J. R. [2014] *Accounting Methodology and the Work of R. J. Chambers*, Routledge.
- IASB [2011] International Financial Reporting Standards 13 “Fair Value Measurement”, International Accounting Standards Board (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2019] 「公正価値測定」『IFRS 基準<注釈付き>2019』中央経済社) .
- IASB [2015] Exposure Draft, “Conceptual Framework for Financial Reporting”, International Accounting Standards Board.
- IASB [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, International Accounting Standards

- Board (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2019] 「財務報告に関する概念フレームワーク」『IFRS 基準<注釈付き>2019』中央経済社) .
- Littleton, A. C. [1956] Choice among Alternatives, *The Accounting Review*, Vol.31, No.3, pp.363-370.
- MacNeal, K. [1939] *Truth in Accounting*, University of Pennsylvania Press.
- Mozes, H. A. [2002] ‘The Value Relevance of Financial Institutions’ Fair Value Disclosures: A Study in the Difficulty of Linking Unrealized Gains and Losses to Equity Values, *Abacus*, Vol.38, No.1, pp.1-15.
- Nelson, K. K. [1996] Fair Value Accounting for Commercial Banks: An Empirical Analysis of SFAS No. 107, *The Accounting Review*, Vol.71, No.2, pp.161-182.
- O’Hanlon, J. F., and P. F. Pope [1999] The Value-Relevance of Dirty Surplus Accounting Flow, *British Accounting Review*, Vol.31, No.4, pp.459-482.
- Ohlson, J. A. [1995] Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, pp.661-687.
- Park, M. S., T. Park and B. T. Ro [1999] Fair Value Disclosures for Investment Securities and Bank Equity: Evidence from SFAS No.115, *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.14, No.3, pp.347-370.
- Rosenfield, P. [1977] *Collected Articles on Inflation Accounting*, ICRA Occasional Paper No.14, University of Lancaster.
- Rosenfield, P. [2006] *Contemporary Issues in Financial Reporting*, A User-oriented Approach, Routledge.
- Simko, P. J. [1999] Financial Instrument Fair Values and Nonfinancial Firms, *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.14, No.3, pp.247-274.
- Sterling, R. R. [1967] A Statement of Basic Accounting Theory: A Review Article, *Journal of Accounting Research*, Vol.5, No.1, pp.95-112.
- Sterling R. R. [1970a] *Theory of the Measurement of Enterprise Income*, The University Press of Kansas (上野清貴訳 [1990] 『企業利益測定論』, 同文館) .
- Sterling, R. R. [1970b] On Theory Construction and Verification, *The Accounting Research*, Vol.45, No.3, pp.444-457.
- Sterling, R. R. [1972] Decision Oriented Financial Accounting, *Accounting and Business Research*, Vol.2, pp.198-208.
- Sterling, R. R. [1975a] Relevant Financial Reporting in an Age of Price Changes, *Journal of Accountancy*, Vol.139, No.2, pp.42-51.
- Sterling, R. R. [1975b] Toward a Science of Accounting, *Financial Analysts Journal*, Vol.31, No.5, pp.28-36.
- Sterling R. R. [1979] *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Co (塩原一郎訳 [1995] 『科学的会計の理論』, 税務経理協会) .